

現行民法	民法の改正に関する要綱仮案(H26.8. 26決定)	民法(債権関係)の改正に関する要綱案(H27. 2. 10決定)	
(公序良俗) 第90条 公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。	第1 公序良俗(民法第90条関係) 公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は、無効とする。	第1 公序良俗(民法第90条関係) 公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は、無効とする。	
	第2 意思能力 意思能力について、次のような規律を設けるものとする。 法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しないときは、その法律行為は、無効とする。	第2 意思能力 意思能力について、次のような規律を設けるものとする。 法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効とする。	
(心裡留保) 第93条 意思表示は、表意者がその真意ではないことを知っていたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方が表意者の真意を知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする。	第3 意思表示 1 心裡留保(民法第93条関係) (1) 意思表示は、表意者がその真意ではないことを知っていたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方がその意思表示が表意者の真意ではないことを知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする。 (2) (1)による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。	第3 意思表示 1 心裡留保(民法第93条関係) (1) 意思表示は、表意者がその真意ではないことを知っていたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方がその意思表示が表意者の真意ではないことを知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする。 (2) (1)ただし書の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。	
(錯誤) 第95条 意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。	2 錯誤(民法第95条関係) (1) 意思表示は、次のいずれかの錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。 ア 意思表示に対応する意思を欠くもの イ 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反するもの (2) (1)イの錯誤による意思表示の取消しは、当該事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、することができる。 (3) (1)の錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合には、次のいずれかに該当するときは、(1)による意思表示の取消しをすることができない。 ア 相手方が、(1)の錯誤があることを知り、又は知らなかったことについて重大な過失があるとき。 イ 相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたとき。 (4) (1)による錯誤による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。	2 錯誤(民法第95条関係) (1) 意思表示は、次に掲げる錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。 ア 意思表示に対応する意思を欠く錯誤 イ 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤 (2) (1)イの規定による意思表示の取消しは、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、することができる。 (3) 錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合には、次に掲げる場合を除き、(1)の規定による意思表示の取消しをすることができない。 ア 相手方が表意者に錯誤があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったとき。 イ 相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたとき。 (4) (1)の規定による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。	
(詐欺又は強迫) 第96条 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。 2 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知っていたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。 3 前二項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意の第三者に対抗することができない。	3 詐欺(民法第96条関係) (1) 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。(民法第96条第1項と同文) (2) 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知り、又は知ることができたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。 (3) (1)又は(2)による詐欺による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。	3 詐欺(民法第96条関係) (1) 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。(民法第96条第1項と同文) (2) 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知り、又は知ることができたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。 (3) (1)又は(2)の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。	
(隔地者に対する意思表示) 第97条 隔地者に対する意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。 2 隔地者に対する意思表示は、表意者が通知を発した後に死亡し、又は行為能力を喪失したときであっても、そのためにその効力を妨げられない。	4 意思表示の効力発生時期等(民法第97条関係) (1) 相手方に対する意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。 (2) 相手方が正当な理由なく意思表示の通知が到達することを妨げたときは、その意思表示の通知は、その通知が通常到達すべきであった時に到達したものとみなす。 (3) 意思表示は、表意者が通知を発した後に死亡し、意思能力を喪失し、又は行為能力の制限を受けたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。	4 意思表示の効力発生時期等(民法第97条関係) (1) 意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。 (2) 相手方が正当な理由なく意思表示の通知が到達することを妨げたときは、その通知は、通常到達すべきであった時に到達したものとみなす。 (3) 意思表示は、表意者が通知を発した後に死亡し、意思能力を喪失し、又は行為能力の制限を受けたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。	

現行民法	民法の改正に関する要綱仮案(H26.8. 26決定)	民法(債権関係)の改正に関する要綱案(H27. 2. 10決定)	
<p>(意思表示の受領能力) 第98条の2 意思表示の相手方がその意思表示を受けた時に未成年者又は成年被後見人であったときは、その意思表示をもってその相手方に対抗することができない。ただし、その法定代理人がその意思表示を知った後は、この限りでない。</p>	<p>5 意思表示の受領能力(民法第98条の2関係) (1) 意思表示の相手方がその意思表示を受けた時に意思能力を有しない状態であったときは、その意思表示をもってその相手方に対抗することができない。ただし、その法定代理人がその意思表示を知った後又は意思能力を回復した相手方がその意思表示を知った後は、この限りでない。 (2) 意思表示の相手方がその意思表示を受けた時に未成年者又は成年被後見人であったときは、その意思表示をもってその相手方に対抗することができない。ただし、その法定代理人がその意思表示を知った後は、この限りでない。(民法第98条の2と同文)</p>	<p>5 意思表示の受領能力(民法第98条の2関係) 意思表示の相手方がその意思表示を受けた時に意思能力を有しなかったとき又は未成年者若しくは成年被後見人であったときは、その意思表示をもってその相手方に対抗することができない。ただし、次に掲げる者がその意思表示を知った後は、この限りでない。 (1) 相手方の法定代理人 (2) 意思能力を回復し、又は行為能力者となった相手方</p>	<p>※仮案・要綱案に内容の変更はなし</p>
<p>(代理行為の瑕疵) 第101条 意思表示の効力が意思の不存在、詐欺、強迫又はある事情を知っていたこと若しくは知らなかったことにつき過失があったことによつて影響を受けるべき場合には、その事実の有無は、代理人について決するものとする。</p>	<p>第4 代理 1 代理行為の瑕疵—原則(民法第101条第1項関係) (1) 代理人は相手方に対してした意思表示の効力が意思の不存在、詐欺、強迫又はある事情を知っていたこと若しくは知らなかったことにつき過失があったことによつて影響を受けるべき場合には、その事実の有無は、代理人について決するものとする。 (2) 相手方が代理人に対してした意思表示の効力が、意思表示を受けた者がある事情を知っていたこと又は知らなかったことにつき過失があったことによつて影響を受けるべき場合には、その事実の有無は、代理人について決するものとする。</p>	<p>第4 代理 1 代理行為の瑕疵—原則(民法第101条第1項関係) (1) 代理人は相手方に対してした意思表示の効力が意思の不存在、錯誤、詐欺、強迫又はある事情を知っていたこと若しくは知らなかったことにつき過失があったことによつて影響を受けるべき場合には、その事実の有無は、代理人について決するものとする。 (2) 相手方が代理人に対してした意思表示の効力が意思表示を受けた者がある事情を知っていたこと又は知らなかったことにつき過失があったことによつて影響を受けるべき場合には、その事実の有無は、代理人について決するものとする。</p>	
<p>2 特定の法律行為をすることを委託された場合において、代理人は本人の指図に従つてその行為をしたときは、本人は、自ら知っていた事情について代理人は知らなかったことを主張することができない。本人が過失によつて知らなかった事情についても、同様とする。</p>	<p>2 代理行為の瑕疵—例外(民法第101条第2項関係) 特定の法律行為をすることを委託された代理人はその行為をしたときは、本人は、自ら知っていた事情について代理人は知らなかったことを主張することができない。本人が過失によつて知らなかった事情についても、同様とする。</p>	<p>2 代理行為の瑕疵—例外(民法第101条第2項関係) 特定の法律行為をすることを委託された代理人はその行為をしたときは、本人は、自ら知っていた事情について代理人は知らなかったことを主張することができない。本人が過失によつて知らなかった事情についても、同様とする。</p>	
<p>(代理人の行為能力) 第102条 代理人は、行為能力者であることを要しない。</p>	<p>3 代理人の行為能力(民法第102条関係) 制限行為能力者が代理人としてした行為は、行為能力の制限によつては取り消すことができない。ただし、制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為については、この限りでない。</p>	<p>3 代理人の行為能力(民法第102条関係) 制限行為能力者が代理人としてした行為は、行為能力の制限によつては取り消すことができない。ただし、制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為については、この限りでない。</p>	<p>(注1)民法第13条第1項に掲げる行為(被保佐人がその保佐人の同意を得なければならない行為)に次の行為を加えるものとする。 民法第13条第1項に掲げる行為を制限行為能力者の法定代理人としてすること。 (注2)民法第120条第1項の規律を次のように改めるものとする。 行為能力の制限によつて取り消すことができる行為は、制限行為能力者(他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為にあっては、当該他の制限行為能力者を含む。)又はその代理人、承継人若しくは同意をすることができる者に限り、取り消すことができる。</p>
<p>(復代理人を選任した代理人の責任) 第105条 代理人は、前条の規定により復代理人を選任したときは、その選任及び監督について、本人に対してその責任を負う。 2 代理人は、本人の指名に従つて復代理人を選任したときは、前項の責任を負わない。ただし、その代理人は、復代理人が不適任又は不誠実であることを知りながら、その旨を本人に通知し又は復代理人を解任することを怠つたときは、この限りでない。</p>	<p>4 復代理人を選任した任意代理人の責任(民法第105条関係) 民法第105条を削除するものとする。</p>	<p>4 復代理人を選任した任意代理人の責任(民法第105条関係) 民法第105条を削除するものとする。</p>	

現行民法	民法の改正に関する要綱仮案(H26.8. 26決定)	民法(債権関係)の改正に関する要綱案(H27. 2. 10決定)	
<p>(自己契約及び双方代理) 第108条 同一の法律行為については、相手方の代理人となり、又は当事者双方の代理人となることはできない。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。</p>	<p>5 自己契約及び双方代理等(民法第108条関係) (1) 同一の法律行為について、相手方の代理人として、又は当事者双方の代理人としてした行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。 (2) (1)本文に定めるもののほか、代理人と本人との利益が相反する行為については、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。</p>	<p>5 自己契約及び双方代理等(民法第108条関係) (1) 同一の法律行為について、相手方の代理人として、又は当事者双方の代理人としてした行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。 (2) (1)本文に規定するもののほか、代理人と本人との利益が相反する行為については、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。</p>	
	<p>6 代理権の濫用 代理権の濫用について、次のような規律を設けるものとする。 代理人が自己又は第三者の利益を図る目的で代理権の範囲内の行為をした場合において、相手方が当該目的を知り、又は知ることができたときは、当該行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。</p>	<p>6 代理権の濫用 代理権の濫用について、次のような規律を設けるものとする。 代理人が自己又は第三者の利益を図る目的で代理権の範囲内の行為をした場合において、相手方がその目的を知り、又は知ることができたときは、その行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。</p>	
<p>(代理権授与の表示による表見代理) 第109条 第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間でした行為について、その責任を負う。ただし、第三者が、その他人が代理権を与えられていないことを知り、又は過失によって知らなかったときは、この限りでない。</p>	<p>7 代理権授与の表示による表見代理(民法第109条関係) (1) 第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間でした行為について、その責任を負う。ただし、第三者が、その他人が代理権を与えられていないことを知り、又は過失によって知らなかったときは、この限りでない。(民法第109条と同文) (2) 第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間で行為をしたとすれば(1)によりその責任を負うべき場合において、その他人が第三者との間でその代理権の範囲外の行為をしたときは、第三者がその他人の代理権があると信ずべき正当な理由があるときに限り、当該行為について、その責任を負う。</p>	<p>7 代理権授与の表示による表見代理(民法第109条関係) (1) 第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間でした行為について、その責任を負う。ただし、第三者が、その他人が代理権を与えられていないことを知り、又は過失によって知らなかったときは、この限りでない。(民法第109条と同文) (2) 第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間で行為をしたとすれば(1)の規定によりその責任を負うべき場合において、その他人が第三者との間でその代理権の範囲外の行為をしたときは、第三者がその行為についてその他人の代理権があると信ずべき正当な理由があるときに限り、その行為についての責任を負う。</p>	
<p>(代理権消滅後の表見代理) 第112条 代理権の消滅は、善意の第三者に対抗することができない。ただし、第三者が過失によってその事実を知らなかったときは、この限りでない。</p>	<p>8 代理権授与の表示による表見代理(民法第112条関係) (1) 他人に代理権を与えた者は、代理権の消滅後にその代理権の範囲内においてその他人が第三者との間でした行為について、代理権の消滅の事実を知らなかった第三者に対してその責任を負う。ただし、第三者が過失によってその事実を知らなかったときは、この限りでない。 (2) 他人に代理権を与えた者は、代理権の消滅後に、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間で行為をしたとすれば(1)によりその責任を負うべき場合において、その他人が第三者との間でその代理権の範囲外の行為をしたときは、第三者がその他人の代理権があると信ずべき正当な理由があるときに限り、当該行為について、その責任を負う。</p>	<p>8 代理権消滅後の表見代理(民法第112条関係) (1) 他人に代理権を与えた者は、代理権の消滅後にその代理権の範囲内においてその他人が第三者との間でした行為について、代理権の消滅の事実を知らなかった第三者に対してその責任を負う。ただし、第三者が過失によってその事実を知らなかったときは、この限りでない。 (2) 他人に代理権を与えた者は、代理権の消滅後に、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間で行為をしたとすれば(1)の規定によりその責任を負うべき場合において、その他人が第三者との間でその代理権の範囲外の行為をしたときは、第三者がその行為についてその他人の代理権があると信ずべき正当な理由があるときに限り、その行為についての責任を負う。</p>	
<p>(無権代理人の責任) 第117条 他人の代理人として契約をした者は、自己の代理権を証明することができず、かつ、本人の追認を得ることができなかったときは、相手方の選択に従い、相手方に対して履行又は損害賠償の責任を負う。 2 前項の規定は、他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が知っていたとき、若しくは過失によって知らなかったとき、又は他人の代理人として契約をした者が行為能力を有しなかったときは、適用しない。</p>	<p>9 無権代理人の責任(民法第117条関係) (1) 他人の代理人として契約をした者は、自己の代理権を証明したとき、又は本人の追認を得たときを除き、相手方の選択に従い、相手方に対して履行又は損害賠償の責任を負う。 (2) (1)は、次のいずれかに該当するときは、適用しない。 ア 他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が知っていたとき。 イ 他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が過失によって知らなかったとき。ただし、他人の代理人として契約をした者が自己に代理権がないことを知っていたときは、この限りでない。 ウ 他人の代理人として契約をした者が行為能力を有しなかったとき。</p>	<p>9 無権代理人の責任(民法第117条関係) (1) 他人の代理人として契約をした者は、自己の代理権を証明したとき、又は本人の追認を得たときを除き、相手方の選択に従い、相手方に対して履行又は損害賠償の責任を負う。 (2) (1)の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。 ア 他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が知っていたとき。 イ 他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が過失によって知らなかったとき。ただし、他人の代理人として契約をした者が自己に代理権がないことを知っていたときは、この限りでない。 ウ 他人の代理人として契約をした者が行為能力の制限を受けていたとき。</p>	

現行民法	民法の改正に関する要綱仮案(H26.8. 26決定)	民法(債権関係)の改正に関する要綱案(H27. 2. 10決定)	
	第5 無効及び取消し 1 法律行為が無効である場合又は取り消された場合の効果 法律行為が無効である場合又は取り消された場合の効果について、次のような規律を設けるものとする。 (1) 無効な行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、相手方を原状に復させる義務を負う。 (2) (1)にかかわらず、無効な無償行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、給付を受けた当時その行為が無効であること(給付を受けた後に民法第121条本文の規定により初めから無効であったものとみなされた行為にあっては、給付を受けた当時その行為が取り消すことができるものであること)を知らなかったときは、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。 (3) (1)にかかわらず、行為の時に意思能力を有しなかった者は、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。	第5 無効及び取消し 1 法律行為が無効である場合又は取り消された場合の効果 法律行為が無効である場合又は取り消された場合の効果について、次のような規律を設けるものとする。 (1) 無効な行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、相手方を原状に復させる義務を負う。 (2) (1)の規定にかかわらず、無効な無償行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、給付を受けた当時その行為が無効であること(給付を受けた後に民法第121条の規定により初めから無効であったものとみなされた行為にあっては、給付を受けた当時その行為が取り消すことができるものであること)を知らなかったときは、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。 (3) (1)の規定にかかわらず、行為の時に意思能力を有しなかった者は、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。行為の時に制限行為能力者であった者についても、同様とする。	※第121条(取消しの効果) 取り消された行為は、初めから無効であったものとみなす。ただし、制限行為能力者は、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。
(取り消すことができる行為の追認) 第122条 取り消すことができる行為は、第百二十条に規定する者が追認したときは、以後、取り消すことができない。ただし、追認によって第三者の権利を害することはできない。	2 追認の効果(民法第122条関係) 民法第122条ただし書を削除するものとする。	2 追認の効果(民法第122条関係) 民法第122条ただし書を削除するものとする。	
(追認の要件) 第124条 追認は、取消しの原因となっていた状況が消滅した後にしなければ、その効力を生じない。 2 成年被後見人は、行為能力者となった後にその行為を了知したときは、その了知をした後でなければ、追認をすることができない。 3 前二項の規定は、法定代理人又は制限行為能力者の保佐人若しくは補助人が追認をする場合には、適用しない。	3 取り消すことができる行為の追認(民法第124条関係) (1) 取り消すことができる行為の追認は、取消しの原因となっていた状況が消滅し、かつ、取消権を有することを知った後にしなければ、その効力を生じない。 (2) 次のいずれかに該当するときは、(1)の追認は、取消しの原因となっていた状況が消滅した後にすることを要しない。 ア 法定代理人又は制限行為能力者の保佐人若しくは補助人が追認をするとき。 イ 制限行為能力者(成年被後見人を除く。)が法定代理人、保佐人又は補助人の同意を得て追認をするとき。	3 取り消すことができる行為の追認(民法第124条関係) (1) 取り消すことができる行為の追認は、取消しの原因となっていた状況が消滅し、かつ、取消権を有することを知った後にしなければ、その効力を生じない。 (2) 次に掲げる場合には、(1)の追認は、取消しの原因となっていた状況が消滅した後にすることを要しない。 ア 法定代理人又は制限行為能力者の保佐人若しくは補助人が追認をするとき。 イ 制限行為能力者(成年被後見人を除く。)が法定代理人、保佐人又は補助人の同意を得て追認をするとき。	
	第6 条件及び期限	第6 条件及び期限	
(期限の到来の効果) 第135条 法律行為に始期を付したときは、その法律行為の履行は、期限が到来するまで、これを請求することができない。 2 法律行為に終期を付したときは、その法律行為の効力は、期限が到来した時に消滅する。	1 効力始期の新設及び期限の概念の整理 (1) 効力始期の新設 効力始期について、次のような規律を設けるものとする。 ア 法律行為に効力始期を付したときは、その法律行為の効力は、期限が到来した時から生ずる。 イ 民法第128条及び第129条の規定は、効力始期について準用する。 (2) 期限の概念の整理 民法第135条第1項の規律を次のように改めるものとする。 法律行為に請求始期を付したときは、その法律行為の履行は、期限が到来するまで、これを請求することができない。	1 効力始期の新設及び期限の概念の整理 (1) 効力始期の新設 効力始期について、次のような規律を設けるものとする。 ア 法律行為に効力始期を付したときは、その法律行為の効力は、期限が到来した時に生ずる。 イ 民法第128条及び第129条の規定は、効力始期について準用する。 (2) 期限の概念の整理 民法第135条第1項の規律を次のように改めるものとする。 法律行為に請求始期を付したときは、その法律行為の履行は、期限が到来するまで、これを請求することができない。	
	2 不正な条件成就 不正な条件成就について、次のような規律を設けるものとする。 条件が成就することによって利益を受ける当事者が不正にその条件の成就を実現させたときは、相手方は、その条件が成就しなかったものとみなすことができる。	2 不正な条件成就 不正な条件成就について、次のような規律を設けるものとする。 条件が成就することによって利益を受ける当事者が不正にその条件の成就を実現させたときは、相手方は、その条件が成就しなかったものとみなすことができる。	※第130条(条件の成就の妨害) 条件が成就することによって不利益を受ける当事者が故意にその条件の成就を妨げたときは、相手方は、その条件が成就したものとみなすことができる。

現行民法	民法の改正に関する要綱仮案(H26.8. 26決定)	民法(債権関係)の改正に関する要綱案(H27. 2. 10決定)	
<p>第166条 消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。</p> <p>2 前項の規定は、始期付権利又は停止条件付権利の目的物を占有する第三者のために、その占有の開始の時から取得時効が進行することを妨げない。ただし、権利者は、その時効を中断するため、いつでも占有者の承認を求めることができる。</p> <p>(債権等の消滅時効)</p> <p>第167条 債権は、十年間行使しないときは、消滅する。</p> <p>2 債権又は所有権以外の財産権は、二十年間行使しないときは、消滅する。</p>	<p>第7 消滅時効</p> <p>1 債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点 民法第166条第1項及び第167条第1項の債権に関する規律を次のように改めるものとする。 債権は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、時効によって消滅する。 (1) 債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき。 (2) 権利を行使することができる時から10年間行使しないとき。</p>	<p>第7 消滅時効</p> <p>1 債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点 民法第166条第1項及び第167条第1項の債権に関する規律を次のように改めるものとする。 債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。 (1) 債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき。 (2) 権利を行使することができる時から10年間行使しないとき。</p>	<p>(注)この改正に伴い、商法第522条を削除するものとする。</p>
<p>(定期金債権の消滅時効)</p> <p>第168条 定期金の債権は、第一回の弁済期から二十年間行使しないときは、消滅する。最後の弁済期から十年間行使しないときも、同様とする。</p> <p>2 定期金の債権者は、時効の中断の証拠を得るため、いつでも、その債権者に対して承認書の交付を求めることができる。</p>	<p>2 定期金債権等の消滅時効</p> <p>(1) 定期金債権の消滅時効 民法第168条第1項前段の規律を次のように改めるものとする。 定期金の債権は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、時効によって消滅する。 ア 債権者が定期金の債権から生ずる金銭その他の物の給付を目的とする各債権を行使することができることを知った時から10年間行使しないとき。 イアの各債権を行使することができる時から20年間行使しないとき。 (2) 民法第168条第1項後段を削除するものとする。 (3) 民法第169条を削除するものとする。</p>	<p>2 定期金債権等の消滅時効</p> <p>(1) 定期金債権の消滅時効 民法第168条第1項前段の規律を次のように改めるものとする。 定期金の債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。 ア 債権者が定期金の債権から生ずる金銭その他の物の給付を目的とする各債権を行使することができることを知った時から10年間行使しないとき。 イアに規定する各債権を行使することができる時から20年間行使しないとき。 (2) 民法第168条第1項後段を削除するものとする。 (3) 民法第169条を削除するものとする。</p>	
<p>(三年の短期消滅時効)</p> <p>第170条 次に掲げる債権は、三年間行使しないときは、消滅する。ただし、第二号に掲げる債権の時効は、同号の工事が終了した時から起算する。</p> <p>① 医師、助産師又は薬剤師の診療、助産又は調剤に関する債権 ② 工事の設計、施工又は監理を業とする者の工事に関する債権</p> <p>第171条 弁護士又は弁護士法人は事件が終了した時から、公証人はその職務を執行した時から三年を経過したときは、その職務に関して受け取った書類について、その責任を免れる。</p> <p>(2年の短期消滅時効)</p> <p>第172条 弁護士、弁護士法人又は公証人の職務に関する債権は、その原因となった事件が終了した時から二年間行使しないときは、消滅する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項の事件中の各事項が終了した時から五年を経過したときは、同項の期間内であっても、その事項に関する債権は、消滅する。</p> <p>第173条次に掲げる債権は、二年間行使しないときは、消滅する。</p> <p>一 生産者、卸売商人又は小売商人が売却した産物又は商品の代価に係る債権 二 自己の技能を用い、注文を受けて、物を製作し又は自己の仕事場で他人のために仕事をするを業とする者の仕事に関する債権 三 学芸又は技能の教育を行う者が生徒の教育、衣食又は寄宿の代価について有する債権</p>	<p>3 職業別の短期消滅時効等の廃止 民法第170条から第174条までを削除するものとする。</p>	<p>3 職業別の短期消滅時効等の廃止 民法第170条から第174条までを削除するものとする。</p>	

現行民法	民法の改正に関する要綱仮案(H26.8. 26決定)	民法(債権関係)の改正に関する要綱案(H27. 2. 10決定)	
<p>(1年の短期消滅時効) 第174条 次に掲げる債権は、一年間行使しないときは、消滅する。 一 月又はこれより短い時期によって定めた使用人の給料に係る債権 二 自己の労力の提供又は演芸を業とする者の報酬又はその供給した物の代価に係る債権 三 運送賃に係る債権 四 旅館、料理店、飲食店、貸席又は娯楽場の宿泊料、飲食料、席料、入場料、消費物の代価又は立替金に係る債権 五 動産の損料に係る債権</p>			
<p>(不法行為による損害賠償請求権の期間の制限) 第724条 不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。</p>	<p>4 不法行為による損害賠償請求権の消滅時効(民法第724条関係) 不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、時効によって消滅する。 (1) 被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないとき。 (2) 不法行為の時から20年間行使しないとき。</p>	<p>4 不法行為による損害賠償請求権の消滅時効(民法第724条関係) 不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。 (1) 被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないとき。 (2) 不法行為の時から20年間行使しないとき。</p>	
	<p>5 生命・身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効 人の生命又は身体の侵害による損害賠償の請求権について、次のような規律を設けるものとする。 (1) 4(1)に規定する時効期間を5年間とする。 (2) 1(2)に規定する時効期間を20年間とする。</p>	<p>5 生命・身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効 人の生命又は身体の侵害による損害賠償の請求権について、次のような規律を設けるものとする。 (1) 人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効についての4(1)の規定の適用については、4(1)中「3年間」とあるのは、「5年間」とする。 (2) 人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効についての1(2)の規定の適用については、1(2)中「10年間」とあるのは、「20年間」とする。</p>	
<p>(未成年者又は成年被後見人と時効の停止) 第158条 時効の期間の満了前六箇月以内の間に未成年者又は成年被後見人に法定代理人がないときは、その未成年者若しくは成年被後見人が行為能力者となった時又は法定代理人が就職した時から六箇月を経過するまでの間は、その未成年者又は成年被後見人に対して、時効は、完成しない。 2 未成年者又は成年被後見人がその財産を管理する父、母又は後見人に対して権利を有するときは、その未成年者若しくは成年被後見人が行為能力者となった時又は後任の法定代理人が就職した時から六箇月を経過するまでの間は、その権利について、時効は、完成しない。 (夫婦間の権利の時効の停止) 第159条 夫婦の一方が他の一方に対して有する権利については、婚姻の解消の時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。 (相続財産に関する時効の停止) 第160条 相続財産に関しては、相続人が確定した時、管理人が選任された時又は破産手続開始の決定があった時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。</p>	<p>6 時効の完成猶予及び更新 時効の中断事由(民法第147条ほか)及び停止事由について、同法第158条から第160条までの規律を維持するほか、次のように改めるものとする。 (1) 裁判上の請求等 ア 次の(ア)から(エ)までに掲げる事由のいずれかがある場合には、当該(ア)から(エ)までに掲げる事由が終了した時(確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定することなく当該(ア)から(エ)までに掲げる事由が終了した場合にあっては、その終了の時から六箇月を経過した時)までの間は、時効は、完成しない。 (ア) 裁判上の請求 (イ) 支払督促 (ウ) 民事訴訟法(平成8年法律第109号)第275条第1項の和解又は民事調停法(昭和26年法律第222号)若しくは家事事件手続法(平成23年法律第52号)による調停 (エ) 破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加 イアの場合において、確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定したときは、時効は、当該アの(ア)から(エ)までに掲げる事由が終了した時から新たにその進行を始める。</p>	<p>6 時効の完成猶予及び更新 時効の中断事由(民法第147条ほか)及び停止事由について、同法第158条から第160条までの規律を維持するほか、次のように改めるものとする。 (1) 裁判上の請求等 ア 次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了する(確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定することなくその事由が終了した場合にあっては、その終了の時から六箇月を経過する)までの間は、時効は、完成しない。 (ア) 裁判上の請求 (イ) 支払督促 (ウ) 民事訴訟法(平成8年法律第109号)第275条第1項の和解又は民事調停法(昭和26年法律第222号)若しくは家事事件手続法(平成23年法律第52号)による調停 (エ) 破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加 イアの場合において、確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定したときは、時効は、アの(ア)から(エ)までに掲げる事由が終了した時から新たにその進行を始める。</p>	

現行民法	民法の改正に関する要綱仮案(H26.8. 26決定)	民法(債権関係)の改正に関する要綱案(H27. 2. 10決定)	
<p>※第149条(裁判上の請求) 裁判上の請求は、訴えの却下又は取下げの場合には、時効の中断の効力を生じない。</p> <p>※第157条(中断後の時効の進行) 1 中断した時効は、その中断の事由が終了した時から、新たにその進行を始める。 2 裁判上の請求によって中断した時効は、裁判が確定した時から、新たにその進行を始める。</p>	<p>(2) 強制執行等 ア 次の(ア)から(エ)までに掲げる事由のいずれかがある場合には、当該(ア)から(エ)までに掲げる事由が終了した時(権利者が申立てを取り下げた場合又は当該(ア)から(エ)までに掲げる事由が法律の規定に従わないことにより取り消された場合にあつては、その時から6箇月を経過した時)までの間は、時効は、完成しない。 (ア) 強制執行 (イ) 担保権の実行 (ウ) 民事執行法(昭和54年法律第4号)第195条に規定する担保権の実行としての競売の例による競売 (エ) 民事執行法第196条に規定する財産開示手続 イアの場合には、時効は、当該アの(ア)から(エ)までに掲げる事由が終了した時から、新たにその進行を始める。ただし、権利者が申立てを取り下げた場合又は当該アの(ア)から(エ)までに掲げる事由が法律の規定に従わないことにより取り消された場合は、この限りでない。</p>	<p>(2) 強制執行等 ア 次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了する(申立ての取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消しによってその事由が終了した場合にあつては、その終了の時から6箇月を経過する)までの間は、時効は、完成しない。 (ア) 強制執行 (イ) 担保権の実行 (ウ) 民事執行法(昭和54年法律第4号)第195条に規定する担保権の実行としての競売の例による競売 (エ) 民事執行法第196条に規定する財産開示手続 イアの場合には、時効は、アの(ア)から(エ)までに掲げる事由が終了した時から新たにその進行を始める。ただし、申立ての取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消しによってその事由が終了した場合は、この限りでない。</p>	
<p>※第147条(時効の中断事由) 時効は、次に掲げる事由によって中断する。 (1) 請求 (2) 差押え、仮差押え又は仮処分 (3) 承認</p> <p>※第155条(差押え、仮差押え及び仮処分) 差押え、仮差押え及び仮処分は、時効の利益を受ける者に対してしないときは、その者に通知をした後でなければ、時効の中断の効力を生じない。</p> <p>※第156条(承認) 時効の中断の効力を生ずべき承認をするには、相手方の権利についての処分につき行為能力又は権限があることを要しない。</p>	<p>(3) 仮差押え等 仮差押え又は仮処分があつたときは、当該事由が終了した時から6箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。</p> <p>(4) 強制執行等及び仮差押え等による時効の完成猶予及び更新の効力 (2)アの(ア)から(エ)まで及び(3)に掲げる事由は、時効の利益を受ける者に対してしないときは、その者に通知をした後でなければ、(2)ア及び(3)の規定による時効の完成猶予並びに(2)イの規定による時効の更新の効力を生じない。 (5) 承認 ア 時効は、権利の承認があつたときは、その時から新たにその進行を始める。 イアの承認をするには、相手方の権利についての処分につき行為能力又は権限があることを要しない。</p>	<p>(3) 仮差押え等 次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了した時から6箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。 ア 仮差押え イ 仮処分 (4) 強制執行等及び仮差押え等による時効の完成猶予及び更新の効力 (2)アの(ア)から(エ)まで又は(3)のア若しくはイに掲げる事由に係る手続は、時効の利益を受ける者に対してしないときは、その者に通知をした後でなければ、(2)ア又は(3)の規定による時効の完成猶予又は更新の効力を生じない。 (5) 承認 ア 時効は、権利の承認があつたときは、その時から新たにその進行を始める。 イアの承認をするには、相手方の権利についての処分につき行為能力の制限を受けていないこと又は権限があることを要しない。</p>	
<p>※第153条(催告) 催告は、6箇月以内に、裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立て、民事調停法若しくは家事審判法による調停の申立て、破産手続参加、再生手続参加、更生手続参加、差押え、仮差押え又は仮処分をしなければ、時効の中断の効力を生じない。</p>	<p>(6) 催告 ア 催告があつたときは、その時から6箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。 イ 催告によって時効の完成が猶予されている間に行われた再度の催告は、アの規定による時効の完成猶予の効力を有しない。</p>	<p>(6) 催告 ア 催告があつたときは、その時から6箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。 イ 催告によって時効の完成が猶予されている間にされた再度の催告は、アの規定による時効の完成猶予の効力を有しない。</p>	
<p>第161条(天災等による時効の停止) 時効の期間の満了の時に当たり、天災その他避けることのできない事象のため時効を中断することができないときは、その障害が消滅した時から2週間を経過するまでの間は、時効は、完成しない。</p>	<p>(7) 天災等による時効の完成猶予 時効期間の満了の時に当たり、天災その他避けることのできない事象のため(1)アの(ア)から(エ)まで及び(2)アの(ア)から(エ)までに掲げる手続を行うことができないときは、その障害が消滅した時から3箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。</p>	<p>(7) 天災等による時効の完成猶予 時効の期間の満了の時に当たり、天災その他避けることのできない事象のため(1)アの(ア)から(エ)まで又は(2)アの(ア)から(エ)までに掲げる事由に係る手続を行うことができないときは、その障害が消滅した時から3箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。</p>	

現行民法	民法の改正に関する要綱仮案(H26.8. 26決定)	民法(債権関係)の改正に関する要綱案(H27. 2. 10決定)	
	<p>(8) 協議による時効の完成猶予 ア 当事者間で権利に関する協議を行う旨の書面による合意があったときは、次に掲げる時のいずれか早い時までの間は、時効は、完成しない。 (ア) 上記合意があった時から1年を経過した時 (イ) 上記合意において当事者が協議を行う期間(1年に満たないものに限る。)を定めたときは、その期間を経過した時 (ウ) 当事者の一方が相手方に対して協議の続行を拒絶する旨の書面による通知をした時から6箇月を経過した時</p> <p>イアの合意又は通知がその内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)によってされたときは、その合意又は通知は、書面によってされたものとみなす。</p> <p>ウ 当事者は、アの規定によって時効の完成が猶予されている間に、改めてアの合意をすることができる。 ただし、アの規定によって時効の完成が猶予されなかったとすれば時効期間が満了すべき時から通じて5年を超えることができない。</p> <p>エ 催告によって時効の完成が猶予されている間に行われたアの合意は、時効の完成猶予の効力を有しない。アの規定によって時効の完成が猶予されている間に行われた催告についても、同様とする。</p>	<p>(8) 協議による時効の完成猶予 ア 権利についての協議を行う旨の合意が書面でされたときは、次に掲げる時のいずれか早い時までの間は、時効は、完成しない。 (ア) その合意があった時から1年を経過した時 (イ) その合意において当事者が協議を行う期間(1年に満たないものに限る。)を定めたときは、その期間を経過した時 (ウ) 当事者の一方から相手方に対して協議の続行を拒絶する旨の通知が書面でされたときは、その通知の時から6箇月を経過した時</p> <p>イアの合意がその内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)によってされたときは、その合意は、書面によってされたものとみなして、ア、ウ及びエの規定を適用する。</p> <p>ウアの規定により時効の完成が猶予されている間にされた再度のアの合意は、アの規定による時効の完成猶予の効力を有する。 ただし、その効力は、時効の完成が猶予されなかったとすれば時効が完成すべき時から通じて5年を超えることができない。</p> <p>エ 催告によって時効の完成が猶予されている間にされたアの合意は、アの規定による時効の完成猶予の効力を有しない。アの規定により時効の完成が猶予されている間にされた催告についても、同様とする。</p> <p>オ イの規定は、ア(ウ)の通知について準用する。</p>	
<p>(時効の援用) 第145条 時効は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。</p>	<p>7 時効の効果 消滅時効について、民法第145条の規律を次のように改めるものとする。 時効は、当事者(消滅時効にあつては、保証人、物上保証人、第三取得者その他権利の消滅について正当な利益を有する者を含む。)が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。</p>	<p>7 時効の援用 消滅時効について、民法第145条の規律を次のように改めるものとする。 時効は、当事者(消滅時効にあつては、保証人、物上保証人、第三取得者その他権利の消滅について正当な利益を有する者を含む。)が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。</p>	
	<p>第8 債権の目的(法定利率を除く。)</p>	<p>第8 債権の目的(法定利率を除く。)</p>	
<p>(特定物の引渡しの場合の注意義務) 第400条 債権の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、その引渡しをするまで、善良な管理者の注意をもって、その物を保存しなければならない。</p>	<p>1 特定物の引渡しの場合の注意義務(民法第400条関係) 債権の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、その引渡しをするまで、契約その他の当該債権の発生原因及び取引上の社会通念に照らして定まる善良な管理者の注意をもって、その物を保存しなければならない。</p>	<p>1 特定物の引渡しの場合の注意義務(民法第400条関係) 債権の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、その引渡しをするまで、契約その他の債権の発生原因及び取引上の社会通念に照らして定まる善良な管理者の注意をもって、その物を保存しなければならない。</p>	
<p>(不能による選択債権の特定) 第410条 債権の目的である給付の中に、初めから不能であるもの又は後に至って不能となったものがあるときは、債権は、その残存するものについて存在する。 2 選択権を有しない当事者の過失によって給付が不能となったときは、前項の規定は、適用しない。</p>	<p>2 選択債権(民法第410条関係) 債権の目的である給付の中に不能のものがある場合において、その不能が選択権を有する者の過失によるものであるときは、債権は、その残存するものについて存在する。</p>	<p>2 選択債権(民法第410条関係) 債権の目的である給付の中に不能のものがある場合において、その不能が選択権を有する者の過失によるものであるときは、債権は、その残存するものについて存在する。</p>	

現行民法	民法の改正に関する要綱仮案(H26.8. 26決定)	民法(債権関係)の改正に関する要綱案(H27. 2. 10決定)	
	第9 法定利率	第9 法定利率	
第404条 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、年五分とする。	1 変動制による法定利率(民法第404条関係) (1) 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、当該利息が生じた最初の時点における法定利率による。 (2) 法定利率は、年3パーセントとする。 (3) (2)にかかわらず、法定利率は、法務省令で定めるところにより、3年ごとに、3年を一期として(4)の規定により変更される。 (4) 各期の法定利率は、この(4)の規定により法定利率に変更があった期のうち直近のもの(当該変更がない場合にあつては、改正法の施行時の期。以下この(4)において「直近変更期」という。)の基準割合と当期の基準割合との差に相当する割合(当該割合に1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を直近変更期の法定利率に加算し、又は減算した割合とする。	1 変動制による法定利率(民法第404条関係) (1) 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、その利息が生じた最初の時点における法定利率による。 (2) 法定利率は、年3パーセントとする。 (3) (2)の規定にかかわらず、法定利率は、法務省令で定めるところにより、3年を一期とし、一期ごとに、(4)の規定により変動するものとする。 (4) 各期における法定利率は、この(4)の規定により法定利率に変動があった期のうち直近のもの(以下この(4)において「直近変動期」という。)における基準割合と当期における基準割合との差に相当する割合(その割合に1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を直近変動期における法定利率に加算し、又は減算した割合とする。	(注)この改正に伴い、商法第514条を削除するものとする。
	(5) (4)の基準割合とは、法務省令で定めるところにより、各期の初日の属する年の「6年前の年の5月から前年の4月まで」の各月における短期貸付けの平均利率(当該各月において銀行が新たに行った貸付け(貸付期間が1年未満のものに限る。)に係る利率の平均をいう。)の合計を60で除して計算した割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)として法務大臣が告示する割合をいう。	(5) (4)に規定する「基準割合」とは、法務省令で定めるところにより、各期の初日の属する年の6年前の年の1月から前々年の12月までの各月における短期貸付けの平均利率(当該各月において銀行が新たに行った貸付け(貸付期間が1年未満のものに限る。)に係る利率の平均をいう。)の合計を60で除して計算した割合(その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)として法務大臣が告示するものをいう。	
(金銭債務の特則) 第419条 金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、法定利率によって定める。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。	2 金銭債務の損害賠償額の算定に関する特則(民法第419条第1項関係) 金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、当該債務につき債務者が遅滞の責任を負った時の法定利率によって定める。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、その約定利率による。	2 金銭債務の損害賠償額の算定に関する特則(民法第419条第1項関係) 金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、債務者が遅滞の責任を負った最初の時点における法定利率によって定める。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。	
	3 中間利息控除 中間利息控除について、次のような規律を設けるものとする。 将来において取得すべき利益についての損害賠償の額を定める場合において、その利益を取得すべき時までの利息相当額を控除するときは、損害賠償の請求権が生じた時の法定利率によってこれをしなければならない。	3 中間利息控除 中間利息控除について、次のような規律を設けるものとする。 (1) 将来において取得すべき利益についての損害賠償の額を定める場合において、その利益を取得すべき時までの利息相当額を控除するときは、その損害賠償の請求権が生じた時点における法定利率により、これをする。 (2) 将来において負担すべき費用についての損害賠償の額を定める場合において、その費用を負担すべき時までの利息相当額を控除するときは、(1)と同様とする。	
	第10 履行請求権等	第10 履行請求権等	
	1 履行の不能 履行の不能について、次のような規律を設けるものとする。 債務の履行が契約その他の当該債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして不能であるときは、債権者は、その債務の履行を請求することができない。	1 履行の不能 履行の不能について、次のような規律を設けるものとする。 債務の履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして不能であるときは、債権者は、その債務の履行を請求することができない。	
(履行の強制) 第414条 債務者が任意に債務の履行をしないときは、債権者は、その強制履行を裁判所に請求することができる。ただし、債務の性質がこれを許さないときは、この限りでない。	2 履行の強制(民法第414条関係) (1) 民法第414条第1項関係 債務者が任意に債務の履行をしないときは、債権者は、民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定に従い、直接強制、代替執行、間接強制その他の方法による履行の強制を裁判所に請求することができる。ただし、債務の性質がこれを許さないときは、この限りでない。	2 履行の強制(民法第414条関係) (1) 民法第414条第1項関係 債務者が任意に債務の履行をしないときは、債権者は、民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定に従い、直接強制、代替執行、間接強制その他の方法による履行の強制を裁判所に請求することができる。ただし、債務の性質がこれを許さないときは、この限りでない。	(注)この改正に伴い、民事執行法第171条等について所要の修正をするものとする。

現行民法	民法の改正に関する要綱仮案(H26.8. 26決定)	民法(債権関係)の改正に関する要綱案(H27. 2. 10決定)	
<p>2 債務の性質が強制履行を許さない場合において、その債務が作為を目的とするときは、債権者は、債務者の費用で第三者にこれをさせることを裁判所に請求することができる。ただし、法律行為を目的とする債務については、裁判をもって債務者の意思表示に代えることができる。</p> <p>3 不作為を目的とする債務については、債務者の費用で、債務者がした行為の結果を除去し、又は将来のため適当な処分をすることを裁判所に請求することができる。</p> <p>4 前三項の規定は、損害賠償の請求を妨げない。</p>	<p>(2) 民法第414条第2項・第3項関係 民法第414条第2項及び第3項を削除するものとする。</p>	<p>(2) 民法第414条第2項・第3項関係 民法第414条第2項及び第3項を削除するものとする。</p>	
<p>(債務不履行による損害賠償) 第415条 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によって履行をすることができなくなったときも、同様とする。</p>	<p>第11 債務不履行による損害賠償 1 債務不履行による損害賠償とその免責事由(民法第415条関係) 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が、契約その他の当該債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</p>	<p>第11 債務不履行による損害賠償 1 債務不履行による損害賠償とその免責事由(民法第415条関係) 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</p>	
	<p>2 債務の履行に代わる損害賠償の要件 債務の履行に代わる損害賠償の要件について、次のような規律を設けるものとする。 1により損害賠償の請求をすることができる場合において、次のいずれかに該当するときは、債権者は、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。 (1) 債務の履行が不能であるとき。 (2) 債務者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。 (3) 債務が契約によって生じたものである場合において、当該契約が解除され、又は債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。</p>	<p>2 債務の履行に代わる損害賠償の要件 債務の履行に代わる損害賠償の要件について、次のような規律を設けるものとする。 1の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、債権者は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。 (1) 債務の履行が不能であるとき。 (2) 債務者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。 (3) 債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。</p>	
<p>(履行期と履行遅滞) 第412条 債務の履行について確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来した時から遅滞の責任を負う。 2 債務の履行について不確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来したことを知った時から遅滞の責任を負う。 3 債務の履行について期限を定めなかったときは、債務者は、履行の請求を受けた時から遅滞の責任を負う。</p>	<p>3 不確定期限における履行遅滞(民法第412条第2項関係) 債務の履行について不確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来した後に履行の請求を受けた時又はその期限の到来したことを知った時のいずれか早い時から遅滞の責任を負う。</p>	<p>3 不確定期限における履行遅滞(民法第412条第2項関係) 債務の履行について不確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来した後に履行の請求を受けた時又はその期限の到来したことを知った時のいずれか早い時から遅滞の責任を負う。</p>	
	<p>4 履行遅滞中の履行不能 履行遅滞中の履行不能について、次のような規律を設けるものとする。 債務者がその債務について遅滞の責任を負っている間に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその債務の履行が不能となったときは、その履行の不能は、債務者の責めに帰すべき事由によるものとみなす。</p>	<p>4 履行遅滞中の履行不能 履行遅滞中の履行不能について、次のような規律を設けるものとする。 債務者がその債務について遅滞の責任を負っている間に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその債務の履行が不能となったときは、その履行の不能は、債務者の責めに帰すべき事由によるものとみなす。</p>	
	<p>5 代償請求権 代償請求権について、次のような規律を設けるものとする。 債務の履行が不能となったのと同じ原因により債務者がその債務の目的物の代償である権利又は利益を取得したときは、債権者は、その受けた損害の額の限度で、債務者に対し、当該権利の移転又は当該利益の償還を請求することができる。</p>	<p>5 代償請求権 代償請求権について、次のような規律を設けるものとする。 債務者が、その債務の履行が不能となったのと同じ原因により債務の目的物の代償である権利又は利益を取得したときは、債権者は、その受けた損害の額の限度において、債務者に対し、その権利の移転又はその利益の償還を請求することができる。</p>	

現行民法	民法の改正に関する要綱仮案(H26.8. 26決定)	民法(債権関係)の改正に関する要綱案(H27. 2. 10決定)	
(損害賠償の範囲) 第416条1 債務の不履行に対する損害賠償の請求は、これによって通常生ずべき損害の賠償をさせることをその目的とする。 2. 特別の事情によって生じた損害であっても、当事者がその事情を予見し、又は予見することができたときは、債権者は、その賠償を請求することができる。	6 損害賠償の範囲(民法第416条関係) (1) 債務の不履行に対する損害賠償の請求は、これによって通常生ずべき損害の賠償をさせることをその目的とする。(民法第416条第1項と同文) (2) 特別の事情によって生じた損害であっても、当事者がその事情を予見すべきであったときは、債権者は、その賠償を請求することができる。	6 損害賠償の範囲(民法第416条関係) (1) 債務の不履行に対する損害賠償の請求は、これによって通常生ずべき損害の賠償をさせることをその目的とする。(民法第416条第1項と同文) (2) 特別の事情によって生じた損害であっても、当事者がその事情を予見すべきであったときは、債権者は、その賠償を請求することができる。	
(過失相殺) 第418条債務の不履行に関して債権者に過失があったときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の責任及びその額を定める。	7 過失相殺(民法第418条関係) 債務の不履行又はこれによる損害の発生若しくは拡大に関して債権者に過失があったときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の責任及びその額を定める。	7 過失相殺(民法第418条関係) 債務の不履行又はこれによる損害の発生若しくは拡大に関して債権者に過失があったときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の責任及びその額を定める。	
(賠償額の予定) 第420条 当事者は、債務の不履行について損害賠償の額を予定することができる。この場合において、裁判所は、その額を増減することができない。	8 賠償額の予定(民法第420条第1項関係) 民法第420条第1項後段を削除するものとする。	8 賠償額の予定(民法第420条第1項関係) 民法第420条第1項後段を削除するものとする。	
	第12 契約の解除	第12 契約の解除	
第541条 当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。	1 催告解除の要件(民法第541条関係) 当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が当該契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。	1 催告解除の要件(民法第541条関係) 当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。	
(定期行為の履行遅滞による解除権) 第542条 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、当事者の一方が履行をしないでその時期を経過したときは、相手方は、前条の催告をすることなく、直ちにその契約の解除をすることができる。	2 無催告解除の要件①(民法第542条・第543条関係) 次のいずれかに該当するときは、債権者は、1の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。 (1) 債務の履行が不能であるとき。 (2) 債務者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。 (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。 (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、債務者が履行をしないでその時期を経過したとき。 (5) (1)から(4)までの場合のほか、債務者がその債務の履行をせず、債権者がその履行の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。	2 無催告解除の要件①(民法第542条・第543条関係) 次に掲げる場合には、債権者は、1の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。 (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。 (2) 債務者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。 (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。 (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、債務者が履行をしないでその時期を経過したとき。 (5) (1)から(4)までに掲げる場合のほか、債務者がその債務の履行をせず、債権者が1の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。	
(履行不能による解除権) 第543条 履行の全部又は一部が不能となったときは、債権者は、契約の解除をすることができる。ただし、その債務の不履行が債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。	3 無催告解除の要件②(民法第542条・第543条関係) 無催告解除の要件について、次のような規律を設けるものとする。 次に掲げる場合には、債権者は、1の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。 (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。 (2) 債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。	3 無催告解除の要件②(民法第542条・第543条関係) 無催告解除の要件について、次のような規律を設けるものとする。 次に掲げる場合には、債権者は、1の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。 (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。 (2) 債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。	
	4 債権者に帰責事由がある場合の解除 債権者に帰責事由がある場合の解除について、次のような規律を設けるものとする。 債務の不履行が債権者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、債権者は、1から3までによる契約の解除をすることができない。	4 債権者に帰責事由がある場合の解除 債権者に帰責事由がある場合の解除について、次のような規律を設けるものとする。 債務の不履行が債権者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、債権者は、1から3までの規定による契約の解除をすることができない。	

現行民法	民法の改正に関する要綱仮案(H26.8. 26決定)	民法(債権関係)の改正に関する要綱案(H27. 2. 10決定)	
<p>(解除の効果) 第545条 1 当事者の一方がその解除権を行使したときは、各当事者は、その相手方を原状に復させる義務を負う。ただし、第三者の権利を害することはできない。 2 前項本文の場合において、金銭を返還するときは、その受領の時から利息を付さなければならない。 3 解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げない。</p>	<p>5 契約の解除の効果(民法第545条第2項関係) (1) 民法第545条第1項本文の場合において、金銭を返還するときは、その受領の時から利息を付さなければならない。(民法第545条第2項と同文) (2) 民法第545条第1項本文の場合において、金銭以外の物を返還するときは、その受領の時以後にその物から生じた果実を返還しなければならない。</p>	<p>5 契約の解除の効果(民法第545条第2項関係) (1) 民法第545条第1項本文の場合において、金銭を返還するときは、その受領の時から利息を付さなければならない。(民法第545条第2項と同文) (2) 民法第545条第1項本文の場合において、金銭以外の物を返還するときは、その受領の時以後に生じた果実をも返還しなければならない。</p>	
<p>(解除権者の行為等による解除権の消滅) 第548条 解除権を有する者が自己の行為若しくは過失によって契約の目的物を著しく損傷し、若しくは返還することができなくなったとき、又は加工若しくは改造によってこれを他の種類の物に変えたときは、解除権は、消滅する。 2 契約の目的物が解除権を有する者の行為又は過失によらないで滅失し、又は損傷したときは、解除権は、消滅しない。</p>	<p>6 解除権者の故意等による解除権の消滅(民法第548条関係) 民法第548条の規律を次のように改めるものとする。 解除権を有する者が故意若しくは過失によって契約の目的物を著しく損傷し、若しくは返還することができなくなったとき、又は加工若しくは改造によってこれを他の種類の物に変えたときは、解除権は、消滅する。ただし、解除権を有する者がその解除権を有することを知らなかったときは、この限りでない。</p>	<p>6 解除権者の故意等による解除権の消滅(民法第548条関係) 民法第548条の規律を次のように改めるものとする。 解除権を有する者が故意若しくは過失によって契約の目的物を著しく損傷し、若しくは返還することができなくなったとき、又は加工若しくは改造によってこれを他の種類の物に変えたときは、解除権は、消滅する。ただし、解除権を有する者がその解除権を有することを知らなかったときは、この限りでない。</p>	
<p>(債権者の危険負担) 第534条 特定物に関する物権の設定又は移転を双務契約の目的とした場合において、その物が債務者の責めに帰することができない事由によって滅失し、又は損傷したときは、その滅失又は損傷は、債権者の負担に帰する。 2 不特定物に関する契約については、第四百一条第二項の規定によりその物が確定した時から、前項の規定を適用する。 (停止条件付双務契約における危険負担) 第535条 前条の規定は、停止条件付双務契約の目的物が条件の成否が未定である間に滅失した場合には、適用しない。 2 停止条件付双務契約の目的物が債務者の責めに帰することができない事由によって損傷したときは、その損傷は、債権者の負担に帰する。 3 停止条件付双務契約の目的物が債務者の責めに帰すべき事由によって損傷した場合において、条件が成就したときは、債権者は、その選択に従い、契約の履行の請求又は解除権の行使をすることができる。この場合においては、損害賠償の請求を妨げない。</p>	<p>第13 危険負担 1 危険負担に関する規定の削除(民法第534条・第535条関係) 民法第534条及び第535条を削除するものとする。</p>	<p>第13 危険負担 1 危険負担に関する規定の削除(民法第534条・第535条関係) 民法第534条及び第535条を削除するものとする。</p>	
<p>(債務者の危険負担等) 第536条 前二条に規定する場合を除き、当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債務者は、反対給付を受ける権利を有しない。 2 債権者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは、債務者は、反対給付を受ける権利を失わない。この場合において、自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを債権者に償還しなければならない。</p>	<p>2 反対給付の履行拒絶(民法第536条関係) (1) 当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができる。 (2) 債権者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができない。この場合において、債務者は、自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを債権者に償還しなければならない。</p>	<p>2 債務者の危険負担等(民法第536条関係) (1) 当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができる。 (2) 債権者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができない。この場合において、債務者は、自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを債権者に償還しなければならない。</p>	

現行民法	民法の改正に関する要綱仮案(H26.8. 26決定)	民法(債権関係)の改正に関する要綱案(H27. 2. 10決定)	
(受領遅滞) 第413条 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができないときは、その債権者は、履行の提供があった時から遅滞の責任を負う。	第14 受領遅滞 1 民法第413条の削除 民法第413条を削除するものとする。	第14 受領遅滞 1 民法第413条の削除 民法第413条を削除するものとする。	
	2 保存義務の軽減 保存義務の軽減について、次のような規律を設けるものとする。 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、その債務の目的が特定物の引渡しであるときは、債権者は、履行の提供があった時からその物の引渡しをするまで、自己の財産に対するのと同じの注意をもって、その物を保存しなければならない。	2 保存義務の軽減 保存義務の軽減について、次のような規律を設けるものとする。 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、その債務の目的が特定物の引渡しであるときは、債権者は、履行の提供をした時からその引渡しをするまで、自己の財産に対するのと同じの注意をもって、その物を保存すれば足りる。	
	3 履行費用の債権者負担 履行費用の債権者負担について、次のような規律を設けるものとする。 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができないこと によって、その履行の費用が増加したときは、その増加額は、債権者の負担とする。	3 履行費用の債権者負担 履行費用の債権者負担について、次のような規律を設けるものとする。 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができないこと によって、その履行の費用が増加したときは、その増加額は、債権者の負担とする。	
	4 受領遅滞中の履行不能 受領遅滞中の履行不能について、次のような規律を設けるものとする。 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、履行の提供があった時以後に当事者双方の責めに帰ることができない事由によって債務の履行が不能となったときは、その履行の不能は、債権者の責めに帰すべき事由によるものとみなす。	4 受領遅滞中の履行不能 受領遅滞中の履行不能について、次のような規律を設けるものとする。 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、履行の提供があった時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその債務の履行が不能となったときは、その履行の不能は、債権者の責めに帰すべき事由によるものとみなす。	
(債権者代位権) 第423条 債権者は、自己の債権を保全するため、債務者に属する権利を行使することができる。ただし、債務者の一身に専属する権利は、この限りでない。	第15 債権者代位権 1 債権者代位権の要件(民法第423条第1項関係) 債権者は、自己の債権を保全するため必要があるときは、債務者に属する権利を行使することができる。ただし、債務者の一身に専属する権利及び差押えを禁じられた権利は、この限りでない。	第15 債権者代位権 1 債権者代位権の要件(民法第423条第1項関係) 債権者は、自己の債権を保全するため必要があるときは、債務者に属する権利(以下「被代位権利」という。)を行使することができる。ただし、債務者の一身に専属する権利及び差押えを禁じられた権利は、この限りでない。	
2 債権者は、その債権の期限が到来しない間は、裁判上の代位によらなければ、前項の権利を行使することができない。ただし、保存行為は、この限りでない。	2 債権者代位権の要件(民法第423条第2項関係) (1) 債権者は、その債権の期限が到来しない間は、 <u>1</u> の権利を行使することができない。ただし、保存行為は、この限りでない。 (2) 債権者は、その債権が強制執行により実現することのできないものであるときは、 <u>1</u> の権利を行使することができない。	2 債権者代位権の要件(民法第423条第2項関係) (1) 債権者は、その債権の期限が到来しない間は、 <u>被代位権利</u> を行使することができない。ただし、保存行為は、この限りでない。 (2) 債権者は、その債権が強制執行により実現することのできないものであるときは、 <u>被代位権利</u> を行使することができない。	
	3 代位行使の範囲 代位行使の範囲について、次のような規律を設けるものとする。 債権者は、 <u>1</u> により債務者に属する権利を行使する場合において、 <u>当該権利の目的が可分であるときは、自己の債権の額の限度においてのみ、当該権利を行使することができる。</u>	3 代位行使の範囲 代位行使の範囲について、次のような規律を設けるものとする。 債権者は、 <u>被代位権利</u> を行使する場合において、 <u>被代位権利の目的が可分であるときは、自己の債権の額の限度においてのみ、被代位権利を行使することができる。</u>	
	4 直接の引渡し等 直接の引渡し等について、次のような規律を設けるものとする。 債権者は、 <u>1</u> により債務者に属する権利を行使する場合において、 <u>当該権利が金銭の支払又は動産の引渡しを目的とするものであるときは、相手方に対し、その支払又は引渡しを自己に対してすることを求めることができる。</u> この場合において、相手方が債権者に対してその支払又は引渡しをしたときは、 <u>当該権利は、これによって消滅する。</u>	4 直接の引渡し等 直接の引渡し等について、次のような規律を設けるものとする。 債権者は、 <u>被代位権利</u> を行使する場合において、 <u>被代位権利が金銭の支払又は動産の引渡しを目的とするものであるときは、相手方に対し、その支払又は引渡しを自己に対してすることを求めることができる。</u> この場合において、相手方が債権者に対してその支払又は引渡しをしたときは、 <u>被代位権利は、これによって消滅する。</u>	
	5 相手方の抗弁 相手方の抗弁について、次のような規律を設けるものとする。 債権者が <u>1</u> により債務者に属する権利を行使したときは、相手方は、債務者に対して主張することができる抗弁をもって、債権者に対抗することができる。	5 相手方の抗弁 相手方の抗弁について、次のような規律を設けるものとする。 債権者が <u>被代位権利</u> を行使したときは、相手方は、債務者に対して主張することができる抗弁をもって、債権者に対抗することができる。	

現行民法	民法の改正に関する要綱仮案(H26.8. 26決定)	民法(債権関係)の改正に関する要綱案(H27. 2. 10決定)	
	<p>6 債務者の取立てその他の処分の権限等 債務者の取立てその他の処分の権限等について、次のような規律を設けるものとする。 債権者が1により債務者に属する権利を行使した場合であっても、債務者は、当該権利について、自ら取立てその他の処分をすることを妨げられない。この場合においては、相手方も、当該権利について、債務者に対して履行をすることを妨げられない。</p>	<p>6 債務者の取立てその他の処分の権限等 債務者の取立てその他の処分の権限等について、次のような規律を設けるものとする。 債権者が被代位権利を行使した場合であっても、債務者は、被代位権利について、自ら取立てその他の処分をすることを妨げられない。この場合においては、相手方も、被代位権利について、債務者に対して履行をすることを妨げられない。</p>	
	<p>7 訴えによる債権者代位権の行使 訴えによる債権者代位権の行使について、次のような規律を設けるものとする。 債権者は、1により訴えをもって債務者に属する権利を行使したときは、遅滞なく、債務者に対し、訴訟告知をしなければならない。</p>	<p>7 訴えによる債権者代位権の行使 訴えによる債権者代位権の行使について、次のような規律を設けるものとする。 債権者は、被代位権利の行使に係る訴えを提起したときは、遅滞なく、債務者に対し、訴訟告知をしなければならない。</p>	
	<p>8 登記又は登録の請求権を被保全債権とする債権者代位権 登記又は登録の請求権を被保全債権とする債権者代位権について、次のような規律を設けるものとする。 登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない財産を譲り受けた者は、その譲渡人が第三者に対して有する登記手続又は登録手続をすべきことを請求する権利を行使しないときは、譲渡人に属する当該権利を行使することができる。この場合においては、5から7までを準用する。</p>	<p>8 登記又は登録の請求権を被保全債権とする債権者代位権 登記又は登録の請求権を被保全債権とする債権者代位権について、次のような規律を設けるものとする。 登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない財産を譲り受けた者は、その譲渡人が第三者に対して有する登記手続又は登録手続をすべきことを請求する権利を行使しないときは、その権利を行使することができる。この場合においては、5から7までの規定を準用する。</p>	
	<p>第16 詐害行為取消権</p>	<p>第16 詐害行為取消権</p>	
<p>第424条 債権者は、債務者が債権者を害することを 知ってした法律行為の取消しを裁判所に請求することが できる。ただし、その行為によって利益を受けた者 又は転得者がその行為又は転得の時ににおいて債権 者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りで ない。</p>	<p>1 受益者に対する詐害行為取消権の要件(民法第424条第1項関係) 債権者は、債務者が債権者を害することを知ってした行為の取消しを裁判所に請求することができる。ただし、その行為によって利益を受けた者(以下この第16において「受益者」という。)がその行為の時ににおいて債権者を害することを知らなかったときは、この限りでない。</p>	<p>1 受益者に対する詐害行為取消権の要件(民法第424条第1項関係) 債権者は、債務者が債権者を害することを知ってした行為の取消しを裁判所に請求することができる。ただし、その行為によって利益を受けた者(以下この第16において「受益者」という。)がその行為の時ににおいて債権者を害することを知らなかったときは、この限りでない。</p>	
<p>2 前項の規定は、財産権を目的としない法律行為に ついては、適用しない。</p>	<p>2 受益者に対する詐害行為取消権の要件(民法第424条第2項関係) (1) 1は、財産権を目的としない行為については、適用しない。 (2) 債権者は、その債権が1の行為の前の原因に基づいて生じたものである場合に限り、1の取消しの請求をすることができる。 (3) 債権者は、その債権が強制執行により実現することのできないものであるときは、1の取消しの請求をすることができない。</p>	<p>2 受益者に対する詐害行為取消権の要件(民法第424条第2項関係) (1) 1の規定は、財産権を目的としない行為については、適用しない。 (2) 債権者は、その債権が1に規定する行為の前の原因に基づいて生じたものである場合に限り、1の規定による請求(以下「詐害行為取消請求」という。)をすることができる。 (3) 債権者は、その債権が強制執行により実現することのできないものであるときは、詐害行為取消請求をすることができない。</p>	
	<p>3 相当の対価を得てした財産の処分行為の特則 相当の対価を得てした財産の処分行為について、次のような規律を設けるものとする。 債務者が、その有する財産を処分する行為をした場合において、受益者から相当の対価を取得しているときは、債権者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、当該行為について、1の取消しの請求をすることができる。 (1) 当該行為が、不動産の金銭への換価その他の当該処分による財産の種類の変更により、債務者において隠匿、無償の供与その他の債権者を害することとなる処分(以下この3において「隠匿等の処分」という。)をするおそれを現に生じさせるものであること。 (2) 債務者が、当該行為の当時、対価として取得した金銭その他の財産について、隠匿等の処分をする意思を有していたこと。 (3) 受益者が、当該行為の当時、債務者が隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたこと。</p>	<p>3 相当の対価を得てした財産の処分行為の特則 相当の対価を得てした財産の処分行為について、次のような規律を設けるものとする。 債務者が、その有する財産を処分する行為をした場合において、受益者から相当の対価を取得しているときは、債権者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、その行為について、詐害行為取消請求をすることができる。 (1) その行為が、不動産の金銭への換価その他の当該処分による財産の種類の変更により、債務者において隠匿、無償の供与その他の債権者を害することとなる処分(以下この3において「隠匿等の処分」という。)をするおそれを現に生じさせるものであること。 (2) 債務者が、その行為の当時、対価として取得した金銭その他の財産について、隠匿等の処分をする意思を有していたこと。 (3) 受益者が、その行為の当時、債務者が隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたこと。</p>	

現行民法	民法の改正に関する要綱仮案(H26.8.26決定)	民法(債権関係)の改正に関する要綱案(H27.2.10決定)	
	<p>4 特定の債権者に対する担保の供与等の特則 特定の債権者に対する担保の供与等について、次のような規律を設けるものとする。 (1) 債務者がした既存の債務についての担保の供与又は債務の消滅に関する行為について、債権者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、<u>1の取消しの請求</u>をすることができる。</p> <p>ア 当該行為が、債務者が支払不能(債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態をいう。以下この4において同じ。)の時に行われたものであること。</p> <p>イ 当該行為が、債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもって行われたものであること。</p>	<p>4 特定の債権者に対する担保の供与等の特則 特定の債権者に対する担保の供与等について、次のような規律を設けるものとする。 (1) 債務者がした既存の債務についての担保の供与又は債務の消滅に関する行為について、債権者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、<u>詐害行為取消請求</u>をすることができる。</p> <p>ア その行為が、債務者が支払不能(債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態をいう。(2)アにおいて同じ。)の時に行われたものであること。</p> <p>イ その行為が、債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもって行われたものであること。</p>	
	<p>(2) (1)に定める行為が、債務者の義務に属せず、又はその時期が債務者の義務に属しないものである場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、債権者は、(1)にかかわらず、当該行為について、<u>1の取消しの請求</u>をすることができる。</p> <p>ア 当該行為が、債務者が支払不能になる前30日以内に行われたものであること。 イ 当該行為が、債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもって行われたものであること。</p>	<p>(2) (1)に規定する行為が、債務者の義務に属せず、又はその時期が債務者の義務に属しないものである場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、債権者は、(1)の規定にかかわらず、その行為について、<u>詐害行為取消請求</u>をすることができる。</p> <p>ア その行為が、債務者が支払不能になる前30日以内に行われたものであること。 イ その行為が、債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもって行われたものであること。</p>	
	<p>5 過大な代物弁済等の特則 過大な代物弁済等について、次のような規律を設けるものとする。 債務者がした債務の消滅に関する行為であって、受益者の受けた給付の価額が当該行為によって消滅した債務の額より過大であるものについて、<u>1の要件に該当するときは</u>、債権者は、4(1)にかかわらず、その消滅した債務の額に相当する部分以外の部分については、<u>1の取消しの請求</u>をすることができる。</p>	<p>5 過大な代物弁済等の特則 過大な代物弁済等について、次のような規律を設けるものとする。 債務者がした債務の消滅に関する行為であって、受益者の受けた給付の価額がその行為によって消滅した債務の額より過大であるものについて、<u>1に規定する要件に該当するときは</u>、債権者は、4(1)の規定にかかわらず、その消滅した債務の額に相当する部分以外の部分については、<u>詐害行為取消請求</u>をすることができる。</p>	
	<p>6 転得者に対する詐害行為取消権の要件 転得者に対する詐害行為取消権の要件について、次のような規律を設けるものとする。 債権者は、受益者に対して<u>1の取消しの請求</u>をすることができる場合において、<u>債務者がした行為によって</u>受益者に移転した財産を転得した者があるときは、<u>当該転得者に対し</u>、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ当該(1)又は(2)に定める場合に限り、<u>債務者がした行為の取消しを裁判所に請求</u>することができる。</p> <p>(1) 当該転得者が受益者から転得した者である場合 当該転得者が、その転得の当時、債務者がした行為について債権者を害することを知っていたとき。 (2) 当該転得者が他の転得者から転得した者である場合 当該転得者及びその前に転得した全ての転得者が、それぞれの転得の当時、債務者がした行為について債権者を害することを知っていたとき。</p>	<p>6 転得者に対する詐害行為取消権の要件 転得者に対する詐害行為取消権の要件について、次のような規律を設けるものとする。 債権者は、受益者に対して<u>詐害行為取消請求</u>をすることができる場合において、受益者に移転した財産を転得した者があるときは、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ当該(1)又は(2)に定める場合に限り、<u>その転得者に対して</u>も、<u>詐害行為取消請求</u>をすることができる。</p> <p>(1) <u>その転得者が</u>受益者から転得した者である場合 その転得者が、転得の当時、債務者がした行為が債権者を害することを知っていたとき。 (2) <u>その転得者が</u>他の転得者から転得した者である場合 その転得者及びその前に転得した全ての転得者が、それぞれの転得の当時、債務者がした行為が債権者を害することを知っていたとき。</p>	

現行民法	民法の改正に関する要綱仮案(H26.8. 26決定)	民法(債権関係)の改正に関する要綱案(H27. 2. 10決定)	
	<p>7 詐害行為取消権の行使の方法 詐害行為取消権の行使の方法について、次のような規律を設けるものとする。</p> <p>(1) 債権者は、1の請求において、債務者がした行為の取消しとともに、当該行為によって受益者に移転した財産の返還を請求することができる。受益者が当該財産の返還をすることが困難であるときは、債権者は、価額の償還を請求することができる。</p> <p>(2) 債権者は、6の請求において、債務者がした行為の取消しとともに、転得者が転得した財産の返還を請求することができる。転得者が当該財産の返還をすることが困難であるときは、債権者は、価額の償還を請求することができる。</p> <p>(3) 1の請求に係る訴えについては、受益者を被告とし、6の請求に係る訴えについては、当該請求の相手方である転得者を被告とする。</p> <p>(4) 債権者は、1又は6の請求に係る訴えを提起したときは、遅滞なく、債務者に対し、訴訟告知をしなければならない。</p>	<p>7 詐害行為取消権の行使の方法 詐害行為取消権の行使の方法について、次のような規律を設けるものとする。</p> <p>(1) 債権者は、受益者に対する詐害行為取消請求において、債務者がした行為の取消しとともに、その行為によって受益者に移転した財産の返還を請求することができる。受益者がその財産の返還をすることが困難であるときは、債権者は、その価額の償還を請求することができる。</p> <p>(2) 債権者は、転得者に対する詐害行為取消請求において、債務者がした行為の取消しとともに、転得者が転得した財産の返還を請求することができる。転得者がその財産の返還をすることが困難であるときは、債権者は、その価額の償還を請求することができる。</p> <p>(3) 詐害行為取消請求に係る訴えについては、次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに定める者を被告とする。 ア 受益者に対する詐害行為取消請求に係る訴え 受益者 イ 転得者に対する詐害行為取消請求に係る訴え その詐害行為取消請求の相手方である転得者</p> <p>(4) 債権者は、詐害行為取消請求に係る訴えを提起したときは、遅滞なく、債務者に対し、訴訟告知をしなければならない。</p>	
	<p>8 詐害行為の取消しの範囲 詐害行為の取消しの範囲について、次のような規律を設けるものとする。</p> <p>(1) 債権者は、1又は6の取消しの請求をする場合において、債務者がした行為の目的が可分であるときは、自己の債権の額の限度においてのみ、当該行為の取消しを請求することができる。</p> <p>(2) 債権者が7(1)後段又は(2)後段により価額の償還を請求する場合についても、(1)と同様とする。</p>	<p>8 詐害行為の取消しの範囲 詐害行為の取消しの範囲について、次のような規律を設けるものとする。</p> <p>(1) 債権者は、詐害行為取消請求をする場合において、債務者がした行為の目的が可分であるときは、自己の債権の額の限度においてのみ、その行為の取消しを請求することができる。</p> <p>(2) 債権者が7(1)後段又は(2)後段の規定により価額の償還を請求する場合についても、(1)と同様とする。</p>	
	<p>9 直接の引渡し等 直接の引渡し等について、次のような規律を設けるものとする。</p> <p>(1) 債権者は、7(1)前段又は(2)前段により財産の返還を請求する場合において、その返還の請求が金銭の支払又は動産の引渡しを求めるものであるときは、受益者又は転得者に対し、その支払又は引渡しを自己に対してすることを求めることができる。この場合において、受益者又は転得者は、債権者に対してその支払又は引渡しをしたときは、債務者に対してその支払又は引渡しをする義務を免れる。</p> <p>(2) 債権者が7(1)後段又は(2)後段により価額の償還を請求する場合についても、(1)と同様とする。</p>	<p>9 直接の引渡し等 直接の引渡し等について、次のような規律を設けるものとする。</p> <p>(1) 債権者は、7(1)前段又は(2)前段の規定により受益者又は転得者に対して財産の返還を請求する場合において、その返還の請求が金銭の支払又は動産の引渡しを求めるものであるときは、受益者に対してその支払又は引渡しを、転得者に対してその引渡しを、自己に対してすることを求めることができる。この場合において、受益者又は転得者は、債権者に対してその支払又は引渡しをしたときは、債務者に対してその支払又は引渡しをする義務を免れる。</p> <p>(2) 債権者が7(1)後段又は(2)後段の規定により受益者又は転得者に対して価額の償還を請求する場合についても、(1)と同様とする。</p>	
<p>(詐害行為の取消しの効果) 第425条前条の規定による取消しは、すべての債権者の利益のためにその効力を生ずる。</p>	<p>10 詐害行為の取消しの効果(民法第425条関係) 1又は6の取消しの請求を認容する確定判決は、債務者及びその全ての債権者に対してもその効力を有する。</p>	<p>10 詐害行為の取消しの効果(民法第425条関係) 詐害行為取消請求を認容する確定判決は、債務者及びその全ての債権者に対してもその効力を有する。</p>	
	<p>11 受益者の反対給付 受益者の反対給付について、次のような規律を設けるものとする。 債務者がした財産の処分に関する行為(債務の消滅に関する行為を除く。)が取り消されたときは、受益者は、債務者に対し、当該財産を取得するためにした反対給付の返還を請求することができる。債務者が当該反対給付の返還をすることが困難であるときは、受益者は、価額の償還を請求することができる。</p>	<p>11 受益者の反対給付 受益者の反対給付について、次のような規律を設けるものとする。 債務者がした財産の処分に関する行為(債務の消滅に関する行為を除く。)が取り消されたときは、受益者は、債務者に対し、その財産を取得するためにした反対給付の返還を請求することができる。債務者がその反対給付の返還をすることが困難であるときは、受益者は、その価額の償還を請求することができる。</p>	

現行民法	民法の改正に関する要綱仮案(H26.8. 26決定)	民法(債権関係)の改正に関する要綱案(H27. 2. 10決定)	
	<p>12 受益者の債権 受益者の債権について、次のような規律を設けるものとする。 債務者がした債務の消滅に関する行為が取り消された場合(5による取消の場合を除く。)において、受益者が債務者から受けた給付を返還し又はその価額を償還したときは、受益者の債務者に対する債権は、これによって原状に復する。</p>	<p>12 受益者の債権 受益者の債権について、次のような規律を設けるものとする。 債務者がした債務の消滅に関する行為が取り消された場合(5の規定により取り消された場合を除く。)において、受益者が債務者から受けた給付を返還し、又はその価額を償還したときは、受益者の債務者に対する債権は、これによって原状に復する。</p>	
	<p>13 転得者の反対給付及び債権 転得者の反対給付及び債権について、次のような規律を設けるものとする。 (1) 債務者がした行為が転得者に対する詐害行為取消権の行使によって取り消されたときは、当該転得者は、次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに定める権利を行使することができる。 ア 11に定める行為が取り消された場合 当該行為が受益者に対する詐害行為取消権の行使によって取り消されたとすれば11によって生ずべき受益者の債務者に対する反対給付の返還請求権又はその価額の償還請求権 イ 12に定める行為が取り消された場合(5による取消の場合を除く。)当該行為が受益者に対する詐害行為取消権の行使によって取り消されたとすれば12によって回復すべき受益者の債務者に対する債権 (2) (1)による転得者の債務者に対する権利行使は、当該転得者がその前者から財産を取得するためにした反対給付の価額又はその前者から財産を取得することによって消滅した債権の価額を限度とする。</p>	<p>13 転得者の反対給付及び債権 転得者の反対給付及び債権について、次のような規律を設けるものとする。 債務者がした行為が転得者に対する詐害行為取消請求によって取り消されたときは、その転得者は、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ当該(1)又は(2)に定める権利を行使することができる。ただし、その転得者がその前者から財産を取得するためにした反対給付又はその前者から財産を取得することによって消滅した債権の価額を限度とする。 (1) 11に規定する行為が取り消された場合 その行為が受益者に対する詐害行為取消請求によって取り消されたとすれば11の規定により生ずべき受益者の債務者に対する反対給付の返還請求権又はその価額の償還請求権 (2) 12に規定する行為が取り消された場合(5の規定により取り消された場合を除く。)その行為が受益者に対する詐害行為取消請求によって取り消されたとすれば12の規定により回復すべき受益者の債務者に対する債権</p>	
<p>(詐害行為取消権の期間の制限) 第426条 第424条の規定による取消権は、債権者が取消しの原因を知った時から二年間行使しないときは、時効によって消滅する。行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。</p>	<p>14 詐害行為取消権の期間の制限(民法第426条関係) 1又は6の取消しの請求に係る訴えは、債務者が債権者を害することを知って行為をしたことを債権者が知った時から2年を経過したときは、提起することができない。行為の時から10年を経過したときも、同様とする。</p>	<p>14 詐害行為取消権の期間の制限(民法第426条関係) 詐害行為取消請求に係る訴えは、債務者が債権者を害することを知って行為をしたことを債権者が知った時から2年を経過したときは、提起することができない。行為の時から10年を経過したときも、同様とする。</p>	
	<p>第17 多数当事者</p>	<p>第17 多数当事者</p>	
<p>(履行の請求) 第432条 数人が連帯債務を負担するときは、債権者は、その連帯債務者の一人に対し、又は同時に若しくは順次にすべての連帯債務者に対し、全部又は一部の履行を請求することができる。</p>	<p>1 連帯債務 債務の目的がその性質上可分である場合において、法令の規定又は当事者の意思表示によって数人が連帯して債務を負担するときは、債権者は、その連帯債務者の一人に対し、又は同時に若しくは順次に全ての連帯債務者に対し、全部又は一部の履行を請求することができる。</p>	<p>1 連帯債務(民法第432条関係) 債務の目的がその性質上可分である場合において、法令の規定又は当事者の意思表示によって数人が連帯して債務を負担するときは、債権者は、その連帯債務者の一人に対し、又は同時に若しくは順次に全ての連帯債務者に対し、全部又は一部の履行を請求することができる。</p>	
<p>(連帯債務者の一人に対する履行の請求) 第434条 連帯債務者の一人に対する履行の請求は、他の連帯債務者に対しても、その効力を生ずる。</p>	<p>2 連帯債務者の一人について生じた事由の効力等 (1) 履行の請求(民法第434条関係) 民法第434条を削除するものとする。</p>	<p>2 連帯債務者の一人について生じた事由の効力等 (1) 履行の請求(民法第434条関係) 民法第434条を削除するものとする。</p>	
<p>(連帯債務者の一人による相殺等) 第436条 連帯債務者の一人が債権者に対して債権を有する場合において、その連帯債務者が相殺を援用したときは、債権は、すべての連帯債務者の利益のために消滅する。 2 前項の債権を有する連帯債務者が相殺を援用しない間は、その連帯債務者の負担部分についてのみ他の連帯債務者が相殺を援用することができる。</p>	<p>(2) 連帯債務者の一人による相殺(民法第436条関係) ア 連帯債務者の一人が債権者に対して債権を有する場合において、その連帯債務者が相殺を援用したときは、債権は、全ての連帯債務者の利益のために消滅する。(民法第436条第1項と同文) イアの債権を有する連帯債務者が相殺を援用しない間は、その連帯債務者の負担部分の限度で、他の連帯債務者は、債権者に対して債務の履行を拒むことができる。</p>	<p>(2) 連帯債務者の一人による相殺(民法第436条関係) ア 連帯債務者の一人が債権者に対して債権を有する場合において、その連帯債務者が相殺を援用したときは、債権は、全ての連帯債務者の利益のために消滅する。(民法第436条第1項と同文) イアの債権を有する連帯債務者が相殺を援用しない間は、その連帯債務者の負担部分の限度において、他の連帯債務者は、債権者に対して債務の履行を拒むことができる。</p>	

現行民法	民法の改正に関する要綱仮案(H26.8. 26決定)	民法(債権関係)の改正に関する要綱案(H27. 2. 10決定)	
<p>(連帯債務者の一人に対する免除) 第437条 連帯債務者の一人に対してした債務の免除は、その連帯債務者の負担部分についてのみ、他の連帯債務者の利益のためにも、その効力を生ずる。</p> <p>(連帯債務者の一人についての時効の完成) 第439条 連帯債務者の一人のために時効が完成したときは、その連帯債務者の負担部分については、他の連帯債務者も、その義務を免れる。</p>	<p>(3) 連帯債務者の一人に対する免除(民法第437条関係)</p> <p>ア 民法第437条を削除するものとする。 イ 連帯債務者の一人に対する免除について、次のような規律を設けるものとする。 債権者と連帯債務者の一人との間に債務の免除があった場合においても、他の連帯債務者は、免除があった連帯債務者に対し、4(1)又は(3)により求償の請求をすることができる。 (4) 連帯債務者の一人についての時効の完成(民法第439条関係) ア 民法第439条を削除するものとする。 イ 連帯債務者の一人のために時効が完成した場合においても、他の連帯債務者は、時効が完成した連帯債務者に対し、4(1)又は(3)により求償の請求をすることができる。</p>	<p>(3) 連帯債務者の一人に対する免除及び一人についての時効の完成(民法第437条・第439条関係) ア 民法第437条及び第439条を削除するものとする。 イ 連帯債務者の一人に対する免除及び一人についての時効の完成について、次のような規律を設けるものとする。 連帯債務者の一人に対して債務の免除がされ、又は連帯債務者の一人のために時効が完成した場合においても、他の連帯債務者は、その一人の連帯債務者に対し、4(1)アの求償権を行使することができる。</p>	
<p>(相対的効力の原則) 第440条 第434条から前条までに規定する場合を除き、連帯債務者の一人について生じた事由は、他の連帯債務者に対してその効力を生じない。</p>	<p>(5) 相対的効力の原則(民法第440条関係) 連帯債務者の一人について生じた事由は、民法第435条、第436条第1項及び第438条に規定する場合を除き、他の連帯債務者に対してその効力を生じない。ただし、債権者及び他の連帯債務者の一人が別段の意思を表示したときは、当該他の連帯債務者に対する効力は、その意思に従う。</p>	<p>(4) 相対的効力の原則(民法第440条関係) 民法第435条、第436条第1項及び第438条に規定する場合を除き、連帯債務者の一人について生じた事由は、他の連帯債務者に対してその効力を生じない。ただし、債権者及び他の連帯債務者の一人が別段の意思を表示したときは、当該他の連帯債務者に対する効力は、その意思に従う。</p>	
<p>(連帯債務者についての破産手続の開始) 第441条 連帯債務者の全員又はそのうちの数人が破産手続開始の決定を受けたときは、債権者は、その債権の全額について各破産財団の配当に加入することができる。</p>	<p>3 破産手続の開始(民法第441条関係) 民法第441条を削除するものとする。</p>	<p>3 破産手続の開始(民法第441条関係) 民法第441条を削除するものとする。</p>	
<p>(連帯債務者間の求償権) 第442条 連帯債務者の一人が弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得たときは、その連帯債務者は、他の連帯債務者に対し、各自の負担部分について求償権を有する。 2 前項の規定による求償は、弁済その他免責があった日以後の法定利息及び避けることができなかつた費用その他の損害の賠償を包含する。</p>	<p>4 連帯債務者間の求償関係 (1) 連帯債務者間の求償権(民法第442条第1項関係) ア 連帯債務者の一人が弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得たときは、その連帯債務者は、その免責を得た額が自己の負担部分を超えるかどうかにかかわらず、他の連帯債務者に対し、その免責を得るために支出した金銭その他の財産の額のうち各自の負担部分について求償権を有する。ただし、当該財産の額が共同の免責を得た額を超える場合には、その免責を得た額のうち各自の負担部分に限る。 イアによる求償は、弁済その他免責があった日以後の法定利息及び避けることができなかつた費用その他の損害の賠償を包含する。(民法第442条第2項と同文)</p>	<p>4 連帯債務者間の求償関係 (1) 連帯債務者間の求償権(民法第442条第1項関係) ア 連帯債務者の一人が弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得たときは、その連帯債務者は、その免責を得た額が自己の負担部分を超えるかどうかにかかわらず、他の連帯債務者に対し、その免責を得るために支出した財産の額(その財産の額が共同の免責を得た額を超える場合にあっては、その免責を得た額)のうち各自の負担部分に応じた額の求償権を有する。 イアの規定による求償は、弁済その他免責があった日以後の法定利息及び避けることができなかつた費用その他の損害の賠償を包含する。(民法第442条第2項と同文)</p>	
<p>(通知を怠った連帯債務者の求償の制限) 第443条 連帯債務者の一人が債権者から履行の請求を受けたことを他の連帯債務者に通知しないで弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得た場合において、他の連帯債務者は、債権者に対抗することができる事由を有していたときは、その負担部分について、その事由をもってその免責を得た連帯債務者に対抗することができる。この場合において、相殺をもってその免責を得た連帯債務者に対抗したときは、過失のある連帯債務者は、債権者に対し、相殺によって消滅すべきであった債務の履行を請求することができる。</p>	<p>(2) 連帯債務者間の通知義務(民法第443条関係) ア 他の連帯債務者があることを知りながら、連帯債務者の一人が共同の免責を得ることを他の連帯債務者に通知しないで弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得た場合において、他の連帯債務者は、債権者に対抗することができる事由を有していたときは、その負担部分について、その事由をもってその免責を得た連帯債務者に対抗することができる。この場合において、相殺をもってその免責を得た連帯債務者に対抗したときは、その連帯債務者は、債権者に対し、相殺によって消滅すべきであった債務の履行を請求することができる。 イ 他の連帯債務者があることを知りながら、連帯債務者の一人が弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得たことを他の連帯債務者に通知することを怠ったため、他の連帯債務者が善意で弁済をし、その他有償の行為をもって免責を得たときは、その免責を得た他の連帯債務者は、自己の弁済その他免責のためにした行為を有効であったものとみなすことができる。</p>	<p>(2) 連帯債務者間の通知義務(民法第443条関係) ア 他の連帯債務者があることを知りながら、連帯債務者の一人が共同の免責を得ることを他の連帯債務者に通知しないで弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得た場合において、他の連帯債務者は、債権者に対抗することができる事由を有していたときは、その負担部分について、その事由をもってその免責を得た連帯債務者に対抗することができる。この場合において、相殺をもってその免責を得た連帯債務者に対抗したときは、その連帯債務者は、債権者に対し、相殺によって消滅すべきであった債務の履行を請求することができる。 イ 弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得た連帯債務者が、他の連帯債務者があることを知りながらその免責を得たことを他の連帯債務者に通知することを怠ったため、他の連帯債務者が善意で弁済し、その他自己の財産をもって免責を得るための行為をしたときは、当該他の連帯債務者は、その免責を得るための行為を有効であったものとみなすことができる。</p>	

現行民法	民法の改正に関する要綱仮案(H26.8. 26決定)	民法(債権関係)の改正に関する要綱案(H27. 2. 10決定)	
<p>2 連帯債務者の一人が弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得たことを他の連帯債務者に通知することを怠ったため、他の連帯債務者が善意で弁済をし、その他有償の行為をもって免責を得たときは、その免責を得た連帯債務者は、自己の弁済その他免責のためにした行為を有効であったものとみなすことができる。</p>			
<p>(償還をする資力のない者の負担部分の分担) 第444条 連帯債務者の中に償還をする資力のない者があるときは、その償還をすることができない部分は、求償者及び他の資力のある者の中で、各自の負担部分に応じて分割して負担する。ただし、求償者に過失があるときは、他の連帯債務者に対して分担を請求することができない。</p>	<p>(3) 負担部分を有する連帯債務者が全て無資力者である場合の求償関係(民法第444条関係) ア 連帯債務者の中に償還をする資力のない者があるときは、その償還をすることができない部分は、求償者及び他の資力のある者の中で、各自の負担部分に応じて分割して負担する。(民法第444条本文と同文) イアの場合において、求償者及び他の資力のある者がいずれも負担部分を有しない者であるときは、その償還をすることができない部分は、求償者及び他の資力のある者の中で、平等の割合で分割して負担する。 ウア及びイにかかわらず、償還を受けることができないことについて求償者に過失があるときは、他の連帯債務者に対して分担を請求することができない。</p>	<p>(3) 負担部分を有する連帯債務者が全て無資力者である場合の求償関係(民法第444条関係) ア 連帯債務者の中に償還をする資力のない者があるときは、その償還をすることができない部分は、求償者及び他の資力のある者の中で、各自の負担部分に応じて分割して負担する。(民法第444条本文と同文) イアに規定する場合において、求償者及び他の資力のある者がいずれも負担部分を有しない者であるときは、その償還をすることができない部分は、求償者及び他の資力のある者の中で、<u>等しい</u>割合で分割して負担する。 ウア及びイの規定にかかわらず、償還を受けることができないことについて求償者に過失があるときは、他の連帯債務者に対して分担を請求することができない。</p>	
<p>(連帯の免除と弁済をする資力のない者の負担部分の分担) 第445条 連帯債務者の一人が連帯の免除を得た場合において、他の連帯債務者の中に弁済をする資力のない者があるときは、債権者は、その資力のない者が弁済をすることができない部分のうち連帯の免除を得た者が負担すべき部分を負担する。</p>	<p>(4) 連帯の免除をした場合の債権者の負担(民法第445条関係) 民法第445条を削除するものとする。</p>	<p>(4) 連帯の免除をした場合の債権者の負担(民法第445条関係) 民法第445条を削除するものとする。</p>	
<p>(不可分債務) 第430条 前条の規定及び次款(連帯債務)の規定(第434条から第440条までの規定を除く。)は、数人が不可分債務を負担する場合について準用する。 (連帯債務者の一人との間の混同) 第438条 連帯債務者の一人と債権者との間に混同があつたときは、その連帯債務者は、弁済をしたものとみなす。</p>	<p>5 不可分債務 連帯債務の規定(民法第438条の規定を除く。)は、債務の目的がその性質上不可分である場合について準用する。</p>	<p>5 不可分債務(民法第430条関係) 連帯債務の規定(民法第438条の規定を除く。)は、債務の目的がその性質上不可分である場合において、<u>数人の債務者があるとき</u>について準用する。</p>	
	<p>6 連帯債権 連帯債権者の請求権等について、次のような規律を設けるものとする。 債権の目的がその性質上可分である場合において、法令の規定又は当事者の意思表示によって数人が連帯して債権を有するときは、各債権者は、全ての債権者のために全部又は一部の履行を請求することができ、債務者は、全ての債権者のために各債権者に対して履行をすることができる。</p>	<p>6 連帯債権 連帯債権者の請求権等について、次のような規律を設けるものとする。 債権の目的がその性質上可分である場合において、法令の規定又は当事者の意思表示によって数人が連帯して債権を有するときは、各債権者は、全ての債権者のために全部又は一部の履行を請求することができ、債務者は、全ての債権者のために各債権者に対して履行をすることができる。</p>	
	<p>7 連帯債権者の一人について生じた事由の効力等 (1) 連帯債権者の一人との間の相殺 連帯債権者の一人との間の相殺について、次のような規律を設けるものとする。 債務者が連帯債権者の一人に対して債権を有する場合において、その債務者が相殺を援用したときは、その相殺は、他の連帯債権者に対してもその効力を生ずる。</p>	<p>7 連帯債権者の一人について生じた事由の効力等 (1) 連帯債権者の一人との間の相殺 連帯債権者の一人との間の相殺について、次のような規律を設けるものとする。 債務者が連帯債権者の一人に対して債権を有する場合において、その債務者が相殺を援用したときは、その相殺は、他の連帯債権者に対しても<u>その効力を生ずる</u>。</p>	

現行民法	民法の改正に関する要綱仮案(H26.8. 26決定)	民法(債権関係)の改正に関する要綱案(H27. 2. 10決定)	
	<p>(2) 連帯債権者の一人との間の更改又は免除 連帯債権者の一人との間の更改又は免除について、次のような規律を設けるものとする。 連帯債権者の一人と債務者との間に更改又は免除があったときは、その一人の連帯債権者がその権利を失わなければ分与される部分については、他の連帯債権者は、履行を請求することができない。</p> <p>(3) 連帯債権者の一人との間の混同 連帯債権者の一人との間の混同について、次のような規律を設けるものとする。 連帯債権者の一人と債務者との間に混同があったときは、債務者は、弁済をしたものとみなす。</p> <p>(4) 相対的効力の原則 連帯債権について、次のような規律を設けるものとする。 連帯債権者の一人の行為又は一人について生じた事由は、(1)から(3)までの場合を除き、他の連帯債権者に対してその効力を生じない。ただし、他の連帯債権者の一人及び債務者が別段の意思を表示したときは、当該他の連帯債権者に対する効力は、その意思に従う。</p>	<p>(2) 連帯債権者の一人との間の更改又は免除 連帯債権者の一人との間の更改又は免除について、次のような規律を設けるものとする。 連帯債権者の一人と債務者との間に更改又は免除があったときは、その連帯債権者がその権利を失わなければ分与されるべき利益に係る部分については、他の連帯債権者は、履行を請求することができない。</p> <p>(3) 連帯債権者の一人との間の混同 連帯債権者の一人との間の混同について、次のような規律を設けるものとする。 連帯債権者の一人と債務者との間に混同があったときは、債務者は、弁済をしたものとみなす。</p> <p>(4) 相対的効力の原則 連帯債権について、次のような規律を設けるものとする。 6及び7(1)から(3)までに規定する場合を除き、連帯債権者の一人の行為又は一人について生じた事由は、他の連帯債権者に対してその効力を生じない。ただし、他の連帯債権者の一人及び債務者が別段の意思を表示したときは、当該他の連帯債権者に対する効力は、その意思に従う。</p>	
<p>(不可分債権) 第428条 債権の目的がその性質上又は当事者の意思表示によって不可分である場合において、数人の債権者があるときは、各債権者はすべての債権者のために履行を請求し、債務者はすべての債権者のために各債権者に対して履行をすることができる。</p>	<p>8 不可分債権 債権の目的がその性質上不可分である場合において、数人の債権者があるときは、各債権者は全ての債権者のために履行を請求し、債務者は全ての債権者のために各債権者に対して履行をすることができる。</p>	<p>8 不可分債権(民法第428条関係) 連帯債権の規定(7(2)及び(3)の規定を除く。)は、債権の目的がその性質上不可分である場合において、数人の債権者があるときについて準用する。</p>	
	<p>第18 保証債務</p>	<p>第18 保証債務</p>	
<p>(保証人の負担が主たる債務より重い場合) 第448条 保証人の負担が債務の目的又は態様において主たる債務より重いときは、これを主たる債務の限度に減縮する。</p>	<p>1 保証債務の付従性(民法第448条関係) (1) 保証人の負担が債務の目的又は態様において主たる債務より重いときは、これを主たる債務の限度に減縮する。(民法第448条と同文) (2) 主たる債務の目的又は態様が保証契約の締結後に加重されたときであっても、保証人の負担は加重されない。</p>	<p>1 保証債務の付従性(民法第448条関係) (1) 保証人の負担が債務の目的又は態様において主たる債務より重いときは、これを主たる債務の限度に減縮する。(民法第448条と同文) (2) 主たる債務の目的又は態様が保証契約の締結後に加重されたときであっても、保証人の負担は加重されない。</p>	
<p>(主たる債務者について生じた事由の効力) 第457条 1 主たる債務者に対する履行の請求その他の事由による時効の中断は、保証人に対しても、その効力を生ずる。 2 保証人は、主たる債務者の債権による相殺をもって債権者に対抗することができる。</p>	<p>2 主たる債務者の有する抗弁等 (1) 主たる債務者の有する抗弁 保証人が主たる債務者の有する抗弁をもって対抗することの可否について、次のような規律を設けるものとする。 保証人は、主たる債務者が主張することができる抗弁をもって債権者に対抗することができる。</p> <p>(2) 主たる債務者の有する相殺権、取消権又は解除権 民法第457条第2項の規律を次のように改めるものとする。 主たる債務者が債権者に対して相殺権、取消権又は解除権を有するときは、これらの権利の行使によって主たる債務者が主たる債務の履行を免れる限度で、保証人は、債権者に対して債務の履行を拒むことができる。</p>	<p>2 主たる債務者の有する抗弁等 (1) 主たる債務者の有する抗弁 保証人が主たる債務者の有する抗弁をもって対抗することの可否について、次のような規律を設けるものとする。 保証人は、主たる債務者が主張することができる抗弁をもって債権者に対抗することができる。</p> <p>(2) 主たる債務者の有する相殺権、取消権又は解除権(民法第457条第2項関係) 民法第457条第2項の規律を次のように改めるものとする。 主たる債務者が債権者に対して相殺権、取消権又は解除権を有するときは、これらの権利の行使によって主たる債務者がその債務を免れる限度において、保証人は、債権者に対して債務の履行を拒むことができる。</p>	
<p>(委託を受けた保証人の求償権) 第459条 1 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、過失なく債権者に弁済をすべき旨の裁判の言渡しを受け、又は主たる債務者に代わって弁済をし、その他自己の財産をもって債務を消滅させるべき行為をしたときは、その保証人は、主たる債務者に対して求償権を有する。 2 第442条第2項の規定は、前項の場合について準用する。</p>	<p>3 保証人の求償権 (1) 委託を受けた保証人の求償権(民法第459条関係) ア 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、過失なく債権者に弁済をすべき旨の裁判の言渡しを受け、又は主たる債務者に代わって弁済をし、その他自己の財産をもって債務を消滅させるべき行為をしたときは、その保証人は、主たる債務の免責を得るために支出した金銭その他の財産の額(当該財産の額が主たる債務の免責を得た額を超える場合)については、その免責を得た額について、主たる債務者に対して求償権を有する。</p>	<p>3 保証人の求償権 (1) 委託を受けた保証人の求償権(民法第459条関係) ア 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務者に代わって弁済その他自己の財産をもって債務を消滅させる行為(以下「債務の消滅行為」という。)をしたときは、その保証人は、主たる債務者に対し、そのために支出した財産の額(その財産の額がその債務の消滅行為によって消滅した主たる債務の額を超える場合)については、その消滅した額の求償権を有する。</p>	

現行民法	民法の改正に関する要綱仮案(H26.8. 26決定)	民法(債権関係)の改正に関する要綱案(H27. 2. 10決定)	
<p>(連帯債務者間の求償権) 第442条 1 連帯債務者の一人が弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得たときは、その連帯債務者は、他の連帯債務者に対し、各自の負担部分について求償権を有する。 2 前項の規定による求償は、弁済その他免責があった日以後の法定利息及び避けることができなかった費用その他の損害の賠償を包含する。</p>	<p>イ 民法第442条第2項の規定は、アの場合について準用する。(民法第459条第2項と同文) ウ 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、保証人が主たる債務の履行についての期限が到来する前に弁済をし、その他自己の財産をもって債務を消滅させるべき行為をしたときは、主たる債務者は、主たる債務の履行についての期限が到来した後に、債務が消滅した当時利益を受けた限度において、償還すれば足りる。 エ ウの償還は、主たる債務の履行についての期限以後の法定利息及びその期限以後に履行したとしても避けることができなかった費用その他の損害の賠償を包含する。</p>	<p>イ 民法第442条第2項の規定は、アの場合について準用する。(民法第459条第2項と同文) ウ 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務の弁済期前に債務の消滅行為をしたときは、その保証人は、主たる債務者に対し、主たる債務者がその当時利益を受けた限度において求償権を有する。この場合において、主たる債務者が債務の消滅行為の日以前に相殺の原因を有していたことを主張するときは、保証人は、債権者に対し、その相殺によって消滅すべきであった債務の履行を請求することができる。 エ ウの規定による求償は、主たる債務の弁済期以後の法定利息及びその弁済期以後に債務の消滅行為をしたとしても避けることができなかった費用その他の損害の賠償を包含する。 オ ウの求償権は、主たる債務の弁済期以後でなければ、これを行行使することができない。</p>	
<p>(委託を受けた保証人の事前の求償権) 第460条 保証人は、主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、次に掲げるときは、主たる債務者に対して、あらかじめ、求償権を行行使することができる。 一 主たる債務者が破産手続開始の決定を受け、かつ、債権者がその破産財団の配当に加入しないとき。 二 債務が弁済期にあるとき。ただし、保証契約の後に債権者が主たる債務者に許与した期限は、保証人に対抗することができない。 三 債務の弁済期が不確定で、かつ、その最長期間を確定することができない場合において、保証契約の後十年を経過したとき。</p>	<p>(2) 委託を受けた保証人の求償権(民法第460条関係) 民法第460条第3号を削除するものとする。</p>	<p>(2) 委託を受けた保証人の事前の求償権(民法第460条関係) 民法第460条第3号を削除するとともに、同条に掲げる場合(事前求償権を行行使することができる場合)に次の場合を加えるものとする。 保証人が過失なく債権者に弁済をすべき旨の裁判の言渡しを受けたとき。</p>	
<p>(通知を怠った保証人の求償の制限) 第463条 1 第443条の規定は、保証人について準用する。 2 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、善意で弁済をし、その他自己の財産をもって債務を消滅させるべき行為をしたときは、第443条の規定は、主たる債務者についても準用する。</p>	<p>(3) 保証人の通知義務(民法第463条関係) ア 保証人(主たる債務者の委託を受けて保証をした者に限る。)が弁済をし、その他自己の財産をもって主たる債務者にその債務を免れさせた場合において、保証人がその旨をあらかじめ主たる債務者に通知していなかったときは、主たる債務者は、債権者に対抗することができる事由をもってその保証人に対抗することができる。この場合において、相殺をもって保証人に対抗したときは、保証人は、債権者に対し、相殺によって消滅すべきであった債務の履行を請求することができる。 イ 保証人が弁済をし、その他自己の財産をもって主たる債務者にその債務を免れさせた場合において、保証人がその旨を主たる債務者に通知することを怠ったため、主たる債務者が善意で弁済をし、その他有償の行為をもって免責を得たときは、主たる債務者は、保証人が主たる債務者の意思に反して保証をした者でないときであっても、自己の弁済その他免責のためにした行為を有効であったものとみなすことができる。 ウ 主たる債務者が弁済をし、その他自己の財産をもって免責を得た場合において、主たる債務者がその旨を保証人(主たる債務者の委託を受けて保証をした者に限る。)に通知することを怠ったため、当該保証人が善意で弁済をし、その他有償の行為をもって免責を得たときは、その免責を得た保証人は、自己の弁済その他免責のためにした行為を有効であったものとみなすことができる。</p>	<p>(3) 保証人の通知義務(民法第463条関係) ア 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務者にあらかじめ通知しないで債務の消滅行為をしたときは、主たる債務者は、債権者に対抗することができた事由をもってその保証人に対抗することができる。この場合において、相殺をもってその保証人に対抗したときは、その保証人は、債権者に対し、相殺によって消滅すべきであった債務の履行を請求することができる。 イ 保証人が債務の消滅行為をした後に主たる債務者が債務の消滅行為をした場合においては、保証人が主たる債務者の意思に反して保証をしたときのほか、保証人が債務の消滅行為をしたことを主たる債務者に通知することを怠ったため、主たる債務者が善意で債務の消滅行為をしたときも、主たる債務者は、その債務の消滅行為を有効であったものとみなすことができる。 ウ 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務者が債務の消滅行為をしたことを保証人に通知することを怠ったため、その保証人が善意で債務の消滅行為をしたときは、その保証人は、その債務の消滅行為を有効であったものとみなすことができる。</p>	<p>※(通知を怠った連帯債務者の求償の制限) 第443条 1 連帯債務者の一人が債権者から履行の請求を受けたことを他の連帯債務者に通知しないで弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得た場合において、他の連帯債務者は、債権者に対抗することができる事由を有していたときは、その負担部分について、その事由をもってその免責を得た連帯債務者に対抗することができる。この場合において、相殺をもってその免責を得た連帯債務者に対抗したときは、過失のある連帯債務者は、債権者に対し、相殺によって消滅すべきであった債務の履行を請求することができる。 2 連帯債務者の一人が弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得たことを他の連帯債務者に通知することを怠ったため、他の連帯債務者が善意で弁済をし、その他有償の行為をもって免責を得たときは、その免責を得た連帯債務者は、自己の弁済その他免責のためにした行為を有効であったものとみなすことができる。</p>

現行民法	民法の改正に関する要綱仮案(H26.8. 26決定)	民法(債権関係)の改正に関する要綱案(H27. 2. 10決定)	
<p>(連帯保証人について生じた事由の効力) 第458条 第434条から第440条までの規定は、主たる債務者が保証人と連帯して債務を負担する場合について準用する。</p>	<p>4 連帯保証人について生じた事由の効力(民法第458条関係) 連帯債務者の一人について生じた事由の効力に関する規定は、主たる債務者が保証人と連帯して債務を負担する場合について準用する。</p>	<p>4 連帯保証人について生じた事由の効力(民法第458条関係) 民法第435条、第436条第1項、第438条及び第17の2(4)の規定は、主たる債務者と連帯して債務を負担する保証人について生じた事由について準用する。</p>	
<p>(貸金等根保証契約の保証人の責任等) 第465条の2 一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約(以下「根保証契約」という。)であってその債務の範囲に金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによって負担する債務(以下「貸金等債務」という。)が含まれるもの(保証人が法人であるものを除く。以下「貸金等根保証契約」という。)の保証人は、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に從たるすべてのもの及びその保証債務について約定された違約金又は損害賠償の額について、その全部に係る極度額を限度として、その履行をする責任を負う。 2 貸金等根保証契約は、前項に規定する極度額を定めなければ、その効力を生じない。 3 第446条第2項及び第3項の規定は、貸金等根保証契約における第1項に規定する極度額の定めについて準用する。</p>	<p>5 根保証 (1) 極度額(民法第465条の2関係) ア 一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約(以下「根保証契約」という。)であって保証人が法人でないもの(以下「個人根保証契約(仮称)」という。)の保証人は、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に從たるすべてのもの及びその保証債務について約定された違約金又は損害賠償の額について、その全部に係る極度額を限度として、その履行をする責任を負う。 イ 個人根保証契約は、アの極度額を定めなければ、その効力を生じない。 ウ 民法第446条第2項及び第3項の規定は、個人根保証契約におけるアの極度額の定めについて準用する。</p>	<p>5 根保証 (1) 極度額(民法第465条の2関係) ア 一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約(以下「根保証契約」という。)であって保証人が法人でないもの(以下「個人根保証契約」という。)の保証人は、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に從たるすべてのもの及びその保証債務について約定された違約金又は損害賠償の額について、その全部に係る極度額を限度として、その履行をする責任を負う。 イ 個人根保証契約は、アに規定する極度額を定めなければ、その効力を生じない。 ウ 民法第446条第2項及び第3項の規定は、個人根保証契約におけるアに規定する極度額の定めについて準用する。</p>	
<p>(貸金等根保証契約の元本の確定事由) 第465条の4 次に掲げる場合には、貸金等根保証契約における主たる債務の元本は、確定する。 一 債権者が、主たる債務者又は保証人の財産について、金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし、強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る。 二 主たる債務者又は保証人が破産手続開始の決定を受けたとき。 三 主たる債務者又は保証人が死亡したとき。</p>	<p>(2) 元本の確定事由(民法第465条の4関係) ア 個人根保証契約における主たる債務の元本は、次に掲げる場合に確定する。ただし、(ア)の場合にあっては、強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る。 (ア) 債権者が、保証人の財産について、金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。 (イ) 保証人が破産手続開始の決定を受けたとき。 (ウ) 主たる債務者又は保証人が死亡したとき。 イ アに定める場合のほか、主たる債務の範囲に金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによって負担する債務(以下「貸金等債務」という。)が含まれる個人根保証契約における主たる債務の元本は、次に掲げる場合に確定する。ただし、(ア)の場合にあっては、強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る。 (ア) 債権者が、主たる債務者の財産について、金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。 (イ) 主たる債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。</p>	<p>(2) 元本の確定事由(民法第465条の4関係) ア 次に掲げる場合には、個人根保証契約における主たる債務の元本は、確定する。ただし、(ア)に掲げる場合にあっては、強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る。 (ア) 債権者が、保証人の財産について、金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。 (イ) 保証人が破産手続開始の決定を受けたとき。 (ウ) 主たる債務者又は保証人が死亡したとき。 イ アに規定する場合のほか、個人根保証契約であってその主たる債務の範囲に金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによって負担する債務(以下「貸金等債務」という。)が含まれるものにおける主たる債務の元本は、次に掲げる場合にも確定する。ただし、(ア)に掲げる場合にあっては、強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る。 (ア) 債権者が、主たる債務者の財産について、金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。 (イ) 主たる債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。</p>	
<p>(保証人が法人である貸金等債務の根保証契約の求償権) 第465条の5 保証人が法人である根保証契約であってその主たる債務の範囲に貸金等債務が含まれるものにおいて、第465条の2第1項に規定する極度額の定めがないとき、元本確定期日の定めがないとき、又は元本確定期日の定め若しくはその変更が第465条の3第1項若しくは第3項の規定を適用するとすればその効力を生じないものであるときは、その根保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権についての保証契約(保証人が法人であるものを除く。)は、その効力を生じない。</p>	<p>(3) 求償権についての保証契約(民法第465条の5関係) ア 保証人が法人である根保証契約において、(1)アの極度額の定めがないときは、その根保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権についての保証契約(保証人が法人であるものを除く。)は、その効力を生じない。ただし、その求償権についての保証契約が根保証契約であるときは、この限りでない。 イ 保証人が法人である根保証契約であってその主たる債務の範囲に貸金等債務が含まれるものにおいて、元本確定期日の定めがないとき、又は元本確定期日の定め若しくはその変更が民法第465条の3第1項若しくは第3項の規定を適用するとすればその効力を生じないものであるときは、その根保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権についての保証契約(保証人が法人であるものを除く。)は、その効力を生じない。</p>	<p>(3) 求償権についての保証契約(民法第465条の5関係) ア 保証人が法人である根保証契約において、(1)アに規定する極度額の定めがないときは、その根保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権に係る債務を主たる債務とする保証契約は、その効力を生じない。 イ 保証人が法人である根保証契約であってその主たる債務の範囲に貸金等債務が含まれるものにおいて、元本確定期日の定めがないとき、又は元本確定期日の定め若しくはその変更が民法第465条の3第1項若しくは第3項の規定を適用するとすればその効力を生じないものであるときは、その根保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権に係る債務を主たる債務とする保証契約は、その効力を生じない。主たる債務の範囲にその求償権に係る債務が含まれる根保証契約も、同様とする。 ウ ア及びイの規定は、求償権に係る債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に求償権に係る債務が含まれる根保証契約の保証人が法人である場合には、適用しない。</p>	

現行民法	民法の改正に関する要綱仮案(H26.8. 26決定)	民法(債権関係)の改正に関する要綱案(H27. 2. 10決定)	
	<p>6 保証人保護の方策の拡充 (1) 個人保証の制限 個人保証の制限について、次のような規律を設けるものとする。 ア 保証人が法人である場合を除き、事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約は、その契約の締結に先立ち、その締結の日前1箇月以内に作成された公正証書で保証人になろうとする者が保証債務を履行する意思を表示していなければ、その効力を生じない。 イアの公正証書を作成するには、次に掲げる方式に従わなければならない。 (ア) 次に掲げる保証契約を締結し、保証人になろうとする者が、それぞれ次に定める事項を公証人に口授すること。</p> <p>a 保証契約(bを除く。)主たる債務の債権者及び債務者、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものの定めの有無及びその内容並びに当該主たる債務者が債務を履行しないときには、当該債務の全額について履行する意思(保証人になろうとする者が主たる債務者と連帯して債務を負担しようとするものである場合には、債権者が主たる債務者に対して催告をしたかどうか、主たる債務者がその債務を履行することができるかどうか又は他に保証人がいるかどうかにかかわらず、その全額について履行する意思)を有していること。</p>	<p>6 保証人保護の方策の拡充 (1) 個人保証の制限 個人保証の制限について、次のような規律を設けるものとする。 ア 事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約は、その契約の締結に先立ち、その締結の日前1箇月以内に作成された公正証書で保証人になろうとする者が保証債務を履行する意思を表示していなければ、その効力を生じない。 イアの公正証書を作成するには、次に掲げる方式に従わなければならない。 (ア) 保証人になろうとする者が、次のa又はbに掲げる契約の区分に応じ、それぞれ当該a又はbに定める事項を公証人に口授すること。</p> <p>a 保証契約(bに掲げるものを除く。)主たる債務の債権者及び債務者、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものの定めの有無及びその内容並びに主たる債務者がその債務を履行しないときには、その債務の全額について履行する意思(保証人になろうとする者が主たる債務者と連帯して債務を負担しようとするものである場合には、債権者が主たる債務者に対して催告をしたかどうか、主たる債務者がその債務を履行することができるかどうか、又は他に保証人がいるかどうかにかかわらず、その全額について履行する意思)を有していること。</p>	
	<p>b 根保証契約 主たる債務の債権者及び債務者、主たる債務の範囲、保証契約における極度額、元本確定期日の有無及びその内容並びに当該主たる債務者がその債務を履行しないときには、極度額の限度で元本確定期日又は5(2)ア若しくはイに掲げる事由が生じた時までに生じた主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものの全額について履行する意思(保証人になろうとする者が主たる債務者と連帯して債務を負担しようとするものである場合には、債権者が主たる債務者に対して催告をしたかどうか、主たる債務者がその債務を履行することができるかどうか又は他に保証人がいるかどうかにかかわらず、その全額について履行する意思)を有していること。</p>	<p>b 根保証契約 主たる債務の債権者及び債務者、主たる債務の範囲、根保証契約における極度額、元本確定期日の定めの有無及びその内容並びに主たる債務者がその債務を履行しないときには、極度額の限度において元本確定期日又は5(2)ア若しくはイに掲げる事由その他の元本を確定すべき事由が生ずる時まで生ずべき主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものの全額について履行する意思(保証人になろうとする者が主たる債務者と連帯して債務を負担しようとするものである場合には、債権者が主たる債務者に対して催告をしたかどうか、主たる債務者がその債務を履行することができるかどうか、又は他に保証人がいるかどうかにかかわらず、その全額について履行する意思)を有していること。</p>	
	<p>(イ) 公証人が、保証人になろうとする者の口述を筆記し、これを保証人になろうとする者に読み聞かせ、又は閲覧させること。 (ウ) 保証人になろうとする者が、筆記の正確なことを承認した後、署名し、印を押すこと。ただし、保証人になろうとする者が署名することができない場合は、公証人がその事由を付記して、署名に代えることができる。 (エ) 公証人が、その証書は(ア)から(ウ)までに掲げる方式に従って作ったものである旨を付記して、これに署名し、印を押すこと。</p>	<p>(イ) 公証人が、保証人になろうとする者の口述を筆記し、これを保証人になろうとする者に読み聞かせ、又は閲覧させること。 (ウ) 保証人になろうとする者が、筆記の正確なことを承認した後、署名し、印を押すこと。ただし、保証人になろうとする者が署名することができない場合は、公証人がその事由を付記して、署名に代えることができる。 (エ) 公証人が、その証書は(ア)から(ウ)までに掲げる方式に従って作ったものである旨を付記して、これに署名し、印を押すこと。 ウア及びイの規定は、保証人になろうとする者が法人である場合には、適用しない。</p>	<p>(注) 保証人になろうとする者が口をきけない者である場合又は耳が聞こえない者である場合については、民法第969条の2を参考にして所要の手当をする。</p>
	<p>ウア及びイの規定は、事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権についての保証契約(保証人が法人であるものを除く。)に準用する。</p>	<p>(2) 個人保証(求償権保証)の制限 個人保証(求償権保証)の制限について、次のような規律を設けるものとする。 ア (1)ア及びイの規定は、事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権に係る債務を主たる債務とする保証契約について準用する。主たる債務の範囲にその求償権に係る債務が含まれる根保証契約も、同様とする。 イアの規定は、保証人になろうとする者が法人である場合には、適用しない。</p>	

現行民法	民法の改正に関する要綱仮案(H26.8. 26決定)	民法(債権関係)の改正に関する要綱案(H27. 2. 10決定)	
	<p>エ 次に掲げる者が保証人である保証契約については、アからウまでの規定は、適用しない。</p> <p>(ア) 主たる債務者が法人その他の団体である場合のその理事、取締役、執行役又はこれらに準ずる者</p> <p>(イ) 主たる債務者が法人である場合のその総社員又は総株主の議決権の過半数を有する者</p> <p>(ウ) 主たる債務者が個人である場合の主たる債務者と共同して事業を行う者又は主たる債務者が行う事業に現に従事している主たる債務者の配偶者</p>	<p>(3) 個人保証の制限の例外 個人保証の制限の例外について、次のような規律を設けるものとする。 (1)及び(2)の規定は、保証人になろうとする者が次に掲げる者である保証契約については、適用しない。</p> <p>ア 主たる債務者が法人である場合のその理事、取締役、執行役又はこれらに準ずる者</p> <p>イ 主たる債務者が法人である場合の次に掲げる者</p> <p>(ア) 主たる債務者の総株主の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除く。以下このイにおいて同じ。)の過半数を有する者</p> <p>(イ) 主たる債務者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社が有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者</p> <p>(ウ) 主たる債務者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社及び当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者が有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者</p> <p>(エ) (ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる者に準ずる者</p> <p>ウ 主たる債務者(法人であるものを除く。以下このウにおいて同じ。)と共同して事業を行う者又は主たる債務者が行う事業に現に従事している主たる債務者の配偶者</p>	
	<p>(2) 契約締結時の情報提供義務 契約締結時の情報提供義務について、次のような規律を設けるものとする。</p> <p>ア 主たる債務者は、事業のために負担する債務についての保証を委託するときは、委託を受ける者(法人を除く。)に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供しなければならない。</p> <p>(ア) 財産及び収支の状況</p> <p>(イ) 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況</p> <p>(ウ) 主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容</p> <p>イ 主たる債務者がアの説明をせず、又は事実と異なる説明をしたために委託を受けた者がアの(ア)から(ウ)までに掲げる事項について誤認をし、それによって保証契約の申込み又はその承諾の意思表示をした場合において、主たる債務者がアの説明をせず、又は事実と異なる説明をしたことを債権者が知り、又は知ることができたときは、保証人は、保証契約を取り消すことができる。</p>	<p>(4) 契約締結時の情報提供義務 契約締結時の情報提供義務について、次のような規律を設けるものとする。</p> <p>ア 主たる債務者は、事業のために負担する債務を主たる債務とする保証又は主たる債務の範囲に事業のために負担する債務が含まれる根保証の委託をするときは、委託を受ける者に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供しなければならない。</p> <p>(ア) 財産及び収支の状況</p> <p>(イ) 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況</p> <p>(ウ) 主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容</p> <p>イ 主たる債務者がアに掲げる事項に関して情報を提供せず、又は事実と異なる情報を提供したために委託を受けた者がその事項について誤認をし、それによって保証契約の申込み又はその承諾の意思表示をした場合において、主たる債務者がその事項に関して情報を提供せず又は事実と異なる情報を提供したことを債権者が知り又は知ることができたときは、保証人は、保証契約を取り消すことができる。</p> <p>ウ ア及びイの規定は、保証をする者が法人である場合には、適用しない。</p>	
	<p>(3) 保証人の請求による主たる債務の履行状況に関する情報提供義務 請求による履行状況の情報提供義務について、次のような規律を設けるものとする。</p> <p>債権者は、委託を受けた保証人から請求があったときは、保証人に対し、遅滞なく、主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に從たる全てのものについての不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち履行期限が到来しているものの額に関する情報を提供しなければならない。</p>	<p>(5) 保証人の請求による主たる債務の履行状況に関する情報提供義務 請求による履行状況の情報提供義務について、次のような規律を設けるものとする。</p> <p>保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、保証人の請求があったときは、債権者は、保証人に対し、遅滞なく、主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に從たる全てのものについての不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち弁済期が到来しているものの額に関する情報を提供しなければならない。</p>	

現行民法	民法の改正に関する要綱仮案(H26.8. 26決定)	民法(債権関係)の改正に関する要綱案(H27. 2. 10決定)	
	<p>(4) 主たる債務者が期限の利益を喪失した場合の情報提供義務 主たる債務者が期限の利益を喪失した場合の情報提供義務について、次のような規律を設けるものとする。 ア 主たる債務者が期限の利益を有する場合において、<u>主たる債務者がその利益を喪失したときは、債権者は、保証人(法人を除く。)</u>に対し、<u>主たる債務者がその利益を喪失したことを知った時から2箇月以内に、その旨を通知しなければならない。</u> イ 債権者は、<u>アの通知をしなかったときは、保証人に対し、主たる債務者が期限の利益を喪失した時からその旨の通知をした時までに生じた遅延損害金(期限の利益を喪失しなかったとしても生じていたものを除く。)</u>に係る保証債務の履行を請求することができない。</p>	<p>(6) 主たる債務者が期限の利益を喪失した場合の情報提供義務 主たる債務者が期限の利益を喪失した場合の情報提供義務について、次のような規律を設けるものとする。 ア 主たる債務者が期限の利益を有する場合において、その利益を喪失したときは、債権者は、保証人に対し、その利益の喪失を知った時から2箇月以内に、その旨を通知しなければならない。 イ <u>アの期間内にアの通知をしなかったときは、債権者は、保証人に対し、主たる債務者が期限の利益を喪失した時からアの通知をするまでに生ずべき遅延損害金(期限の利益を喪失しなかったとしても生ずべきものを除く。)</u>に係る保証債務の履行を請求することができない。 ウ ア及びビの規定は、保証人が法人である場合には、適用しない。</p>	
<p>(債権の譲渡性) 第466条 債権は、譲り渡すことができる。ただし、その性質がこれを許さないときは、この限りでない。 2 前項の規定は、当事者が反対の意思を表示した場合には、適用しない。ただし、その意思表示は、善意の第三者に対抗することができない。</p>	<p>第19 債権譲渡 1 債権の譲渡性とその制限(民法第466条関係) (1) 譲渡制限の意思表示の効力 民法第466条第2項の規律を次のように改めるものとする。 ア 当事者が債権の譲渡を禁止し、又は制限する旨の意思表示(以下この第19において「譲渡制限の意思表示」という。)をしたときであっても、債権の譲渡は、その効力を妨げられない。 イ アに規定する場合において、譲渡制限の意思表示があることを知り、又は重大な過失によって知らなかった第三者に対しては、債務者は、その債務の履行を拒むことができるほか、譲渡人に対する弁済その他の当該債務を消滅させる事由をもってその第三者に対抗することができる。</p>	<p>第19 債権譲渡 1 債権の譲渡性とその制限(民法第466条関係) (1) 譲渡制限の意思表示の効力 民法第466条第2項の規律を次のように改めるものとする。 ア 当事者が債権の譲渡を禁止し、又は制限する旨の意思表示(以下「譲渡制限の意思表示」という。)をしたときであっても、債権の譲渡は、その効力を妨げられない。 イ アに規定する場合には、譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対しては、債務者は、その債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもってその第三者に対抗することができる。</p>	
	<p>(2) 譲渡制限の意思表示を悪意又は重過失の譲受人に対抗することができない場合 譲渡制限の意思表示を悪意又は重過失の譲受人に対抗することができない場合について、次のような規律を設けるものとする。 (1)イの規定は、債務者が債務を履行せず、(1)イに規定する第三者が相当の期間を定めて譲渡人に対する履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、その債務者については、適用しない。</p>	<p>(2) 譲渡制限の意思表示を悪意又は重過失の譲受人に対抗することができない場合 譲渡制限の意思表示を悪意又は重過失の譲受人に対抗することができない場合について、次のような規律を設けるものとする。 (1)イの規定は、債務者が債務を履行しない場合において、(1)イに規定する第三者が相当の期間を定めて譲渡人への履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、その債務者については、適用しない。</p>	
	<p>(3) 譲渡制限の意思表示が付された債権の債務者の供託 譲渡制限の意思表示が付された債権の債務者の供託について、次のような規律を設けるものとする。 ア(ア) 債務者は、<u>金銭債権(金銭の給付を目的とする債権をいう。以下この(3)において同じ。)</u>について譲渡制限の意思表示をした場合において、その金銭債権が譲渡されたときは、その譲渡された金銭債権の全額に相当する金銭を債務の履行地(債権者の現在の住所が債務の履行地である場合にあっては、譲渡人の現在の住所を含む。イにおいて同じ。)の供託所に供託することができる。 (イ) (ア)の規定により供託をした債務者は、遅滞なく、譲渡人及び債権者に供託の通知をしなければならない。 (ウ) (ア)の規定により供託をした金銭は、債権者に限り、還付を請求することができる。 イ ア(ア)に規定する場合において、譲渡人について破産手続開始の決定があったときは、(1)イの規定にかかわらず、債権者(その金銭債権の全額を譲り受けた者であって、その金銭債権の譲渡につき第三者に対抗することができるものに限る。)は、債務者にその金銭債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託させることができる。この場合においては、ア(イ)及びウの規定を準用する。</p>	<p>(3) 譲渡制限の意思表示が付された債権の債務者の供託 譲渡制限の意思表示が付された債権の債務者の供託について、次のような規律を設けるものとする。 ア(ア) 債務者は、<u>譲渡制限の意思表示がされた金銭の給付を目的とする債権が譲渡されたときは、その債権の全額に相当する金銭を債務の履行地(債務の履行地が債権者の現在の住所により定まる場合にあっては、譲渡人の現在の住所を含む。イにおいて同じ。)</u>の供託所に供託することができる。 (イ) (ア)の規定により供託をした債務者は、遅滞なく、譲渡人及び譲受人に供託の通知をしなければならない。 (ウ) (ア)の規定により供託をした金銭は、譲受人に限り、還付を請求することができる。 イ ア(ア)に規定する場合において、譲渡人について破産手続開始の決定があったときは、譲受人(ア(ア)の債権の全額を譲り受けた者であって、その債権の譲渡を債務者その他の第三者に対抗することができるものに限る。)は、<u>譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかったときであっても、債務者にその債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託させることができる。</u>この場合においては、ア(イ)及びウの規定を準用する。</p>	

現行民法	民法の改正に関する要綱仮案(H26.8. 26決定)	民法(債権関係)の改正に関する要綱案(H27. 2. 10決定)	
	<p>(4) 譲渡制限の意思表示が付された債権の差押え 譲渡制限の意思表示が付された債権の差押えについて、次のような規律を設けるものとする。 ア (1)イの規定は、その債権に対して強制執行をした差押債権者に対しては適用しない。</p> <p>イアの規定にかかわらず、譲渡制限の意思表示があることを知り、又は重大な過失により知らなかった第三者の債権者によって、その債権に対して強制執行がされたときは、債務者は、その債務の履行を拒むことができるほか、譲渡人に対する弁済その他の当該債務を消滅させる事由をもって差押債権者に対抗することができる。</p>	<p>(4) 譲渡制限の意思表示が付された債権の差押え 譲渡制限の意思表示が付された債権の差押えについて、次のような規律を設けるものとする。 ア (1)イの規定は、譲渡制限の意思表示がされた債権に対する強制執行をした差押債権者に対しては、適用しない。</p> <p>イアの規定にかかわらず、譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった第三者の債権者がアの債権に対する強制執行をしたときは、債務者は、その債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもって差押債権者に対抗することができる。</p>	
	<p>(5) 預金債権又は貯金債権に係る譲渡制限の意思表示の効力 預金債権又は貯金債権に係る譲渡制限の意思表示の効力について、次のような規律を設けるものとする。 ア 預金口座又は貯金口座に係る預金又は貯金に係る債権(以下「預貯金債権」という。)について譲渡制限の意思表示がされた場合において、そのことを知り、又は重大な過失によって知らなかった第三者がその債権を譲り受けたときは、(1)アの規定にかかわらず、債務者は、譲渡制限の意思表示をもってその第三者に対抗することができる。</p> <p>イアの規定は、その債権に対して強制執行をした差押債権者に対しては適用しない。</p>	<p>(5) 預金債権又は貯金債権に係る譲渡制限の意思表示の効力 預金債権又は貯金債権に係る譲渡制限の意思表示の効力について、次のような規律を設けるものとする。 ア 預金口座又は貯金口座に係る預金又は貯金に係る債権(以下「預貯金債権」という。)について当事者がした譲渡制限の意思表示は、(1)アの規定にかかわらず、その譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対抗することができる。</p> <p>イアの規定は、譲渡制限の意思表示がされた預貯金債権に対する強制執行をした差押債権者に対しては、適用しない。</p>	
<p>2 将来債権譲渡 (1) 将来債権の譲渡性 将来債権の譲渡性について、次のような規律を設けるものとする。 ア 債権の譲渡は、その意思表示の時に債権が現に発生していることを要しない。 イ 債権が譲渡された場合において、その意思表示の時に債権が現に発生していないときは、譲受人は、発生した債権を当然に取得する。</p> <p>(2) 将来債権の譲渡後に付された譲渡制限の意思表示の対抗 将来債権の譲渡後に付された譲渡制限の意思表示の対抗について、次のような規律を設けるものとする。</p> <p>民法第467条第1項の規定による通知又は承諾がされた時に債権が現に発生していないときは、その後になされた譲渡制限の意思表示については、1(1)イの規定は、適用しない。</p>	<p>2 将来債権譲渡 (1) 将来債権の譲渡性 将来債権の譲渡性について、次のような規律を設けるものとする。 ア 債権の譲渡は、その意思表示の時に債権が現に発生していることを要しない。 イ 債権が譲渡された場合において、その意思表示の時に債権が現に発生していないときは、譲受人は、発生した債権を当然に取得する。</p> <p>(2) 将来債権の譲渡後に付された譲渡制限の意思表示の対抗 将来債権の譲渡後に付された譲渡制限の意思表示の対抗について、次のような規律を設けるものとする。</p> <p>(1)イに規定する場合において、譲渡人が3の規定による通知をし、又は債務者が3の規定による承諾をした時(以下「対抗要件具備時」という。)までに譲渡制限の意思表示がされたときは、譲受人その他の第三者がそのことを知っていたものとみなして、1(1)イ(譲渡制限の意思表示がされた債権が預貯金債権の場合にあっては、1(5)ア)の規定を適用する。</p>	<p>2 将来債権譲渡 (1) 将来債権の譲渡性 将来債権の譲渡性について、次のような規律を設けるものとする。 ア 債権の譲渡は、その意思表示の時に債権が現に発生していることを要しない。 イ 債権が譲渡された場合において、その意思表示の時に債権が現に発生していないときは、譲受人は、発生した債権を当然に取得する。</p> <p>(2) 将来債権の譲渡後に付された譲渡制限の意思表示の対抗 将来債権の譲渡後に付された譲渡制限の意思表示の対抗について、次のような規律を設けるものとする。</p> <p>(1)イに規定する場合において、譲渡人が3の規定による通知をし、又は債務者が3の規定による承諾をした時(以下「対抗要件具備時」という。)までに譲渡制限の意思表示がされたときは、譲受人その他の第三者がそのことを知っていたものとみなして、1(1)イ(譲渡制限の意思表示がされた債権が預貯金債権の場合にあっては、1(5)ア)の規定を適用する。</p>	
<p>(指名債権の譲渡の対抗要件) 第467条 指名債権の譲渡は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。 2 前項の通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができない。</p>	<p>3 債権譲渡の対抗要件(民法第467条関係) 民法第467条第1項の規律を次のように改めるものとする。 債権の譲渡(現に発生していない債権の譲渡を含む。)は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。</p>	<p>3 債権譲渡の対抗要件(民法第467条関係) 民法第467条の規律を次のように改めるものとする。 (1) 債権の譲渡(現に発生していない債権の譲渡を含む。)は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。 (2) (1)の通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができない。(民法第467条第2項と同文)</p>	

現行民法	民法の改正に関する要綱仮案(H26.8. 26決定)	民法(債権関係)の改正に関する要綱案(H27. 2. 10決定)	
<p>(指名債権の譲渡における債務者の抗弁) 第468条 債務者が異議をとどめないで前条の承諾をしたときは、譲渡人に対抗することができた事由があっても、これをもって譲受人に対抗することができない。この場合において、債務者がその債務を消滅させるために譲渡人に払い渡したものがあるときはこれを取り戻し、譲渡人に対して負担した債務があるときはこれを成立しないものとみなすことができる。 2 譲渡人が譲渡の通知をしたとどまるときは、債務者は、その通知を受けるまでに譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができる。</p>	<p>4 債権譲渡と債務者の抗弁(民法第468条関係) (1) 異議をとどめない承諾による抗弁の切断 ア 民法第468条第1項を削除する。 イ 民法第467条第1項の規定による通知又は承諾がされたときは、債務者は、その通知を受け、又はその承諾をした時までに譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができる。</p>	<p>4 債権譲渡と債務者の抗弁(民法第468条関係) (1) 異議をとどめない承諾による抗弁の切断 ア 民法第468条第1項を削除するものとする。 イ 債務者は、対抗要件具備時までに譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができる。 ウ 1(2)の場合におけるイの規定の適用については、イ中「対抗要件具備時」とあるのは、「1(2)の相当の期間を経過した時」とし、1(3)イの場合におけるイの規定の適用については、イ中「対抗要件具備時」とあるのは、「1(3)イの規定により1(3)イの譲受人から供託の請求を受けた時」とする。</p>	
	<p>(2) 債権譲渡と相殺 債権譲渡と相殺について、次のような規律を設けるものとする。 ア 民法第467条第1項の規定による通知又は承諾がされたときは、債務者は、その通知を受け、又はその承諾をした時(以下この(2)において「権利行使要件具備時」という。)より前に取得した譲渡人に対する債権による相殺をもって譲受人に対抗することができる。 イ 債務者が権利行使要件具備時より後に取得した譲渡人に対する債権であっても、その債権が次に掲げるいずれかに該当するものであるときは、アと同様とする。ただし、権利行使要件具備時より後に他人の債権を取得したものであるときは、この限りでない。 (ア) 権利行使要件具備時より前の原因に基づいて生じた債権 (イ) (ア)に規定するもののほか、譲受人の取得する債権を生ずる原因である契約に基づいて生じた債権</p>	<p>(2) 債権譲渡と相殺 債権譲渡と相殺について、次のような規律を設けるものとする。 ア 債務者は、対抗要件具備時より前に取得した譲渡人に対する債権による相殺をもって譲受人に対抗することができる。 イ 債務者が対抗要件具備時より後に取得した譲渡人に対する債権であっても、その債権が次に掲げるものであるときは、アと同様とする。ただし、債務者が対抗要件具備時より後に他人の債権を取得した場合は、この限りでない。 (ア) 対抗要件具備時より前の原因に基づいて生じた債権 (イ) (ア)に掲げるもののほか、譲受人の取得する債権の発生原因である契約に基づいて生じた債権 ウ 1(2)の場合におけるア及びイの規定の適用については、これらの規定中「対抗要件具備時」とあるのは、「1(2)の相当の期間を経過した時」とし、1(3)イの場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「対抗要件具備時」とあるのは、「1(3)イの規定により1(3)イの譲受人から供託の請求を受けた時」とする。</p>	
	<p>第20 有価証券</p>	<p>第20 有価証券</p>	
<p>(指図債権の譲渡の対抗要件) 第469条 指図債権の譲渡は、その証書に譲渡の裏書をして譲受人に交付しなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。</p>	<p>1 指図証券 (1) 指図証券の譲渡 民法第469条を削除し、これに代えて、指図証券の譲渡について、次のような規律を設けるものとする。 指図証券の譲渡は、その証券に譲渡の裏書をして譲受人に交付しなければ、その効力を生じない。</p>	<p>1 指図証券 (1) 指図証券の譲渡 民法第469条を削除し、これに代えて、指図証券の譲渡について、次のような規律を設けるものとする。 指図証券の譲渡は、その証券に譲渡の裏書をして譲受人に交付しなければ、その効力を生じない。</p>	
<p>(指図債権の譲渡における債務者の抗弁の制限) 第472条 指図債権の債務者は、その証書に記載した事項及びその証書の性質から当然に生ずる結果を除き、その指図債権の譲渡前の債権者に対抗することができた事由をもって善意の譲受人に対抗することができない。</p>	<p>(2) 指図証券の譲渡の裏書の方式、権利の推定、善意取得及び抗弁の制限 民法第472条を削除し、これに代えて、指図証券の譲渡の裏書の方式、権利の推定、善意取得及び抗弁の制限について、次のような規律を設けるものとする。 ア 指図証券の譲渡については、当該指図証券の性質に応じ、手形法(昭和7年法律第20号)中裏書の方式に関する規定を準用する。 イ 指図証券の所持人が裏書の連続によりその権利を証明するときは、その者は、証券上の権利を適法に有するものと推定する。 ウ 何らかの事由により指図証券の占有を失った者がある場合において、その所持人がイの規定によりその権利を証明するときは、当該所持人は、その証券を返還する義務を負わない。ただし、当該所持人が悪意又は重大な過失によりその証券を取得したときは、この限りでない。 エ 指図証券の債務者は、その証券に記載した事項及びその証券の性質から当然に生ずる結果を除き、その証券の譲渡前の債権者に対抗することができた事由をもって善意の譲受人に対抗することができない。</p>	<p>(2) 指図証券の譲渡の裏書の方式、権利の推定、善意取得及び抗弁の制限 民法第472条を削除し、これに代えて、指図証券の譲渡の裏書の方式、権利の推定、善意取得及び抗弁の制限について、次のような規律を設けるものとする。 ア 指図証券の譲渡については、その指図証券の性質に応じ、手形法(昭和7年法律第20号)中裏書の方式に関する規定を準用する。 イ 指図証券の所持人が裏書の連続によりその権利を証明するときは、その所持人は、証券上の権利を適法に有するものと推定する。 ウ 何らかの事由により指図証券の占有を失った者がある場合において、その所持人がイの規定によりその権利を証明するときは、その所持人は、その証券を返還する義務を負わない。ただし、その所持人が悪意又は重大な過失によりその証券を取得したときは、この限りでない。 エ 指図証券の債務者は、その証券に記載した事項及びその証券の性質から当然に生ずる結果を除き、その証券の譲渡前の債権者に対抗することができた事由をもって善意の譲受人に対抗することができない。</p>	

現行民法	民法の改正に関する要綱仮案(H26.8. 26決定)	民法(債権関係)の改正に関する要綱案(H27. 2. 10決定)	
<p>(債権質の設定) 第363条 債権であってこれを譲り渡すにはその証書を交付することを要するものを質権の目的とするときは、質権の設定は、その証書を交付することによって、その効力を生ずる。</p> <p>(指図債権を目的とする質権の対抗要件) 第365条 指図債権を質権の目的としたときは、その証書に質権の設定の裏書をしなければ、これをもって第三者に対抗することができない。</p> <p>(指図債権の債務者の調査の権利等) 第470条 指図債権の債務者は、その証書の所持人並びにその署名及び押印の真偽を調査する権利を有するが、その義務を負わない。ただし、債務者に悪意又は重大な過失があるときは、その弁済は、無効とする。</p>	<p>(3) 指図証券の質入れ 民法第363条及び第365条を削除し、これに代えて、指図証券の質入れについて、次のような規律を設けるものとする。 (1)及び(2)の規定は、指図証券を質権の目的とする場合について準用する。</p> <p>(4) 指図証券の弁済の場所、証券の提示による履行遅滞及び債務者の調査の権利等 民法第470条を削除し、これに代えて、指図証券の弁済の場所、証券の提示による履行遅滞及び債務者の調査の権利等について、次のような規律を設けるものとする。 ア 指図証券の弁済は、債務者の現在の住所においてしなければならない。 イ 指図証券の債務者は、その債務の履行について期限の定めがあるときであっても、その期限が到来した後に所持人がその証券を提示してその履行の請求をした時から遅滞の責任を負う。 ウ 指図証券の債務者は、その証券の所持人並びにその署名及び押印の真偽を調査する権利を有するが、その義務を負わない。ただし、債務者に悪意又は重大な過失があるときは、その弁済は、無効とする。</p>	<p>(3) 指図証券の質入れ 民法第363条及び第365条を削除し、これに代えて、指図証券の質入れについて、次のような規律を設けるものとする。 (1)及び(2)の規定は、指図証券を目的とする質権の設定について準用する。</p> <p>(4) 指図証券の弁済の場所、証券の提示による履行遅滞及び債務者の調査の権利等 民法第470条を削除し、これに代えて、指図証券の弁済の場所、証券の提示による履行遅滞及び債務者の調査の権利等について、次のような規律を設けるものとする。 ア 指図証券の弁済は、債務者の現在の住所においてしなければならない。 イ 指図証券の債務者は、その債務の履行について期限の定めがあるときであっても、その期限が到来した後に所持人がその証券を提示してその履行の請求をした時から遅滞の責任を負う。 ウ 指図証券の債務者は、その証券の所持人並びにその署名及び押印の真偽を調査する権利を有するが、その義務を負わない。ただし、債務者に悪意又は重大な過失があるときは、その弁済は、無効とする。</p>	
	<p>(5) 指図証券の喪失及びその場合の権利行使方法 指図証券の喪失及びその場合の権利行使方法について、次のような規律を設けるものとする。 ア 指図証券は、非訟事件手続法(平成23年法律第51号)第100条に規定する公示催告手続によって無効とすることができる。 イ 金銭その他の物又は有価証券の給付を目的とする指図証券の所持人がその指図証券を喪失した場合において、非訟事件手続法第114条に規定する公示催告の申立てをしたときは、その債務者に、その債務の目的物を供託させ、又は相当の担保を供してその指図証券の趣旨に従い履行をさせることができる。</p>	<p>(5) 指図証券の喪失及びその場合の権利行使方法 指図証券の喪失及びその場合の権利行使方法について、次のような規律を設けるものとする。 ア 指図証券は、非訟事件手続法(平成23年法律第51号)第100条に規定する公示催告手続によって無効とすることができる。 イ 金銭その他の物又は有価証券の給付を目的とする指図証券の所持人がその指図証券を喪失した場合において、非訟事件手続法第114条に規定する公示催告の申立てをしたときは、その債務者に、その債務の目的物を供託させ、又は相当の担保を供してその指図証券の趣旨に従い履行をさせることができる。</p>	
<p>(記名式所持人払債権の債務者の調査の権利等) 第471条 前条の規定は、債権に関する証書に債権者を指名する記載がされているが、その証書の所持人に弁済をすべき旨が付記されている場合について準用する。</p>	<p>2 記名式所持人払証券 民法第471条を削除し、これに代えて、記名式所持人払証券について、次のような規律を設けるものとする。 (1)ア 記名式所持人払証券(債権者を指名する記載がされている証券であって、その所持人に弁済をすべき旨が付記されているものをいう。以下この第20において同じ。)の譲渡は、その証券を交付しなければ、その効力を生じない。 イ 記名式所持人払証券の所持人は、証券上の権利を適法に有するものと推定する。 ウ 何らかの事由により記名式所持人払証券の占有を失った者がある場合において、その所持人がイの規定によりその権利を証明するときは、当該所持人は、その証券を返還する義務を負わない。ただし、当該所持人が悪意又は重大な過失によりその証券を取得したときは、この限りでない。 エ 記名式所持人払証券の債務者は、その証券に記載した事項及びその証券の性質から当然に生ずる結果を除き、その証券の譲渡前の債権者に対抗することができた事由をもって善意の譲受人に対抗することができない。 (2) (1)の規定は、記名式所持人払証券を質権の目的とする場合について準用する。 (3) 1(4)及び(5)の規定は、記名式所持人払証券について準用する。</p>	<p>2 記名式所持人払証券 民法第471条を削除し、これに代えて、記名式所持人払証券について、次のような規律を設けるものとする。 (1)ア 記名式所持人払証券(債権者を指名する記載がされている証券であって、その所持人に弁済をすべき旨が付記されているものをいう。以下同じ。)の譲渡は、その証券を交付しなければ、その効力を生じない。 イ 記名式所持人払証券の所持人は、証券上の権利を適法に有するものと推定する。 ウ 何らかの事由により記名式所持人払証券の占有を失った者がある場合において、その所持人がイの規定によりその権利を証明するときは、その所持人は、その証券を返還する義務を負わない。ただし、その所持人が悪意又は重大な過失によりその証券を取得したときは、この限りでない。 エ 記名式所持人払証券の債務者は、その証券に記載した事項及びその証券の性質から当然に生ずる結果を除き、その証券の譲渡前の債権者に対抗することができた事由をもって善意の譲受人に対抗することができない。 (2) (1)の規定は、記名式所持人払証券を目的とする質権の設定について準用する。 (3) 1(4)及び(5)の規定は、記名式所持人払証券について準用する。</p>	

現行民法	民法の改正に関する要綱仮案(H26.8.26決定)	民法(債権関係)の改正に関する要綱案(H27.2.10決定)	
	<p>3 指図証券及び記名式所持人払証券以外の記名証券1及び2以外の記名証券について、次のような規律を設けるものとする。</p> <p>(1) 債権者を指名する記載がされている証券であって指図証券及び記名式所持人払証券以外のものは、債権の譲渡又はこれを目的とする質権の設定に関する方式に従い、かつ、その効力をもってのみ、譲渡し、又は質権の目的とすることができる。</p> <p>(2) 1(5)の規定は、(1)の証券について準用する。</p>	<p>3 指図証券及び記名式所持人払証券以外の記名証券1及び2以外の記名証券について、次のような規律を設けるものとする。</p> <p>(1) 債権者を指名する記載がされている証券であって指図証券及び記名式所持人払証券以外のものは、債権の譲渡又はこれを目的とする質権の設定に関する方式に従い、かつ、その効力をもってのみ、譲渡し、又は質権の目的とすることができる。</p> <p>(2) 1(5)の規定は、(1)の証券について準用する。</p>	
<p>(不動産及び動産) 第86条 土地及びその定着物は、不動産とする。 2 不動産以外の物は、すべて動産とする。 3 無記名債権は、動産とみなす。</p> <p>(無記名債権の譲渡における債務者の抗弁の制限) 第473条 前条の規定は、無記名債権について準用する。</p>	<p>4 無記名証券 民法第86条第3項及び第473条を削除し、これに代えて、無記名証券について、次のような規律を設けるものとする。 2の規定は、無記名証券について準用する。</p>	<p>4 無記名証券 民法第86条第3項及び第473条を削除し、これに代えて、無記名証券について、次のような規律を設けるものとする。 2の規定は、無記名証券について準用する。</p>	
	第21 債務引受	第21 債務引受	
	<p>1 併存的債務引受 (1) 併存的債務引受の要件・効果 併存的債務引受について、次のような規律を設けるものとする。 ア 併存的債務引受の引受人は、債務者と連帯して、債務者が債権者に対して負担する債務と同一の内容の債務を負担する。 イ 併存的債務引受は、引受人と債権者との契約によってすることができる。 ウ 併存的債務引受は、引受人と債務者との契約によってもすることができる。この場合において、併存的債務引受は、債権者が引受人に対して承諾をすることによって、その効力を生ずる。</p> <p>エ ウの規定によってする併存的債務引受は、第三者のためにする契約に関する規定(第29参照)に従う。</p>	<p>1 併存的債務引受 (1) 併存的債務引受の要件・効果 併存的債務引受について、次のような規律を設けるものとする。 ア 併存的債務引受の引受人は、債務者と連帯して、債務者が債権者に対して負担する債務と同一の内容の債務を負担する。 イ 併存的債務引受は、債権者と引受人となる者との契約によってすることができる。 ウ 併存的債務引受は、債務者と引受人となる者との契約によってもすることができる。この場合において、併存的債務引受は、債権者が引受人となる者に対して承諾をした時に、その効力を生ずる。</p> <p>エ ウの規定によってする併存的債務引受は、第三者のためにする契約に関する規定(第29参照)に従う。</p>	
	<p>(2) 併存的債務引受の引受人の抗弁等 併存的債務引受の効果について、次のような規律を設けるものとする。 ア 引受人は、併存的債務引受により負担する自己の債務について、その効力が生じた時に債務者が主張することができる抗弁をもって債権者に対抗することができる。 イ 債務者が債権者に対して取消権又は解除権を有するときは、引受人は、これらの権利の行使によって債務者がその債務の履行を免れる限度で、債権者に対して債務の履行を拒むことができる。</p>	<p>(2) 併存的債務引受の引受人の抗弁等 併存的債務引受の効果について、次のような規律を設けるものとする。 ア 引受人は、併存的債務引受により負担した自己の債務について、その効力が生じた時に債務者が主張することができた抗弁をもって債権者に対抗することができる。 イ 債務者が債権者に対して取消権又は解除権を有するときは、引受人は、これらの権利の行使によって債務者がその債務を免れる限度において、債権者に対して債務の履行を拒むことができる。</p>	
	<p>2 免責的債務引受の成立 (1) 債権者と引受人との契約による免責的債務引受 債権者と引受人との契約による免責的債務引受の成立について、次のような規律を設けるものとする。 ア 免責的債務引受によって、引受人は債務者が債権者に対して負担する債務と同一の内容の債務を負担し、債務者は自己の債務を免れる。 イ 免責的債務引受は、引受人と債権者との契約によってすることができる。この場合において、免責的債務引受は、債権者が債務者に対してその契約が成立した旨を通知することによって、その効力を生ずる。</p>	<p>2 免責的債務引受の成立 (1) 債権者と引受人との契約による免責的債務引受 債権者と引受人との契約による免責的債務引受の成立について、次のような規律を設けるものとする。 ア 免責的債務引受の引受人は債務者が債権者に対して負担する債務と同一の内容の債務を負担し、債務者は自己の債務を免れる。 イ 免責的債務引受は、債権者と引受人となる者との契約によってすることができる。この場合において、免責的債務引受は、債権者が債務者に対してその契約をした旨を通知した時に、その効力を生ずる。</p>	
	<p>(2) 債務者と引受人との契約による免責的債務引受 債務者と引受人との契約による免責的債務引受の成立について、次のような規律を設けるものとする。 免責的債務引受は、引受人と債務者が契約をし、債権者が引受人に対してこれを承諾することによってもすることができる。</p>	<p>(2) 債務者と引受人との契約による免責的債務引受 債務者と引受人との契約による免責的債務引受の成立について、次のような規律を設けるものとする。 免責的債務引受は、債務者と引受人となる者が契約をし、債権者が引受人となる者に対して承諾をすることによってもすることができる。</p>	

現行民法	民法の改正に関する要綱仮案(H26.8. 26決定)	民法(債権関係)の改正に関する要綱案(H27. 2. 10決定)	
	<p>3 免責的債務引受による引受けの効果 免責的債務引受による引受けの効果について、次のような規律を設けるものとする。</p> <p>(1) 引受人は、債務者に対して求償権を取得しない。</p> <p>(2) 引受人は、免責的債務引受により負担した自己の債務について、その効力が生じた時に債務者が主張することができる抗弁をもって債権者に対抗することができる。</p> <p>(3) 債務者が債権者に対して取消権又は解除権を有するときは、引受人は、免責的債務引受がなければこれらの権利の行使によって債務者がその債務の履行を免れることができた限度において、債権者に対して債務の履行を拒むことができる。</p>	<p>3 免責的債務引受による引受けの効果 免責的債務引受による引受けの効果について、次のような規律を設けるものとする。</p> <p>(1) 免責的債務引受の引受人は、債務者に対して求償権を取得しない。</p> <p>(2) 引受人は、免責的債務引受により負担した自己の債務について、その効力が生じた時に債務者が主張することができる抗弁をもって債権者に対抗することができる。</p> <p>(3) 債務者が債権者に対して取消権又は解除権を有するときは、引受人は、免責的債務引受がなければこれらの権利の行使によって債務者がその債務を免れることができた限度において、債権者に対して債務の履行を拒むことができる。</p>	
	<p>4 免責的債務引受による担保権等の移転 免責的債務引受による担保権等の移転について、次のような規律を設けるものとする。</p> <p>(1) 債権者は、2(1)アの規定により債務者が免れる債務の担保として設定された担保権を引受人が負担する債務に移すことができる。ただし、引受人以外の者が担保を設定した場合には、その承諾を得なければならない。</p> <p>(2) (1)の規定による担保権の移転は、あらかじめ又は同時に引受人に対してする意思表示によってしなければならない。</p> <p>(3) (1)及び(2)の規定は、2(1)アの規定により債務者が免れる債務の保証をした者があるときについて準用する。</p> <p>(4) (3)の場合において、保証人の承諾は、書面で行わなければならない。</p> <p>(5) (3)の保証人の承諾がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、その承諾は、書面によってされたものとみなして、(4)の規定を適用する。</p>	<p>4 免責的債務引受による担保権等の移転 免責的債務引受による担保権等の移転について、次のような規律を設けるものとする。</p> <p>(1) 債権者は、2(1)アの規定により債務者が免れる債務の担保として設定された担保権を引受人が負担する債務に移すことができる。ただし、引受人以外の者がこれを設定した場合には、その承諾を得なければならない。</p> <p>(2) (1)の規定による担保権の移転は、あらかじめ又は同時に引受人に対してする意思表示によってしなければならない。</p> <p>(3) (1)及び(2)の規定は、2(1)アの規定により債務者が免れる債務の保証をした者があるときについて準用する。</p> <p>(4) (3)の場合において、(3)において準用する(1)の承諾は、書面で行わなければならない。</p> <p>(5) (4)の承諾がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、その承諾は、書面によってされたものとみなして、(4)の規定を適用する。</p>	
	<p>第22 契約上の地位の移転 契約上の地位の移転について、次のような規律を設けるものとする。 契約の当事者の一方が第三者との間で契約上の地位を譲渡する旨の合意をした場合において、その契約の相手方が当該譲渡を承諾したときは、契約上の地位は、当該第三者に移転する。</p>	<p>第22 契約上の地位の移転 契約上の地位の移転について、次のような規律を設けるものとする。 契約の当事者の一方が第三者との間で契約上の地位を譲渡する旨の合意をした場合において、その契約の相手方がその譲渡を承諾したときは、契約上の地位は、その第三者に移転する。</p>	
	<p>第23 弁済 1 弁済の意義 弁済の意義について、次のような規律を設けるものとする。 債務者が債権者に対して債務の弁済をしたときは、その債権は、消滅する。</p>	<p>第23 弁済 1 弁済の意義 弁済の意義について、次のような規律を設けるものとする。 債務者が債権者に対して債務の弁済をしたときは、その債権は、消滅する。</p>	
<p>(第三者の弁済) 第474条 債務の弁済は、第三者もすることができる。 ただし、その債務の性質がこれを許さないとき、又は当事者が反対の意思を表示したときは、この限りでない。 2 利害関係を有しない第三者は、債務者の意思に反して弁済をすることができない。</p>	<p>2 第三者の弁済(民法第474条第2項関係) 民法第474条第2項の規律を次のように改めるものとする。</p> <p>(1) 弁済をするについて正当な利益を有する者でない第三者は、債務者の意思に反して弁済をすることができない。ただし、債権者が債務者の意思に反することを知らなかったときは、この限りでない。</p> <p>(2) (1)に規定する第三者が弁済をすることができるときは、債権者は、その受領を拒むことができる。ただし、その第三者が債務者の委託を受けて弁済をする場合において、そのことを債権者が知ったときは、この限りでない。</p>	<p>2 第三者の弁済(民法第474条関係) 民法第474条の規律を次のように改めるものとする。</p> <p>(1) 債務の弁済は、第三者もすることができる。</p> <p>(1) 弁済をするについて正当な利益を有する者でない第三者は、債務者の意思に反して弁済をすることができない。ただし、債務者の意思に反することを債権者が知らなかったときは、この限りでない。</p> <p>(2) (2)に規定する第三者は、債権者の意思に反して弁済をすることができない。ただし、その第三者が債務者の委託を受けて弁済をする場合において、そのことを債権者が知っていたときは、この限りでない。</p> <p>(4) (1)から(3)までの規定は、その債務の性質が第三者の弁済を許さないとき、又は当事者が第三者の弁済を禁止し、若しくは制限する旨の意思表示をしたときは、適用しない。</p>	

現行民法	民法の改正に関する要綱仮案(H26.8. 26決定)	民法(債権関係)の改正に関する要綱案(H27. 2. 10決定)	
第476条 譲渡につき行為能力の制限を受けた所有者が弁済として物の引渡しをした場合において、その弁済を取り消したときは、その所有者は、更に有効な弁済をしなれば、その物を取り戻すことができない。	3 弁済として引き渡した物の取戻し(民法第476条関係) 民法第476条を削除するものとする。	3 弁済として引き渡した物の取戻し(民法第476条関係) 民法第476条を削除するものとする。	
(債権の準占有者に対する弁済) 第478条 債権の準占有者に対してした弁済は、その弁済をした者が善意であり、かつ、過失がなかったときに限り、その効力を有する。 (受取証書の持参人に対する弁済) 第480条 受取証書の持参人は、弁済を受領する権限があるものとみなす。ただし、弁済をした者がその権限がないことを知っていたとき、又は過失によって知らなかったときは、この限りでない。	4 債務の履行の相手方(民法第478条・第480条関係) (1) 債権者以外の者に対する弁済(民法第478条関係) 債権者、債権者が弁済を受領する権限を与えた第三者及び法令の規定により弁済を受領する権限を有する第三者(以下「受領権者」という。)以外の者であって取引上の社会通念に照らして受領権者と認められる外観を有するものに対してした弁済は、その弁済をした者が善意であり、かつ、過失がなかったときに限り、その効力を有する。 (2) 民法第480条を削除するものとする。	4 債務の履行の相手方(民法第478条・第480条関係) (1) 受領権限のない者に対する弁済の効力(民法第478条関係) 受領権者(債権者及び法令の規定又は当事者の意思表示によって弁済を受領する権限を付与された第三者をいう。以下同じ。)以外の者であって取引上の社会通念に照らして受領権者と認められる外観を有するものに対してした弁済は、その弁済をした者が善意であり、かつ、過失がなかったときに限り、その効力を有する。 (2) 民法第480条を削除するものとする。	
(代物弁済) 第482条 債務者が、債権者の承諾を得て、その負担した給付に代えて他の給付をしたときは、その給付は、弁済と同一の効力を有する。	5 代物弁済(民法第482条関係) 弁済することができる者が、債権者との間で、その負担した給付に代えて他の給付をすることにより債務を消滅させる旨の契約をした場合において、その弁済をすることができる者が当該他の給付をしたときは、その債権は、消滅する。	5 代物弁済(民法第482条関係) 弁済することができる者(以下「弁済者」という。)が、債権者との間で、債務者の負担した給付に代えて他の給付をすることにより債務を消滅させる旨の契約をした場合において、その弁済者が当該他の給付をしたときは、その給付は、弁済と同一の効力を有する。	
(特定物の現状による引渡し) 第483条 債権の目的が特定物の引渡しであるときは、弁済をする者は、その引渡しをすべき時の現状でその物を引き渡さなければならない。	6 弁済の方法(民法第483条から第487条まで関係) (1) 特定物の現状による引渡し(民法第483条関係) 債権の目的が特定物の引渡しである場合において、法律行為の性質又は当事者の意思によってその引渡しをすべき時の品質を定めることができないときは、弁済をする者は、その時の現状でその物を引き渡さなければならない。	6 弁済の方法(民法第483条から第487条まで関係) (1) 特定物の現状による引渡し(民法第483条関係) 債権の目的が特定物の引渡しである場合において、契約その他の債権の発生原因及び取引上の社会通念に照らしてその引渡しをすべき時の品質を定めることができないときは、弁済をする者は、その引渡しをすべき時の現状でその物を引き渡さなければならない。	
(弁済の場所) 第484条 弁済をすべき場所について別段の意思表示がないときは、特定物の引渡しは債権発生の際にその物が存在した場所において、その他の弁済は債権者の現在の住所において、それぞれしなければならない。 (弁済の費用) 第485条 弁済の費用について別段の意思表示がないときは、その費用は、債務者の負担とする。ただし、債権者が住所の移転その他の行為によって弁済の費用を増加させたときは、その増加額は、債権者の負担とする。 (受取証書の交付請求) 第486条 弁済をした者は、弁済を受領した者に対して受取証書の交付を請求することができる。 (債権証書の返還請求) 第487条 債権に関する証書がある場合において、弁済をした者が全部の弁済をしたときは、その証書の返還を請求することができる。	(2) 弁済の時間 弁済の時間について、次のような規律を設けるものとする。 法令又は慣習により取引時間の定めがある場合には、その取引時間内に限り、債務の履行をし、又はその履行の請求をすることができる。 (3) 受取証書の交付請求(民法第486条関係) 弁済をする者は、弁済と引換えに、弁済を受領する者に対して受取証書の交付を請求することができる。 (4) 預貯金口座への振込みによる弁済 預貯金口座への振込みによる弁済について、次のような規律を設けるものとする。 金銭の給付を目的とする債務について債権者の預金又は貯金の口座(以下「預貯金口座」という。)に対する払込みによってする弁済は、払い込んだ金銭の額について、債権者がその預金又は貯金に係る債権の債務者に対して払戻しを請求する権利を取得した時に、その効力を生ずる。	(2) 弁済の時間 弁済の時間について、次のような規律を設けるものとする。 法令又は慣習により取引時間の定めがあるときは、その取引時間内に限り、弁済をし、又は弁済の請求をすることができる。 (3) 受取証書の交付請求(民法第486条関係) 弁済をする者は、弁済と引換えに、弁済を受領する者に対して受取証書の交付を請求することができる。 (4) 預貯金口座への振込みによる弁済 預貯金口座への振込みによる弁済について、次のような規律を設けるものとする。 債権者の預金又は貯金の口座に対する払込みによってする弁済は、債権者がその預金又は貯金に係る債権の債務者に対してその払込みに係る金額の払戻しを請求する権利を取得した時に、その効力を生ずる。	

現行民法	民法の改正に関する要綱仮案(H26.8. 26決定)	民法(債権関係)の改正に関する要綱案(H27. 2. 10決定)	
<p>(弁済の充当の指定) 第488条 債務者が同一の債権者に対して同種の給付を目的とする数個の債務を負担する場合において、弁済として提供した給付がすべての債務を消滅させるのに足りないときは、弁済をする者は、給付の時に、その弁済を充当すべき債務を指定することができる。 2 弁済をする者が前項の規定による指定をしないときは、弁済を受領する者は、その受領の時に、その弁済を充当すべき債務を指定することができる。ただし、弁済をする者がその充当に対して直ちに異議を述べたときは、この限りでない。 3 前2項の場合における弁済の充当の指定は、相手方に対する意思表示によってする。</p> <p>(法定充当) 第489条 弁済をする者及び弁済を受領する者がいずれも前条の規定による弁済の充当の指定をしないときは、次の各号の定めるところに従い、その弁済を充当する。 一 債務の中に弁済期にあるものと弁済期にないものがあるときは、弁済期にあるものに先に充当する。 二 すべての債務が弁済期にあるとき、又は弁済期にないときは、債務者のために弁済の利益が多いものに先に充当する。 三 債務者のために弁済の利益が相等しいときは、弁済期が先に到来したもの又は先に到来すべきものに先に充当する。 四 前2号に掲げる事項が相等しい債務の弁済は、各債務の額に応じて充当する。</p> <p>(数個の給付をすべき場合の充当) 第490条 1個の債務の弁済として数個の給付をすべき場合において、弁済をする者がその債務の全部を消滅させるのに足りない給付をしたときは、前2条の規定を準用する。</p> <p>(元本、利息及び費用を支払うべき場合の充当) 第491条 債務者が1個又は数個の債務について元本のほか利息及び費用を支払うべき場合において、弁済をする者がその債務の全部を消滅させるのに足りない給付をしたときは、これを順次に費用、利息及び元本に充当しなければならない。 2 第489条の規定は、前項の場合について準用する。</p>	<p>7 弁済の充当(民法第488条から第491条まで関係) 民法第488条から第491条までの規律を次のように改めるものとする。 (1) 次に掲げるいずれかの場合に該当し、かつ、弁済をする者がその債務の全部を消滅させるのに足りない給付をした場合において、その者と債権者との間に弁済の充当の順序に関する合意があるときは、その順序に従い充当するものとする。 ア 債務者が同一の債権者に対して同種の給付を内容とする数個の債務を負担するとき(イに該当するときを除く。) イ 債務者が同一の債権者に対して同種の給付を内容とする一個又は数個の債務を負担する場合において、そのうち一個又は数個の債務について元本のほか利息及び費用を支払うべきとき。 (2) (1)アに該当する場合において、(1)の合意がないときに適用される規定として、民法第488条及び第489条と同旨の規定を設ける。 (3) (1)イに該当する場合において、(1)の合意がないときに適用される規定として、民法第491条と同旨の規定を設ける。この場合において、その債務の費用、利息及び元本のうちいずれかの全部を消滅させるのに足りないときは、(2)の規律に従う。 (4) 一個の債務の弁済として数個の給付をすべき場合において、弁済をする者がその債務の全部を消滅させるのに足りない給付をしたときは、(1)から(3)までの規定を準用する。</p>	<p>7 弁済の充当(民法第488条から第491条まで関係) (1) 民法第491条の規律を次のように改めるものとする。 ア 債務者が一個又は数個の債務について元本のほか利息及び費用を支払うべき場合(債務者が数個の債務を負担する場合にあっては、同一の債権者に対して同種の給付を目的とする数個の債務を負担するときに限る。)において、弁済をする者がその債務の全部を消滅させるのに足りない給付をしたときは、これを順次に費用、利息及び元本に充当しなければならない。 イ 民法第488条及び第489条の規定は、アの場合において、費用、利息又は元本のいずれかの全てを消滅させるのに足りない給付をしたときについて準用する。 (2) 合意による弁済の充当について、次のような規律を設けるものとする。 民法第488条、第489条及び第491条の規定にかかわらず、弁済をする者と弁済を受領する者との間に弁済の充当の順序に関する合意があるときは、その順序に従い、その弁済を充当する。</p>	
<p>(弁済の提供の効果) 第492条 債務者は、弁済の提供の時から、債務の不履行によって生ずべき一切の責任を免れる。</p>	<p>8 弁済の提供(民法第492条関係) 債務者は、弁済の提供の時から、債務の履行をしないことによって生ずべき責任を免れる。</p>	<p>8 弁済の提供(民法第492条関係) 債務者は、弁済の提供の時から、債務を履行しないことによって生ずべき責任を免れる。</p>	

現行民法	民法の改正に関する要綱仮案(H26.8. 26決定)	民法(債権関係)の改正に関する要綱案(H27. 2. 10決定)	
<p>(供託) 第494条 債権者が弁済の受領を拒み、又はこれを受領することができないときは、弁済をすることができる者(以下この目において「弁済者」という。)は、債権者のために弁済の目的物を供託してその債務を免れることができる。弁済者が過失なく債権者を確知することができないときも、同様とする。 (供託の方法) 第495条 前条の規定による供託は、債務の履行地の供託所にしなければならない。 2 供託所について法令に特別の定めがない場合には、裁判所は、弁済者の請求により、供託所の指定及び供託物の保管者の選任をしなければならない。 3 前条の規定により供託をした者は、遅滞なく、債権者に供託の通知をしなければならない。 (供託物の取戻し) 第496条 債権者が供託を受諾せず、又は供託を有効と宣告した判決が確定しない間は、弁済者は、供託物を取り戻すことができる。この場合においては、供託をしなかったものとみなす。 2 前項の規定は、供託によって質権又は抵当権が消滅した場合には、適用しない。</p>	<p>9 弁済の目的物の供託(民法第494条から第498条まで関係) (1) 民法第494条の規律を次のように改めるものとする。 ア 弁済をすることができる者(以下この9において「弁済者」という。)は、次に掲げる事由があるときは、債権者のために弁済の目的物を供託することができる。この場合においては、弁済者が供託をした時に、その債権は、消滅する。 (ア) 弁済の提供があった場合において、債権者がその受領を拒んだとき。 (イ) 債権者が弁済を受領することができないとき。 イ 弁済者が債権者を確知することができないときも、アと同様とする。ただし、弁済者に過失があるときは、この限りでない。</p>	<p>9 弁済の目的物の供託(民法第494条から第498条まで関係) (1) 民法第494条の規律を次のように改めるものとする。 ア 弁済者は、次に掲げる場合には、債権者のために弁済の目的物を供託することができる。この場合においては、弁済者が供託をした時に、その債権は、消滅する。 (ア) 弁済の提供をした場合において、債権者がその受領を拒んだとき。 (イ) 債権者が弁済を受領することができないとき。 イ 弁済者が債権者を確知することができないときも、アと同様とする。ただし、弁済者に過失があるときは、この限りでない。</p>	
<p>(供託に適しない物等) 第497条 弁済の目的物が供託に適しないとき、又はその物について滅失若しくは損傷のおそれがあるときは、弁済者は、裁判所の許可を得て、これを競売に付し、その代金を供託することができる。その物の保存について過分の費用を要するときも、同様とする。</p>	<p>(2) 民法第497条前段の規律を次のように改めるものとする。 弁済の目的物が供託に適しないとき、その物について滅失、損傷その他の事由による価格の低落のおそれがあるときその他その物を供託することが困難な事情があるときは、弁済者は、裁判所の許可を得て、これを競売に付し、その代金を供託することができる。</p>	<p>(2) 民法第497条の規律を次のように改めるものとする。 弁済者は、次に掲げる場合には、裁判所の許可を得て、弁済の目的物を競売に付し、その代金を供託することができる。 ア その物が供託に適しないとき。 イ その物について滅失、損傷その他の事由による価格の低落のおそれがあるとき。 ウ その物の保存について過分の費用を要するとき。 エ アからウまでに掲げる場合のほか、その物を供託することが困難な事情があるとき。</p>	
<p>(供託物の受領の要件) 第498条 債務者が債権者の給付に対して弁済をすべき場合には、債権者は、その給付をしなければ、供託物を受け取るができない。</p>	<p>(3) 民法第498条の規律を次のように改めるものとする。 ア 弁済の目的物が供託された場合には、債権者は、供託物の還付を請求することができる。 イ 債務者が債権者の給付に対して弁済をすべき場合には、債権者は、その給付をしなければ、供託物を受け取るができない。(民法第498条と同文)</p>	<p>(3) 民法第498条の規律を次のように改めるものとする。 ア 弁済の目的物が供託された場合には、債権者は、供託物の還付を請求することができる。 イ 債務者が債権者の給付に対して弁済をすべき場合には、債権者は、その給付をしなければ、供託物を受け取るができない。(民法第498条と同文)</p>	
<p>(任意代位) 第499条 債務者のために弁済をした者は、その弁済と同時に債権者の承諾を得て、債権者に代位することができる。 2 第467条の規定は、前項の場合について準用する。 (法定代位) 第500条 弁済をするについて正当な利益を有する者は、弁済によって当然に債権者に代位する。</p>	<p>10 弁済による代位 (1) 任意代位及び法定代位(民法第499条・第500条関係) ア 債務者のために弁済をした者は、債権者に代位する。 イ 民法第467条の規定は、アの場合について準用する。 ウ 弁済をするについて正当な利益を有する者は、弁済によって当然に債権者に代位する。</p>	<p>10 弁済による代位 (1) 弁済による代位の要件(民法第499条・第500条関係) ア 債務者のために弁済をした者は、債権者に代位する。 イ 民法第467条の規定は、アの場合(弁済をするについて正当な利益を有する者が債権者に代位する場合を除く。)について準用する。</p>	
<p>(弁済による代位の効果) 第501条 前2条の規定により債権者に代位した者は、自己の権利に基づいて求償をすることができる範囲内において、債権の効力及び担保としてその債権者が有していた一切の権利を行使することができる。</p>	<p>(2) 弁済による代位の効果(民法第501条前段関係) ア (1)アの規定により債権者に代位した者は、債権の効力及び担保としてその債権者が有していた一切の権利を行使することができる。 イ アの規定による権利の行使は、債権者に代位した者が自己の権利に基づいて債務者に対して求償をすることができる範囲内(保証人が他の保証人に対して債権者に代位する場合には、自己の権利に基づいて当該他の保証人に対して求償をすることができる範囲内)に限り、することができる。</p>	<p>(2) 弁済による代位の効果(民法第501条前段関係) ア (1)の規定により債権者に代位した者は、債権の効力及び担保としてその債権者が有していた一切の権利を行使することができる。 イ アの規定による権利の行使は、債権者に代位した者が自己の権利に基づいて債務者に対して求償をすることができる範囲内(保証人の一人が他の保証人に対して債権者に代位する場合には、自己の権利に基づいて当該他の保証人に対して求償をすることができる範囲内)に限り、することができる。</p>	

現行民法	民法の改正に関する要綱仮案(H26.8. 26決定)	民法(債権関係)の改正に関する要綱案(H27. 2. 10決定)	
<p>この場合においては、次の各号の定めるところに従わなければならない。</p> <p>一 保証人は、あらかじめ先取特権、不動産質権又は抵当権の登記にその代位を付記しなければ、その先取特権、不動産質権又は抵当権の目的である不動産の第三取得者に対して債権者に代位することができない。</p> <p>二 第三取得者は、保証人に対して債権者に代位しない。</p> <p>三 第三取得者の一人は、各不動産の価格に応じて、他の第三取得者に対して債権者に代位する。</p> <p>四 物上保証人の一人は、各財産の価格に応じて、他の物上保証人に対して債権者に代位する。</p> <p>五 保証人と物上保証人との間においては、その数に応じて、債権者に代位する。ただし、物上保証人が数人あるときは、保証人の負担部分を除いた残額について、各財産の価格に応じて、債権者に代位する。</p> <p>六 前号の場合において、その財産が不動産であるときは、第1号の規定を準用する。</p>	<p>(3) 法定代位者相互間の関係(民法第501条後段関係)</p> <p>アの場合には、(2)イの規定のほか、次に定めるところによる。</p> <p>ア 第三取得者(債務者から担保の目的となっている財産を譲り受けた者に限る。イにおいて同じ。)は、保証人及び物上保証人に対して債権者に代位しない。</p> <p>イ 第三取得者の一人は、各財産の価格に応じて、他の第三取得者に対して債権者に代位する。</p> <p>ウ イの規定は、物上保証人の一人が他の物上保証人に対して債権者に代位する場合について準用する。</p> <p>エ 保証人と物上保証人との間においては、その数に応じて、債権者に代位する。ただし、物上保証人が数人あるときは、保証人の負担部分を除いた残額について、各財産の価格に応じて、債権者に代位する。(民法第501条第5号と同文)</p> <p>オ 物上保証人から担保の目的となっている財産を譲り受けた者は、物上保証人とみなして、ア、ウ及びエの規定を適用する。</p>	<p>(3) 法定代位者相互間の関係(民法第501条後段関係)</p> <p>(2)アの場合には、(2)イの規定によるほか、次に掲げるところによる。</p> <p>ア 第三取得者(債務者から担保の目的となっている財産を譲り受けた者をいう。以下この(3)において同じ。)は、保証人及び物上保証人に対して債権者に代位しない。</p> <p>イ 第三取得者の一人は、各財産の価格に応じて、他の第三取得者に対して債権者に代位する。</p> <p>ウ イの規定は、物上保証人の一人が他の物上保証人に対して債権者に代位する場合について準用する。</p> <p>エ 保証人と物上保証人との間においては、その数に応じて、債権者に代位する。ただし、物上保証人が数人あるときは、保証人の負担部分を除いた残額について、各財産の価格に応じて、債権者に代位する。(民法第501条第5号と同文)</p> <p>オ 第三取得者から担保の目的となっている財産を譲り受けた者は、<u>第三取得者とみなしてア及びイの規定を適用し、物上保証人から担保の目的となっている財産を譲り受けた者は、物上保証人とみなしてア、ウ及びエの規定を適用する。</u></p>	
<p>(一部弁済による代位)</p> <p>第502条 債権の一部について代位弁済があったときは、代位者は、その弁済をした価額に応じて、債権者とともその権利を行使する。</p> <p>2 前項の場合において、債務の不履行による契約の解除は、債権者のみがすることができる。この場合においては、代位者に対し、その弁済をした価額及びその利息を償還しなければならない。</p>	<p>(4) 一部弁済による代位の要件・効果(民法第502条関係)</p> <p>ア 債権の一部について代位弁済があったときは、代位者は、債権者の同意を得て、その弁済をした価額に応じて、債権者とともその権利を行使することができる。</p> <p>イアのときであっても、債権者は、単独でその権利を行使することができる。</p> <p>ウ ア又はイの規定に基づき債権者が行使する権利は、その権利の行使によって得られる担保の目的となっている財産の売却代金その他の金銭について、代位者が行使する権利に優先する。</p>	<p>(4) 一部弁済による代位の要件・効果(民法第502条関係)</p> <p>ア 債権の一部について代位弁済があったときは、代位者は、債権者の同意を得て、その弁済をした価額に応じて、債権者とともその権利を行使することができる。</p> <p>イアの場合であっても、債権者は、単独でその権利を行使することができる。</p> <p>ウ ア又はイの場合に債権者が行使する権利は、その債権の担保の目的となっている財産の売却代金その他の当該権利の行使によって得られる金銭について、代位者が行使する権利に優先する。</p>	
<p>(債権者による担保の喪失等)</p> <p>第504条 第500条の規定により代位をすることができる者がいる場合において、債権者が故意又は過失によってその担保を喪失し、又は減少させたときは、その代位をすることができる者は、その喪失又は減少によって償還を受けることができなくなった限度において、その責任を免れる。</p>	<p>(5) 担保保存義務(民法第504条関係)</p> <p>ア 債権者は、(1)ウの規定により代位をすることができる者のために、その担保を喪失し、又は減少させない義務を負う。</p> <p>イ 債権者が故意又は過失によってアの義務に違反したときは、(1)ウの規定により代位をすることができる者は、代位をするに当たってその喪失又は減少によって償還を受けることができなくなる限度において、その責任を免れる。債権者が故意又は過失によってアの義務に違反した後に担保の目的となっている財産を譲り受けた第三者についても、同様とする。</p> <p>ウ イの規定は、その担保を喪失し、又は減少させたことについて、取引上の社会通念に照らして合理的な理由があると認められるときは、適用しない。</p>	<p>(5) 担保保存義務(民法第504条関係)</p> <p>ア 弁済をするについて正当な利益を有する者(以下このアにおいて「代位権者」という。)がある場合において、債権者が故意又は過失によってその担保を喪失し、又は減少させたときは、その代位権者は、代位をするに当たって担保の喪失又は減少によって償還を受けることができなくなる限度において、その責任を免れる。その代位権者が物上保証人である場合において、その代位権者から担保の目的となっている財産を譲り受けた第三者及びその特定承継人についても、同様とする。</p> <p>イアの規定は、債権者が担保を喪失し、又は減少させたことについて取引上の社会通念に照らして合理的な理由があると認められるときは、適用しない。</p>	
<p>(相殺の要件等)</p> <p>第505条 二人が互いに同種の目的を有する債務を負担する場合において、双方の債務が弁済期にあるときは、各債務者は、その対当額について相殺によってその債務を免れることができる。ただし、債務の性質がこれを許さないときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定は、当事者が反対の意思を表示した場合においては、適用しない。ただし、その意思表示は、善意の第三者に対抗することができない。</p>	<p>第24 相殺</p> <p>1 相殺禁止の意思表示(民法第505条第2項関係)</p> <p>前項の規定にかかわらず、当事者が相殺を禁止し、又は制限する旨の意思を表示した場合には、その意思表示は、第三者がこれを知っていたとき又は重大な過失により知らなかったときに限り、その第三者に対抗することができる。</p>	<p>第24 相殺</p> <p>1 相殺禁止の意思表示(民法第505条第2項関係)</p> <p>前項の規定にかかわらず、当事者が相殺を禁止し、又は制限する旨の意思表示をした場合には、その意思表示は、第三者がこれを知り、又は重大な過失によって知らなかったときに限り、その第三者に対抗することができる。</p>	

現行民法	民法の改正に関する要綱仮案(H26.8. 26決定)	民法(債権関係)の改正に関する要綱案(H27. 2. 10決定)	
<p>(不法行為により生じた債権を受働債権とする相殺の禁止) 第509条 債務が不法行為によって生じたときは、その債務者は、相殺をもって債権者に対抗することができない。</p>	<p>2 不法行為債権等を受働債権とする相殺の禁止(民法第509条関係) 次に掲げる債務の債務者は、相殺をもって債権者に対抗することができない。ただし、その債権者がその債務に係る債権を他人から取得したものであるときは、この限りでない。 (1) 悪意による不法行為に基づく損害賠償に係る債務 (2) 人の生命又は身体の侵害に基づく損害賠償に係る債務(1)に該当するものを除く。)</p>	<p>2 不法行為債権等を受働債権とする相殺の禁止(民法第509条関係) 次に掲げる債務の債務者は、相殺をもって債権者に対抗することができない。ただし、その債権者がその債務に係る債権を他人から取得したものであるときは、この限りでない。 (1) 悪意による不法行為に基づく損害賠償の債務 (2) 人の生命又は身体の侵害による損害賠償の債務(1)に掲げるものを除く。)</p>	
<p>(支払の差止めを受けた債権を受働債権とする相殺の禁止) 第511条 支払の差止めを受けた第三債務者は、その後取得した債権による相殺をもって差押債権者に対抗することができない。</p>	<p>3 支払の差止めを受けた債権を受働債権とする相殺(民法第511条関係) (1) 差押えを受けた債権の第三債務者は、差押え後に取得した債権による相殺をもって差押債権者に対抗することはできないが、差押え前に取得した債権による相殺をもって対抗することができる。 (2) (1)の規定にかかわらず、(1)の差押え後に取得した債権が差押え前の原因に基づいて生じたものであるときは、第三債務者は、当該債権による相殺をもって差押債権者に対抗することができる。ただし、差押え後に他人の債権を取得したものであるときは、この限りでない。</p>	<p>3 支払の差止めを受けた債権を受働債権とする相殺(民法第511条関係) (1) 差押えを受けた債権の第三債務者は、差押え後に取得した債権による相殺をもって差押債権者に対抗することはできないが、差押え前に取得した債権による相殺をもって対抗することができる。 (2) (1)の規定にかかわらず、(1)の差押え後に取得した債権が差押え前の原因に基づいて生じたものであるときは、その第三債務者は、その債権による相殺をもって差押債権者に対抗することができる。ただし、第三債務者が差押え後に他人の債権を取得した場合は、この限りでない。</p>	
<p>(相殺の充当) 第512条 第488条から第491条までの規定は、相殺について準用する。 (弁済の充当の指定) 第488条 債務者が同一の債権者に対して同種の給付を目的とする数個の債務を負担する場合において、弁済として提供した給付がすべての債務を消滅させるのに足りないときは、弁済をする者は、給付の時に、その弁済を充当すべき債務を指定することができる。 2 弁済をする者が前項の規定による指定をしないときは、弁済を受領する者は、その受領の時に、その弁済を充当すべき債務を指定することができる。ただし、弁済をする者がその充当に対して直ちに異議を述べたときは、この限りでない。 3 前2項の場合における弁済の充当の指定は、相手方に対する意思表示によってする。 (法定充当) 第489条 弁済をする者及び弁済を受領する者がいずれも前条の規定による弁済の充当の指定をしないときは、次の各号の定めるところに従い、その弁済を充当する。 一 債務の中に弁済期にあるものと弁済期にないものとがあるときは、弁済期にあるものに先に充当する。 二 すべての債務が弁済期にあるとき、又は弁済期にないときは、債務者のために弁済の利益が多いものに先に充当する。 三 債務者のために弁済の利益が相等しいときは、弁済期が先に到来したものと又は先に到来すべきものに先に充当する。 四 前二号に掲げる事項が相等しい債務の弁済は、各債務の額に応じて充当する。</p>	<p>4 相殺の充当(民法第512条関係) (1) 債権者が債務者に対して有する一個又は数個の債権と、これと同種の目的を有する債務であって、債権者が債務者に対して負担する一個又は数個の債務について、債権者が相殺の意思表示をした場合には、当事者間に別段の合意がない限り、債権者の有する債権とその負担する債務は、相殺に適するようになった時期の順序に従って、その対当額について相殺によって消滅する。 (2) (1)の場合において、相殺をする債権者の有する債権がその負担する債務の全部を消滅させるのに足りないときは、当事者間に別段の合意がない限り、次に定めるところに従い、充当する。 ア 債権者が数個の債務を負担するとき(イの規定に該当するときを除く。)は、民法第489条第2号から第4号までを準用する。 イ 債権者が負担する一個又は数個の債務について元本のほか利息及び費用を支払うべきときは、民法第491条を準用する。この場合において、その債務の費用、利息及び元本のうちいずれかの全部を消滅させるのに足りないときは、民法第489条第2号から第4号までを準用する。 (3) (1)の場合において、相殺をする債権者の負担する債務がその有する債権の全部を消滅させるのに足りないときも、(2)を準用する。</p>	<p>4 相殺の充当(民法第512条関係) (1) 債権者が債務者に対して有する一個又は数個の債権と、債権者が債務者に対して負担する一個又は数個の債務について、債権者が相殺の意思表示をした場合において、当事者が別段の合意をしなかったときは、債権者の有する債権とその負担する債務は、相殺に適するようになった時期の順序に従って、その対当額について相殺によって消滅する。 (2) (1)の場合において、相殺をする債権者の有する債権がその負担する債務の全部を消滅させるのに足りないときであって、当事者が別段の合意をしなかったときは、次に掲げるところによる。 ア 債権者が数個の債務を負担するとき(イに規定する場合を除く。)は、民法第489条第2号から第4号までの規定を準用する。 イ 債権者が負担する一個又は数個の債務について元本のほか利息及び費用を支払うべきときは、第23の7(1)の規定を準用する。この場合において、第23の7(1)イ中「民法第488条及び第489条」とあるのは、「民法第489条第2号から第4号まで」と読み替えるものとする。 (3) (1)の場合において、相殺をする債権者の負担する債務がその有する債権の全部を消滅させるのに足りないときは、(2)の規定を準用する。 (4) 債権者が債務者に対して有する債権に、一個の債権の弁済として数個の給付をすべきものがある場合における相殺については、(1)から(3)までの規定を準用する。債権者が債務者に対して負担する債務に、一個の債務の弁済として数個の給付をすべきものがある場合における相殺についても、同様とする。</p>	

現行民法	民法の改正に関する要綱仮案(H26.8. 26決定)	民法(債権関係)の改正に関する要綱案(H27. 2. 10決定)	
(元本、利息及び費用を支払うべき場合の充当) 第491条 1 債務者が一個又は数個の債務について元本のほか利息及び費用を支払うべき場合において、弁済をする者がその債務の全部を消滅させるのに足りない給付をしたときは、これを順次に費用、利息及び元本に充当しなければならない。 2 第四百八十九条の規定は、前項の場合について準用する。			
	第25 更改	第25 更改	
(更改) 第513条 当事者が債務の要素を変更する契約をしたときは、その債務は、更改によって消滅する。 2 条件付債務を無条件債務としたとき、無条件債務に条件を付したとき、又は債務の条件を変更したときは、いずれも債務の要素を変更したものとみなす。	1 更改の要件及び効果(民法第513条関係) 当事者が従前の債務に代えて、次に掲げるいずれかの新たな債務を成立させる契約をしたときは、従前の債務は、更改によって消滅する。 (1) 従前の給付の内容について重要な変更をしたもの (2) 従前の債務者が第三者と交替したもの (3) 従前の債権者が第三者と交替したもの	1 更改の要件・効果(民法第513条関係) 当事者が従前の債務に代えて、新たな債務であって次に掲げるものを発生させる契約をしたときは、従前の債務は、更改によって消滅する。 (1) 従前の給付の内容について重要な変更をするもの (2) 従前の債務者が第三者と交替するもの (3) 従前の債権者が第三者と交替するもの	
(債務者の交替による更改) 第514条 債務者の交替による更改は、債権者と更改後に債務者となる者との契約によってすることができる。ただし、更改前の債務者の意思に反するときは、この限りでない。	2 債務者の交替による更改(民法第514条関係) (1) 債務者の交替による更改は、債権者と更改後に債務者となる者との契約によってすることができる。この場合において、更改は、債権者が更改前の債務者に対してその契約が成立した旨を通知することによって、その効力を生ずる。 (2) (1)の規定により債務者となった者は、更改前の債務者に対して求償権を取得しない。	2 債務者の交替による更改(民法第514条関係) (1) 債務者の交替による更改は、債権者と更改後に債務者となる者との契約によってすることができる。この場合において、更改は、債権者が更改前の債務者に対してその契約をした旨を通知した時に、その効力を生ずる。 (2) 債務者の交替による更改後の債務者は、更改前の債務者に対して求償権を取得しない。	
(債権者の交替による更改) 第515条 債権者の交替による更改は、確定日付のある証書によってしなければ、第三者に対抗することができない。 第516条 第468条第一項の規定は、債権者の交替による更改について準用する。	3 債権者の交替による更改(民法第515条・第516条関係) (1) 債権者の交替による更改は、更改前の債権者、更改後に債権者となる者及び債務者の契約によってすることができる。 (2) (1)の更改は、確定日付のある証書によってしなければ、第三者に対抗することができない。 (3) 民法第516条を削除するものとする。	3 債権者の交替による更改(民法第515条・第516条関係) (1) 債権者の交替による更改は、更改前の債権者、更改後に債権者となる者及び債務者の契約によってすることができる。 (2) 債権者の交替による更改は、確定日付のある証書によってしなければ、第三者に対抗することができない。(民法第515条と同文) (3) 民法第516条を削除するものとする。	
(更改前の債務が消滅しない場合) 第517条 更改によって生じた債務が、不法な原因のため又は当事者の知らない事由によって成立せず又は取り消されたときは、更改前の債務は、消滅しない。	4 更改の効力と旧債務の帰すう(民法第517条関係) 民法第517条を削除するものとする。	4 更改の効力と旧債務の帰すう(民法第517条関係) 民法第517条を削除するものとする。	
(更改後の債務への担保の移転) 第518条 更改の当事者は、更改前の債務の目的の限度において、その債務の担保として設定された質権又は抵当権を更改後の債務に移すことができる。ただし、第三者がこれを設定した場合には、その承諾を得なければならない。	5 更改後の債務への担保の移転(民法第518条関係) (1) 債権者は、更改前の債務の目的の限度において、その債務の担保として設定された質権又は抵当権を更改後の債務に移すことができる。ただし、第三者がこれを設定した場合には、その承諾を得なければならない。 (2) (1)の質権又は抵当権の移転は、あらかじめ又は同時に更改の相手方に対してする意思表示によってしなければならない。	5 更改後の債務への担保の移転(民法第518条関係) (1) 債権者(債権者の交替による更改にあっては、更改前の債権者)は、更改前の債務の目的の限度において、その債務の担保として設定された質権又は抵当権を更改後の債務に移すことができる。ただし、第三者がこれを設定した場合には、その承諾を得なければならない。 (2) (1)の質権又は抵当権の移転は、あらかじめ又は同時に更改の相手方(債権者の交替による更改にあっては、債務者)に対してする意思表示によってなければならない。	
	第26 契約に関する基本原則	第26 契約に関する基本原則	
	1 契約自由の原則 契約自由の原則について、次のような規律を設けるものとする。 (1) 何人も、法令に特別の定めがある場合を除き、契約をしようかを自由に決定することができる。 (2) 契約の成立には、法令に特別の定めがある場合を除き、書面の作成その他の方式を具備することを要しない。 (3) 契約の当事者は、法令の制限内において、契約の内容を自由に決定することができる。	1 契約自由の原則 契約自由の原則について、次のような規律を設けるものとする。 (1) 何人も、法令に特別の定めがある場合を除き、契約をしようかを自由に決定することができる。 (2) 契約の成立には、法令に特別の定めがある場合を除き、書面の作成その他の方式を具備することを要しない。 (3) 契約の当事者は、法令の制限内において、契約の内容を自由に決定することができる。	

現行民法	民法の改正に関する要綱仮案(H26.8. 26決定)	民法(債権関係)の改正に関する要綱案(H27. 2. 10決定)	
	2 履行の不能が契約成立時に生じていた場合 契約に基づく債務の履行がその契約の成立の時に不能であった場合について、次のような規律を設けるものとする。 契約に基づく債務の履行がその契約の成立の時に不能であったことは、第11に従ってその債務の履行が不能であることによって生じた損害の賠償を請求することを妨げない。	2 履行の不能が契約成立時に生じていた場合 契約に基づく債務の履行がその契約の成立の時に不能であった場合について、次のような規律を設けるものとする。 契約に基づく債務の履行がその契約の成立の時に不能であったことは、第11の1及び2の規定によりその履行の不能によって生じた損害の賠償を請求することを妨げない。	
	第27 契約の成立	第27 契約の成立	
	1 申込みと承諾 申込みと承諾について、次のような規律を設けるものとする。 契約は、契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示(以下「申込み」という。)に対して相手方が承諾をしたときに成立する。	1 申込みと承諾 申込みと承諾について、次のような規律を設けるものとする。 契約は、契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示(以下「申込み」という。)に対して相手方が承諾をしたときに成立する。	
(承諾の期間の定めのある申込み) 第521条 承諾の期間を定めてした契約の申込みは、撤回することができない。 2 申込者が前項の申込みに対して同項の期間内に承諾の通知を受けなかったときは、その申込みは、その効力を失う。	2 承諾の期間の定めのある申込み(民法第521条第1項・第522条関係) (1) 承諾の期間を定めてした契約の申込みは、撤回することができない。ただし、申込者が撤回をする権利を留保したときは、この限りでない。	2 承諾の期間の定めのある申込み(民法第521条第1項・第522条関係) (1) 承諾の期間を定めてした申込みは、撤回することができない。ただし、申込者が撤回をする権利を留保したときは、この限りでない。	
(承諾の通知の延着) 第522条 前条第1項の申込みに対する承諾の通知が同項の期間の経過後に到達した場合であっても、通常の場合にはその期間内に到達すべき時に発送したものであることを知ることができるときは、申込者は、遅滞なく、相手方に対してその延着の通知を発しなければならない。ただし、その到達前に遅延の通知を発したときは、この限りでない。 2 申込者が前項本文の延着の通知を怠ったときは、承諾の通知は、前条第1項の期間内に到達したものとみなす。	(2) 民法第522条を削除するものとする。	(2) 民法第522条を削除するものとする。	
(承諾の期間の定めのない申込み) 第524条 承諾の期間を定めなくて隔地者に対してした申込みは、申込者が承諾の通知を受けるのに相当な期間を経過するまでは、撤回することができない。	3 承諾の期間の定めのない申込み(民法第524条関係) 承諾の期間を定めなくてした申込みは、申込者が承諾の通知を受けるのに相当な期間を経過するまでは、撤回することができない。ただし、申込者が撤回をする権利を留保したときは、この限りでない。	3 承諾の期間の定めのない申込み(民法第524条関係) 承諾の期間を定めなくてした申込みは、申込者が承諾の通知を受けるのに相当な期間を経過するまでは、撤回することができない。ただし、申込者が撤回をする権利を留保したときは、この限りでない。	
	4 対話者間における申込み 対話者間の申込みについて、次のような規律を設けるものとする。 (1) 承諾の期間を定めなくて対話者に対してした申込みは、その対話が継続している間は、いつでも撤回することができる。 (2) 申込者が(1)の申込みに対して対話が継続している間に承諾の通知を受けなかったときは、その申込みは、その効力を失う。ただし、申込者が対話の終了後もその申込みが効力を失わない旨を表示したときは、この限りでない。	4 対話者間における申込み 対話者間の申込みについて、次のような規律を設けるものとする。 (1) 対話者に対してした3の申込みは、3の規定にかかわらず、その対話が継続している間は、いつでも撤回することができる。 (2) 対話者に対してした3の申込みに対して対話が継続している間に申込者が承諾の通知を受けなかったときは、その申込みは、その効力を失う。ただし、申込者が対話の終了後もその申込みが効力を失わない旨を表示したときは、この限りでない。	
(申込者の死亡又は行為能力の喪失) 第525条 第九十七条第二項の規定は、申込者が反対の意思を表示した場合又はその相手方が申込者の死亡若しくは行為能力の喪失の事実を知っていた場合には、適用しない。	5 申込者の死亡等(民法第525条関係) 申込者が申込みの通知を發した後に死亡し、意思能力を喪失した常況にある者となり、又は行為能力の制限を受けた場合において、申込者がその事実が生じたときその申込みは効力を有しない旨の意思を表示したとき、又はその相手方が承諾の通知を發するまでにその事実が生じたことを知ったときは、その申込みは、その効力を有しない。	5 申込者の死亡等(民法第525条関係) 申込者が申込みの通知を發した後に死亡し、意思能力を有しない常況にある者となり、又は行為能力の制限を受けた場合において、申込者がその事実が生じたときその申込みは効力を有しない旨の意思を表示していたとき、又はその相手方が承諾の通知を發するまでにその事実が生じたことを知ったときは、その申込みは、その効力を有しない。	

現行民法	民法の改正に関する要綱仮案(H26.8. 26決定)	民法(債権関係)の改正に関する要綱案(H27. 2. 10決定)	
(隔地者間の契約の成立時期) 第526条 隔地者間の契約は、承諾の通知を発した時に成立する。 2 申込者の意思表示又は取引上の慣習により承諾の通知を必要としない場合には、契約は、承諾の意思表示と認めるべき事実があった時に成立する。	6 契約の成立時期(民法第526条第1項・第527条関係) (1) 民法第526条第1項を削除するものとする。	6 契約の成立時期(民法第526条第1項・第527条関係) (1) 民法第526条第1項を削除するものとする。	
(申込みの撤回の通知の延着) 第527条 申込みの撤回の通知が承諾の通知を発した後に到達した場合であっても、通常の場合にはその前に到達すべき時に発送したものであることを知ることができるときは、承諾者は、遅滞なく、申込者に対してその延着の通知を発ししなければならない。 2 承諾者が前項の延着の通知を怠ったときは、契約は、成立しなかったものとみなす。	(2) 民法第527条を削除するものとする。	(2) 民法第527条を削除するものとする。	
(懸賞広告) 第529条 ある行為をした者に一定の報酬を与える旨を広告した者(以下この款において「懸賞広告者」という。)は、その行為をした者に対してその報酬を与える義務を負う。	7 懸賞広告 (1) 懸賞広告(民法第529条関係) 民法第529条の規律を次のように改めるものとする。 ある行為をした者に一定の報酬を与える旨を広告した者(以下この7において「懸賞広告者」という。)は、その行為をした者がその広告を知っていたか否かにかかわらず、その行為をした者に対してその報酬を与える義務を負う。 (2) 懸賞広告の効力 懸賞広告の効力について、次のような規律を設けるものとする。 ア 指定した行為をする期間を定めた広告は、その期間内に指定した行為を完了する者がいないときは、その効力を失う。 イ 指定した行為をする期間を定めなかった広告は、指定した行為の内容その他の事情を考慮して相当な期間内に指定した行為を完了する者がいないときは、その効力を失う。	7 懸賞広告 (1) 懸賞広告(民法第529条関係) 民法第529条の規律を次のように改めるものとする。 ある行為をした者に一定の報酬を与える旨を広告した者(以下「懸賞広告者」という。)は、その行為をした者がその広告を知っていたかどうかにかかわらず、その者に対してその報酬を与える義務を負う。 (2) 懸賞広告の効力 懸賞広告の効力について、次のような規律を設けるものとする。 ア (3)アの広告は、その期間内に指定した行為を完了する者がいないときは、その効力を失う。 イ(3)イの広告は、指定した行為の内容その他の事情を考慮して相当な期間内に指定した行為を完了する者がいないときは、その効力を失う。	
(懸賞広告の撤回) 第530条 前条の場合において、懸賞広告者は、その指定した行為を完了する者がいない間は、前の広告と同一の方法によってその広告を撤回することができる。ただし、その広告中に撤回をしない旨を表示したときは、この限りでない。 2 前項本文に規定する方法によって撤回をすることができない場合には、他の方法によって撤回をすることができる。この場合において、その撤回は、これを知った者に対してのみ、その効力を有する。 3 懸賞広告者がその指定した行為をする期間を定めたときは、その撤回をする権利を放棄したものと推定する。	(3) 懸賞広告の撤回(民法第530条関係) ア 懸賞広告者は、その指定した行為をする期間を定めた場合には、その広告を撤回することができない。ただし、その広告において撤回をすることができるものとしたときは、この限りでない。 イ 懸賞広告者は、その指定した行為をする期間を定めなかった場合には、その指定した行為を完了する者がいない間は、その広告を撤回することができる。ただし、その広告中に撤回をしない旨を表示したときは、この限りでない。 ウ 広告の撤回は、前の広告と異なる方法によってした場合には、これを知った者に対してのみ、その効力を有する。	(3) 懸賞広告の撤回(民法第530条関係) ア 懸賞広告者は、その指定した行為をする期間を定めた広告を撤回することができない。ただし、その広告において撤回をする権利を留保したときは、この限りでない。 イ 懸賞広告者は、その指定した行為を完了する者がいない間は、その指定した行為をする期間を定めなかった広告を撤回することができる。ただし、その広告中に撤回をしない旨を表示したときは、この限りでない。 ウ 広告の撤回は、前の広告と異なる方法によっても、することができる。ただし、その撤回は、これを知った者に対してのみ、その効力を有する。	
	第28 定型約款 1 定型約款 定型約款の定義について、次のような規律を設けるものとする。 定型約款とは、相手方が不特定多数であって給付の内容が均一である取引その他の取引の内容の全部又は一部が画一的であることが当事者双方にとって合理的な取引(以下「定型取引」という。)において、契約の内容を補充することを目的として当該定型取引の当事者の一方により準備された条項の総体をいう。	第28 定型約款 1 定型約款の定義 定型約款の定義について、次のような規律を設けるものとする。 定型約款とは、定型取引(ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものをいう。以下同じ。)において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体をいう。	

現行民法	民法の改正に関する要綱仮案(H26.8. 26決定)	民法(債権関係)の改正に関する要綱案(H27. 2. 10決定)	
	<p>2 定型約款によって契約の内容が補充されるための要件等 定型約款によって契約の内容が補充されるための要件等について、次のような規律を設けるものとする。</p> <p>(1) 定型取引の当事者は、定型約款によって契約の内容を補充することを合意した場合のほか、定型約款を準備した者(以下この第28において「定型約款準備者」という。)があらかじめ当該定型約款によって契約の内容が補充される旨を相手方に表示した場合において、定型取引合意(定型取引を行うことの合意をいう。以下同じ。)をしたときは、定型約款の個別の条項についても合意をしたものとみなす。</p> <p>(2) (1)の条項には、相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重する条項であって、当該定型取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして民法第1条第2項に規定する基本原則に反して相手方の利益を一方的に害すると認められるものは、含まないものとする。</p>	<p>2 定型約款についてのみなし合意 定型約款についてのみなし合意について、次のような規律を設けるものとする。</p> <p>(1) 定型取引を行うことの合意(3において「定型取引合意」という。)をした者は、次に掲げる場合には、定型約款の個別の条項についても合意をしたものとみなす。 ア 定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたとき。 イ 定型約款を準備した者(以下「定型約款準備者」という。)があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたとき。</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、(1)の条項のうち、相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重する条項であって、その定型取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして民法第1条第2項に規定する基本原則に反して相手方の利益を一方的に害すると認められるものについては、合意をしなかったものとみなす。</p>	<p>(注:要綱仮案)旅客鉄道事業に係る旅客運送の取引その他の一定の取引については、定型約款準備者が当該定型約款によって契約の内容が補充されることをあらかじめ公表していたときも、当事者がその定型約款の個別の条項について合意をしたものとみなす旨の規律を民法とは別途に設けるものとする。【P】</p>
	<p>3 定型約款の内容の開示義務 定型約款の内容の開示義務について、次のような規律を設けるものとする。</p> <p>(1) 定型取引を行い、又は行おうとする定型約款準備者は、定型取引合意の前又は定型取引合意の後相当の期間内に相手方から請求があった場合には、遅滞なく、相当な方法で当該定型約款の内容を示さなければならない。ただし、定型約款準備者が既に相手方に対して定型約款を記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供していたときは、この限りでない。</p> <p>(2) 定型約款準備者が、定型取引合意の前において、(1)の請求を拒んだときは、2の規定は、適用しない。ただし、一時的な通信障害が発生した場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。</p>	<p>3 定型約款の内容の表示 定型約款の内容の表示について、次のような規律を設けるものとする。</p> <p>(1) 定型取引を行い、又は行おうとする定型約款準備者は、定型取引合意の前又は定型取引合意の後相当の期間内に相手方から請求があった場合には、遅滞なく、相当な方法でその定型約款の内容を示さなければならない。ただし、定型約款準備者が既に相手方に対して定型約款を記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供していたときは、この限りでない。</p> <p>(2) 定型約款準備者が定型取引合意の前において(1)の請求を拒んだときは、2の規定は、適用しない。ただし、一時的な通信障害が発生した場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。</p>	
	<p>4 定型約款の変更 定型約款の変更について、次のような規律を設けるものとする。</p> <p>(1) 定型約款準備者は、次のいずれかに該当するときは、定型約款の変更をすることにより、変更後の定型約款の条項について合意をしたものとみなし、個別に相手方と合意をすることなく契約の内容を変更することができる。ただし、定型約款にこの4の規定による定型約款の変更をすることができる旨が定められているときに限る。 ア 定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき。 イ 定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、定型約款に変更に関する定めがある場合にはその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。</p> <p>(2) 定型約款準備者は、(1)の規定による定型約款の変更をするときは、その効力の発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びに当該発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知しなければならない。</p> <p>(3) 定型約款準備者は、(1)イの規定による定型約款の変更をするときは、(2)の時期が到来するまでに(2)による周知をしなければ、<u>定型約款の変更は、その効力を生じない。</u></p>	<p>4 定型約款の変更 定型約款の変更について、次のような規律を設けるものとする。</p> <p>(1) 定型約款準備者は、次に掲げる場合には、定型約款の変更をすることにより、変更後の定型約款の条項について合意があったものとみなし、個別に相手方と合意をすることなく契約の内容を変更することができる。</p> <p>ア 定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき。 イ 定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、<u>この4の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定め有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。</u></p> <p>(2) 定型約款準備者は、(1)の規定による定型約款の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知しなければならない。</p> <p>(3) (1)イの規定による定型約款の変更は、(2)の効力発生時期が到来するまでに(2)による周知をしなければ、その効力を生じない。</p> <p>(4) 2(2)の規定は、(1)の規定による定型約款の変更については、適用しない。</p>	

現行民法	民法の改正に関する要綱仮案(H26.8. 26決定)	民法(債権関係)の改正に関する要綱案(H27. 2. 10決定)	
	第29 第三者のためにする契約	第29 第三者のためにする契約	
(第三者のためにする契約) 第537条 契約により当事者の一方が第三者に対してある給付をすることを約したときは、その第三者は、債務者に対して直接にその給付を請求する権利を有する。 2 前項の場合において、第三者の権利は、その第三者が債務者に対して同項の契約の利益を享受する意思を表示した時に発生する。	1 第三者のためにする契約の成立等(民法第537条関係) 民法第537条に次のような規律を付け加えるものとする。 民法第537条第1項の契約において、その締結時に第三者が現に存しない場合又は第三者が特定していない場合においても、その契約は、そのためにその効力を妨げられない。	1 第三者のためにする契約の成立等(民法第537条関係) 民法第537条に次のような規律を付け加えるものとする。 民法第537条第1項の契約は、その成立の時に第三者が現に存しない場合又は第三者が特定していない場合であっても、そのためにその効力を妨げられない。	
(第三者の権利の確定) 第538条 前条の規定により第三者の権利が発生した後は、当事者は、これを変更し、又は消滅させることができない。	2 要約者による解除権の行使(民法第538条関係) 民法第538条に次のような規律を付け加えるものとする。 民法第537条の規定により第三者の権利が発生した後に、債務者がその第三者に対する債務を履行しない場合には、同条第1項の契約の相手方は、その第三者の承諾を得て、契約を解除することができる。	2 要約者による解除権の行使(民法第538条関係) 民法第538条に次のような規律を付け加えるものとする。 民法第537条の規定により第三者の権利が発生した後に、債務者がその第三者に対する債務を履行しない場合には、同条第1項の契約の相手方は、その第三者の承諾を得なければ、契約を解除することができない。	
	第30 売買	第30 売買	
(手付) 第557条 買主が売主に手付を交付したときは、当事者の一方が契約の履行に着手するまでは、買主はその手付を放棄し、売主はその倍額を償還して、契約の解除をすることができる。 2 第545条第3項の規定は、前項の場合には、適用しない。	1 手付(民法第557条関係) 民法第557条第1項の規律を次のように改めるものとする。 買主が売主に手付を交付したときは、買主はその手付を放棄し、売主はその倍額を現実に提供して、契約の解除をすることができる。ただし、その相手方が契約の履行に着手した後は、この限りでない。	1 手付(民法第557条関係) 民法第557条第1項の規律を次のように改めるものとする。 買主が売主に手付を交付したときは、買主はその手付を放棄し、売主はその倍額を現実に提供して、契約の解除をすることができる。ただし、その相手方が契約の履行に着手した後は、この限りでない。	
※(他人の権利の売買における売主の義務) 第560条他人の権利を売買の目的としたときは、売主は、その権利を取得して買主に移転する義務を負う。	2 売主の義務 売主の義務について、次のような規律を設けるものとする。 (1) 他人の権利(権利の一部が他人に属する場合における当該権利の一部を含む。)を売買の目的としたときは、売主は、その権利を取得して買主に移転する義務を負う。 (2) 売主は、買主に対し、登記、登録その他の売買の目的である権利の移転を第三者に対抗するために必要な行為をする義務を負う。	2 売主の義務 売主の義務について、次のような規律を設けるものとする。 (1) 他人の権利(権利の一部が他人に属する場合におけるその権利の一部を含む。)を売買の目的としたときは、売主は、その権利を取得して買主に移転する義務を負う。 (2) 売主は、買主に対し、登記、登録その他の売買の目的である権利の移転についての対抗要件を備えさせる義務を負う。	
	3 売主の追完義務 売主の追完義務について、次のような規律を設けるものとする。 (1) 引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、買主は、売主に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。 (2) (1)本文の規定にかかわらず、売主は、買主に不相当な負担を課するものでないときは、買主が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。	3 売主の追完義務 売主の追完義務について、次のような規律を設けるものとする。 (1) 引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、買主は、売主に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、売主は、買主に不相当な負担を課するものでないときは、買主が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。 (2) (1)の不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、(1)の規定による履行の追完の請求をすることができない。	
(数量の不足又は物の一部滅失の場合における売主の担保責任) 第565条 前2条の規定は、数量を指示して売買をした物に不足がある場合又は物の一部が契約の時に既に滅失していた場合において、買主がその不足又は滅失を知らなかったときについて準用する。	4 買主の代金減額請求権 買主の代金減額請求権について、民法第565条(同法第563条第1項の準用)の規律を次のように改めるものとする。 (1) 引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合において、買主が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、買主は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。	4 買主の代金減額請求権 買主の代金減額請求権について、民法第565条(同法第563条第1項の準用)の規律を次のように改めるものとする。 (1) 3(1)本文に規定する場合において、買主が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、買主は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。	

現行民法	民法の改正に関する要綱仮案(H26.8. 26決定)	民法(債権関係)の改正に関する要綱案(H27. 2. 10決定)	
<p>(権利の一部が他人に属する場合における売主の担保責任) 第563条1. 売買の目的である権利の一部が他人に属することにより、売主がこれを買主に移転することができないときは、買主は、その不足する部分の割合に応じて代金の減額を請求することができる。 2. 前項の場合において、残存する部分のみであれば買主がこれを買受けなかったときは、善意の買主は、契約の解除をすることができる。 3. 代金減額の請求又は契約の解除は、善意の買主が損害賠償の請求をすることを妨げない。</p>	<p>(2) 次のいずれかに該当するときは、買主は、(1)の催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。 ア 履行の追完が不能であるとき。 イ 売主が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。 ウ 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、売主が履行をしないでその時期を経過したとき。 エ アからウまでの場合のほか、買主が催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。 (3) <u>引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合において、その不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、(1)及び(2)の規定による代金の減額を請求することができない。</u></p>	<p>(2) (1)の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、買主は、(1)の催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。 ア 履行の追完が不能であるとき。 イ 売主が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。 ウ 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、売主が履行をしないでその時期を経過したとき。 エ アからウまでに掲げる場合のほか、買主が(1)の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。 (3) (1)の不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、(1)及び(2)の規定による代金の減額の請求をすることができない。</p>	
<p>(数量の不足又は物の一部滅失の場合における売主の担保責任) 第565条 前2条の規定は、数量を指示して売買をした物に不足がある場合又は物の一部が契約の時に既に滅失していた場合において、買主がその不足又は滅失を知らなかったときについて準用する。 (売主の瑕疵担保責任) 第570条 売買の目的物に隠れた瑕疵があったときは、第五百六十六条の規定を準用する。ただし、強制競売の場合は、この限りでない。</p>	<p>5 損害賠償の請求及び契約の解除 損害賠償の請求及び契約の解除について、民法第565条及び第570条本文の規律を次のように改めるものとする。 3(1)及び4の規定による権利の行使は、第11の規定による損害賠償の請求及び第12の規定による解除権の行使を妨げない。</p>	<p>5 損害賠償の請求及び契約の解除 損害賠償の請求及び契約の解除について、民法第565条(同法第563条第2項及び第3項の準用)及び第570条本文(同法第566条第1項の準用)の規律を次のように改めるものとする。 3及び4の規定は、第11の1及び2の規定による損害賠償の請求並びに第12の1から3までの規定による解除権の行使を妨げない。</p>	<p>※(権利の一部が他人に属する場合における売主の担保責任) 第563条 2 前項の場合において、残存する部分のみであれば買主がこれを買受けなかったときは、善意の買主は、契約の解除をすることができる。 3 代金減額の請求又は契約の解除は、善意の買主が損害賠償の請求をすることを妨げない。 ※(地上権等がある場合等における売主の担保責任) 第566条1. 売買の目的物が地上権、永小作権、地役権、留置権又は質権の目的である場合において、買主がこれを知らず、かつ、そのために契約をした目的を達することができないときは、買主は、契約の解除をすることができる。この場合において、契約の解除をすることができないときは、損害賠償の請求のみをすることができる。</p>

現行民法	民法の改正に関する要綱仮案(H26.8. 26決定)	民法(債権関係)の改正に関する要綱案(H27. 2. 10決定)	
<p>(他人の権利の売買における売主の担保責任) 第561条 前条の場合において、売主がその売却した権利を取得して買主に移転することができないときは、買主は、契約の解除をすることができる。この場合において、契約の時においてその権利が売主に属しないことを知っていたときは、損害賠償の請求をすることができない。</p> <p>(他人の権利の売買における善意の売主の解除権) 第562条 売主が契約の時においてその売却した権利が自己に属しないことを知らなかった場合において、その権利を取得して買主に移転することができないときは、売主は、損害を賠償して、契約の解除をすることができる。 2 前項の場合において、買主が契約の時においてその買い受けた権利が売主に属しないことを知っていたときは、売主は、買主に対し、単にその売却した権利を移転することができない旨を通知して、契約の解除をすることができる。</p> <p>(抵当権等がある場合における売主の担保責任) 第567条1 売買の目的である不動産について存した先取特権又は抵当権の行使により買主がその所有権を失ったときは、買主は、契約の解除をすることができる。 2. 買主は、費用を支出してその所有権を保存したときは、売主に対し、その費用の償還を請求することができる。 3. 前二項の場合において、買主は、損害を受けたときは、その賠償を請求することができる。</p>	<p>6 権利移転義務の不履行に関する売主の責任等 権利移転義務の不履行に関する売主の責任等について、民法第561条から第567条まで(同法第565条及び期間制限に関する規律を除く。)の規律を次のように改めるものとする。 3から5までの規定は、売主が買主に移転した権利が契約の内容に適合しないものである場合及び売主が買主に権利の全部又は一部を移転しない場合について準用する。</p>	<p>6 権利移転義務の不履行に関する売主の責任等 権利移転義務の不履行に関する売主の責任等について、民法第561条から第567条まで(同法第565条、第567条第2項及び期間制限に関する規律を除く。)の規律を次のように改めるものとする。 3から5までの規定は、売主が買主に移転した権利が契約の内容に適合しないものである場合(権利の一部が他人に属する場合においてその権利の一部を移転しないときを含む。)について準用する。</p>	
<p>(売主の瑕疵担保責任) 第570条 売買の目的物に隠れた瑕疵があったときは、第566条の規定を準用する。ただし、強制競売の場合は、この限りでない。</p> <p>第564条 前条の規定による権利は、買主が善意であったときは事実を知った時から、悪意であったときは契約の時から、それぞれ一年以内に行使しなければならない。</p> <p>(地上権等がある場合等における売主の担保責任) 第566条 1 売買の目的物が地上権、永小作権、地役権、留置権又は質権の目的である場合において、買主がこれを知らず、かつ、そのために契約をした目的を達することができないときは、買主は、契約の解除をすることができる。この場合において、契約の解除をすることができないときは、損害賠償の請求のみをすることができる。 2 前項の規定は、売買の目的である不動産のために存すると称した地役権が存しなかった場合及びその不動産について登記をした質賃借があった場合について準用する。 3 前2項の場合において、契約の解除又は損害賠償の請求は、買主が事実を知った時から一年以内にしなければならない。</p>	<p>7 買主の権利の期間制限 (1) 民法第570条本文の規律のうち期間制限に関するものを、次のように改めるものとする。 売主が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を買主に引き渡した場合において、買主がその不適合の事実を知った時から1年以内に当該事実を売主に通知しないときは、買主は、その不適合を理由とする履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、売主が引渡しの際に目的物が契約の内容に適合しないものであることを知っていたとき又は知らなかったことにつき重大な過失があったときは、この限りでない。 (2) 民法第564条(同法第565条において準用する場合を含む。)及び第566条第3項を削除するものとする。</p>	<p>7 買主の権利の期間制限 (1) 民法第570条本文(同法第566条の準用)の規律のうち期間制限に関するものを、次のように改めるものとする。 売主が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を買主に引き渡した場合において、買主がその不適合を知った時から1年以内にその旨を売主に通知しないときは、買主は、その不適合を理由とする履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、売主が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。 (2) 民法第564条(同法第565条において準用する場合を含む。)及び第566条第3項を削除するものとする。</p>	

現行民法	民法の改正に関する要綱仮案(H26.8. 26決定)	民法(債権関係)の改正に関する要綱案(H27. 2. 10決定)	
<p>(売主の瑕疵担保責任) 第570条売買の目的物に隠れた瑕疵があったときは、第566条の規定を準用する。ただし、強制競売の場合は、この限りでない。</p> <p>(強制競売における担保責任) 第568条 強制競売における買受人は、第561条から前条までの規定により、債務者に対し、契約の解除をし、又は代金の減額を請求することができる。</p> <p>2 前項の場合において、債務者が無資力であるときは、買受人は、代金の配当を受けた債権者に対し、その代金の全部又は一部の返還を請求することができる。</p> <p>3 前2項の場合において、債務者が物若しくは権利の不存在を知りながら申し出なかったとき、又は債権者がこれを知りながら競売を請求したときは、買受人は、これらの者に対し、損害賠償の請求をすることができる。</p>	<p>8 競売における買受人の権利の特則(民法第568条第1項) 民法第568条第1項及び第570条ただし書の規律を次のように改めるものとする。 民事執行法その他の法律の規定に基づく競売における買受人は、4及び第12の規定(目的物の種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものである場合に関するものを除く。)により、債務者に対し、契約の解除をし、又は代金の減額を請求することができる。</p>	<p>8 競売における買受人の権利の特則 民法第568条第1項及び第570条ただし書の規律を次のように改めるものとする。 (1) 民事執行法その他の法律の規定に基づく競売(以下この8において単に「競売」という。)における買受人は、第12の1から3までの規定並びに4(6において準用する場合を含む。)の規定により、債務者に対し、契約の解除をし、又は代金の減額を請求することができる。</p> <p>(2) (1)並びに民法第568条第2項及び第3項の規定は、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については、適用しない。</p>	
<p>(売主の担保責任と同時履行) 第571条 第533条の規定は、第563条から第566条まで及び前条の場合について準用する。</p> <p>(同時履行の抗弁) 第533条双務契約の当事者の一方は、相手方がその債務の履行を提供するまでは、自己の債務の履行を拒むことができる。ただし、相手方の債務が弁済期にないときは、この限りでない。</p>		<p>9 売主の担保責任と同時履行(民法第571条関係) 民法第571条を削除するものとする。</p>	<p>(注:要綱案)民法第533条の規律を次のように改めるものとする。 双務契約の当事者の一方は、相手方がその債務の履行(債務の履行に代わる損害賠償の債務の履行を含む。)を提供するまでは、自己の債務の履行を拒むことができる。ただし、相手方の債務が弁済期にないときは、この限りでない。</p>
<p>(権利を失うおそれがある場合の買主による代金の支払の拒絶) 第576条 売買の目的について権利を主張する者があるために買主がその買受けた権利の全部又は一部を失うおそれがあるときは、買主は、その危険の限度に応じて、代金の全部又は一部の支払を拒むことができる。ただし、売主が相当の担保を供したときは、この限りでない。</p>	<p>9 権利を失うおそれがある場合の買主による代金支払の拒絶(民法第576条関係) 売買の目的について権利を主張する者があることその他の事由により、買主がその買受けた権利の全部若しくは一部を取得することができないおそれがあるとき、又はこれを失うおそれがあるときは、買主は、その危険の限度に応じて、代金の全部又は一部の支払を拒むことができる。ただし、売主が相当の担保を供したときは、この限りでない。</p>	<p>10 権利を失うおそれがある場合の買主による代金支払の拒絶(民法第576条関係) 売買の目的について権利を主張する者があることその他の事由により、買主がその買受けた権利の全部若しくは一部を取得することができず、又は失うおそれがあるときは、買主は、その危険の程度に応じて、代金の全部又は一部の支払を拒むことができる。ただし、売主が相当の担保を供したときは、この限りでない。</p>	
	<p>10 目的物の滅失又は損傷に関する危険の移転 危険の移転について、次のような規律を設けるものとする。 (1) 売主が買主に目的物(売買の目的として特定したもの)に限る。以下この10において同じ。)を引き渡した場合において、その引渡しがあった時以後にその目的物が売主の責めに帰することができない事由によって滅失し、又は損傷したときは、買主は、その滅失又は損傷を理由とする履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。この場合において、買主は、代金の支払を拒むことができない。</p> <p>(2) 売主が契約の内容に適合する目的物の引渡しを提供したにもかかわらず買主が受領しない場合において、その提供があった時以後に、その目的物が売主の責めに帰することができない事由によって滅失し、又は損傷したときも、(1)と同様とする。</p>	<p>11 目的物の滅失又は損傷に関する危険の移転 危険の移転について、次のような規律を設けるものとする。 (1) 売主が買主に目的物(売買の目的として特定したもの)に限る。以下この11において同じ。)を引き渡した場合において、その引渡しがあった時以後にその目的物が当事者双方の責めに帰することができない事由によって滅失し、又は損傷したときは、買主は、その滅失又は損傷を理由とする履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。この場合において、買主は、代金の支払を拒むことができない。</p> <p>(2) 売主が契約の内容に適合する目的物をもって、その引渡しの債務の履行を提供したにもかかわらず、買主がその履行を受けることを拒み、又は受領することができない場合において、その履行の提供があった時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその目的物が滅失し、又は損傷したときも、(1)と同様とする。</p>	

現行民法	民法の改正に関する要綱仮案(H26.8. 26決定)	民法(債権関係)の改正に関する要綱案(H27. 2. 10決定)	
(買戻しの特約) 第579条 不動産の売主は、売買契約と同時にした買戻しの特約により、買主が支払った代金及び契約の費用を返還して、売買の解除をすることができる。この場合において、当事者が別段の意思を表示しなかったときは、不動産の果実と代金の利息とは相殺したものとみなす。	11 買戻し(民法第579条ほか関係) (1) 民法第579条の規律を次のように改めるものとする。 ア 不動産の売主は、売買契約と同時にした買戻しの特約により、買主が支払った代金及び契約の費用を返還して、売買の解除をすることができる。この場合において、売主が提供すべき金額について別段の合意があるときは、その合意に従う。 イアの場合において、当事者が別段の意思を表示しなかったときは、不動産の果実と代金の利息とは相殺したものとみなす。	12 買戻し(民法第579条ほか関係) (1) 民法第579条の規律を次のように改めるものとする。 不動産の売主は、売買契約と同時にした買戻しの特約により、買主が支払った代金(別段の合意をした場合にあつては、その合意により定めた金額。民法第583条第1項において同じ。)及び契約の費用を返還して、売買の解除をすることができる。この場合において、当事者が別段の意思を表示しなかったときは、不動産の果実と代金の利息とは相殺したものとみなす。	
(買戻しの特約の対抗力) 第581条 売買契約と同時に買戻しの特約を登記したときは、買戻しは、第三者に対しても、その効力を生ずる。 2 登記をした賃借人の権利は、その残存期間中一年を超えない期間に限り、売主に対抗することができる。ただし、売主を害する目的で賃貸借をしたときは、この限りでない。	(2) 民法第581条第1項の規律を次のように改めるものとする。 買戻しの特約を登記したときは、買戻しは、第三者に対しても、その効力を有する。	(2) 民法第581条の規律を次のように改めるものとする。 ア 売買契約と同時に買戻しの特約を登記したときは、買戻しは、第三者に対抗することができる。 イアの登記がされた後に第33の4(2)に規定する対抗要件を備えた賃借人の権利は、その残存期間中1年を超えない期間に限り、売主に対抗することができる。ただし、売主を害する目的で賃貸借をしたときは、この限りでない。	
	第31 贈与	第31 贈与	
(贈与) 第549条 贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる。	1 贈与契約の意義(民法第549条関係) 贈与は、当事者の一方がある財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる。	1 贈与契約の意義(民法第549条関係) 贈与は、当事者の一方がある財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる。	
(書面によらない贈与の撤回) 第550条 書面によらない贈与は、各当事者が撤回することができる。ただし、履行の終わった部分については、この限りでない。		2 書面によらない贈与の解除(民法第550条関係) 書面によらない贈与は、各当事者が解除をすることができる。ただし、履行の終わった部分については、この限りでない。	
(贈与者の担保責任) 第551条 贈与者は、贈与の目的である物又は権利の瑕疵又は不存在について、その責任を負わない。ただし、贈与者がその瑕疵又は不存在を知りながら受贈者に告げなかったときは、この限りでない。 2 負担付贈与については、贈与者は、その負担の限度において、売主と同じく担保の責任を負う。	2 贈与者の瑕疵担保責任(民法第551条関係) 贈与者は、贈与の目的である物又は権利を、贈与の目的として特定した時の状態で引き渡し、又は移転することを約したものと推定する。	3 贈与者の引渡義務等(民法第551条関係) 贈与者は、贈与の目的である物又は権利を、贈与の目的として特定した時の状態で引き渡し、又は移転することを約したものと推定する。	
	第32 消費貸借	第32 消費貸借	
(消費貸借) 第587条 消費貸借は、当事者の一方が種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約して相手方から金銭その他の物を受け取ることによって、その効力を生ずる。	1 消費貸借の成立等(民法第587条関係) 民法第587条に次の規律を付け加えるものとする。 (1) 民法第587条の規定にかかわらず、書面による消費貸借は、当事者の一方が金銭その他の物を引き渡すことを約し、相手方がその引渡しを受けた物と種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約することによって、その効力を生ずる。 (2) 消費貸借がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、その消費貸借は、書面によってされたものとみなして、(1)を適用する。 (3) (1)の消費貸借の借主は、貸主から金銭その他の物を受け取るまで、契約の解除をすることができる。この場合において、当該契約の解除によって貸主に損害が生じたときは、貸主は、その損害の賠償を請求することができる。 (4) (1)の消費貸借は、借主が貸主から金銭その他の物を受け取る前に当事者の一方が破産手続開始の決定を受けたときは、その効力を失う。	1 消費貸借の成立等(民法第587条関係) 民法第587条に次の規律を付け加えるものとする。 (1) 民法第587条の規定にかかわらず、書面による消費貸借は、当事者の一方が金銭その他の物を引き渡すことを約し、相手方がその受け取った物と種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約することによって、その効力を生ずる。 (2) 書面による消費貸借の借主は、貸主から金銭その他の物を受け取るまで、契約の解除をすることができる。この場合において、貸主は、その契約の解除によって損害を受けたときは、借主に対し、その賠償を請求することができる。 (3) 書面による消費貸借は、借主が貸主から金銭その他の物を受け取る前に当事者の一方が破産手続開始の決定を受けたときは、その効力を失う。 (4) 消費貸借がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、その消費貸借は、書面によってされたものとみなして、(1)から(3)までの規定を適用する。	

現行民法	民法の改正に関する要綱仮案(H26.8. 26決定)	民法(債権関係)の改正に関する要綱案(H27. 2. 10決定)	
(消費貸借の予約と破産手続の開始) 第589条 消費貸借の予約は、その後当事者の一方が破産手続開始の決定を受けたときは、その効力を失う。	2 消費貸借の予約(民法第589条関係) 民法第589条を削除するものとする。	2 消費貸借の予約(民法第589条関係) 民法第589条を削除するものとする。	
(準消費貸借) 第588条 消費貸借によらないで金銭その他の物を給付する義務を負う者がある場合において、当事者がその物を消費貸借の目的とすることを約したときは、消費貸借は、これによって成立したものとみなす。	3 準消費貸借(民法第588条関係) 金銭その他の物を給付する義務を負う者がある場合において、当事者がその物を消費貸借の目的とすることを約したときは、消費貸借は、これによって成立したものとみなす。	3 準消費貸借(民法第588条関係) 金銭その他の物を給付する義務を負う者がある場合において、当事者がその物を消費貸借の目的とすることを約したときは、消費貸借は、これによって成立したものとみなす。	
	4 利息 利息について、次のような規律を設けるものとする。 (1) 貸主は、特約がなければ、借主に対して利息を請求することができない。 (2) (1)の特約があるときは、貸主は、借主が金銭その他の物を受け取った日以後の利息を請求することができる。	4 利息 利息について、次のような規律を設けるものとする。 (1) 貸主は、特約がなければ、借主に対して利息を請求することができない。 (2) (1)の特約があるときは、貸主は、借主が金銭その他の物を受け取った日以後の利息を請求することができる。	
(貸主の担保責任) 第590条 利息付きの消費貸借において、物に隠れた瑕疵があったときは、貸主は、瑕疵がない物をもってこれに代えなければならない。この場合においては、損害賠償の請求を妨げない。 2 無利息の消費貸借においては、借主は、瑕疵がある物の価額を返還することができる。この場合において、貸主がその瑕疵を知りながら借主に告げなかったときは、前項の規定を準用する。	5 貸主の担保責任(民法第590条関係) (1) 民法第590条第1項を削除するものとする。 (2) 贈与者の担保責任の規定は、無利息の消費貸借について準用する。 (3) 利息の有無にかかわらず、引き渡された物が契約の内容に適合しないものであるときは、借主は、その物の価額を返還することができる。	5 貸主の引渡義務等(民法第590条関係) (1) 民法第590条第1項を削除するものとする。 (2) 第31の3及び民法第551条第2項の規定は、4(1)の特約のない消費貸借について準用する。 (3) 4(1)の特約の有無にかかわらず、貸主から引き渡された物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、借主は、その物の価額を返還することができる。	
(返還の時期) 第591条 当事者が返還の時期を定めなかったときは、貸主は、相当の期間を定めて返還の催告をすることができる。 2 借主は、いつでも返還をすることができる。	6 期限前弁済(民法第591条第2項・第136条第2項関係) 民法第591条第2項の規律を次のように改めるものとする。 借主は、いつでも返還をすることができる。当事者が返還の時期を定めた場合において、借主がその時期の前に返還をしたことによって貸主に損害が生じたときは、貸主は、その損害の賠償を請求することができる。	6 期限前弁済(民法第591条第2項・第136条第2項関係) 民法第591条第2項の規律を次のように改めるものとする。 (1) 借主は、返還の時期の定めの有無にかかわらず、いつでも返還をすることができる。 (2) 当事者が返還の時期を定めた場合において、貸主は、借主がその時期の前に返還をしたことによって損害を受けたときは、借主に対し、その賠償を請求することができる。	
(期限の利益及びその放棄) 第136条 2 期限の利益は、放棄することができる。ただし、これによって相手方の利益を害することはできない。			
	第33 賃貸借	第33 賃貸借	
(賃貸借) 第601条 賃貸借は、当事者の一方がある物の使用及び収益を相手方にさせることを約し、相手方がこれに対してその賃料を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。	1 賃貸借の成立(民法第601条関係) 賃貸借は、当事者の一方がある物の使用及び収益を相手方にさせることを約し、相手方がこれに対してその賃料を支払うこと及び引渡しを受けた物を契約が終了したときに返還することを約することによって、その効力を生ずる。	1 賃貸借の成立(民法第601条関係) 賃貸借は、当事者の一方がある物の使用及び収益を相手方にさせることを約し、相手方がこれに対してその賃料を支払うこと及び引渡しを受けた物を契約が終了したときに返還することを約することによって、その効力を生ずる。	
(短期賃貸借) 第602条 処分につき行為能力の制限を受けた者又は処分の権限を有しない者が賃貸借をする場合には、次の各号に掲げる賃貸借は、それぞれ当該各号に定める期間を超えることができない。 一 樹木の栽植又は伐採を目的とする山林の賃貸借 十年 二 前号に掲げる賃貸借以外の土地の賃貸借 五年 三 建物の賃貸借 三年 四 動産の賃貸借 六箇月	2 短期賃貸借(民法第602条関係) 民法第602条柱書の部分の規律を次のように改めるものとする。 処分の権限を有しない者が賃貸借をする場合には、次の各号に掲げる賃貸借は、それぞれ当該各号に定める期間を超えることができない。契約でこれより長い期間を定めたときであっても、その期間は、当該各号に定める期間とする。	2 短期賃貸借(民法第602条関係) 民法第602条柱書の部分の規律を次のように改めるものとする。 処分の権限を有しない者が賃貸借をする場合には、次の各号に掲げる賃貸借は、それぞれ当該各号に定める期間を超えることができない。契約でこれより長い期間を定めたときであっても、その期間は、当該各号に定める期間とする。	

現行民法	民法の改正に関する要綱仮案(H26.8. 26決定)	民法(債権関係)の改正に関する要綱案(H27. 2. 10決定)	
<p>(賃貸借の存続期間) 第604条 1 賃貸借の存続期間は、二十年を超えることができない。契約でこれより長い期間を定めたときであっても、その期間は、二十年とする。 2 賃貸借の存続期間は、更新することができる。ただし、その期間は、更新の時から二十年を超えることができない。</p>	<p>3 賃貸借の存続期間(民法第604条関係) (1) 賃貸借の存続期間は、50年を超えることができない。契約でこれより長い期間を定めたときであっても、その期間は、50年とする。 (2) 賃貸借の存続期間は、更新することができる。ただし、その期間は、更新の時から50年を超えることができない。</p>	<p>3 賃貸借の存続期間(民法第604条関係) (1) 賃貸借の存続期間は、50年を超えることができない。契約でこれより長い期間を定めたときであっても、その期間は、50年とする。 (2) 賃貸借の存続期間は、更新することができる。ただし、その期間は、更新の時から50年を超えることができない。</p>	
<p>(不動産賃貸借の対抗力) 第605条 不動産の賃貸借は、これを登記したときは、その後その不動産について物権を取得した者に対しても、その効力を生ずる。</p> <p>(賃借人による費用の償還請求) 第608条1.賃借人は、賃借物について賃貸人の負担に属する必要費を支出したときは、賃貸人に対し、直ちにその償還を請求することができる。 2.賃借人が賃借物について有益費を支出したときは、賃貸人は、賃貸借の終了の時に、第196条第二項の規定に従い、その償還をしなければならない。ただし、裁判所は、賃貸人の請求により、その償還について相当の期限を許与することができる。</p>	<p>4 不動産賃貸借の対抗力、賃貸人たる地位の移転等(民法第605条関係) (1) 不動産の賃貸借は、これを登記したときは、その不動産について物権を取得した者その他の第三者に対抗することができる。 (2) 不動産の賃借人が当該不動産の譲受人に賃貸借を対抗することができるときは、当該不動産の賃貸人たる地位は、その譲受人に移転する。 (3) (2)の規定にかかわらず、不動産の譲渡人及び譲受人が、賃貸人たる地位を譲渡人に留保する旨及び当該不動産を譲受人が譲渡人に賃貸する旨の合意をしたときは、賃貸人たる地位は、譲受人に移転しない。この場合において、譲渡人と譲受人又はその承継人との間の賃貸借が終了したときは、譲渡人に留保されていた賃貸人たる地位は、譲受人又はその承継人に移転する。 (4) (2)又は(3)後段の規定による賃貸人たる地位の移転は、賃貸物である不動産について所有権移転の登記をしなければ、賃借人に対抗することができない。 (5) (2)又は(3)後段の規定により賃貸人たる地位が譲受人又はその承継人に移転したときは、7(1)に規定する敷金の返還に係る債務及び民法第608条に規定する費用の償還に係る債務は、譲受人又はその承継人に移転する。</p>	<p>4 不動産賃貸借の対抗力、賃貸人たる地位の移転等(民法第605条関係) (1) 不動産の賃貸借は、これを登記したときは、その不動産について物権を取得した者その他の第三者に対抗することができる。 (2) (1)、借地借家法(平成3年法律第90号)第10条又は第31条その他の法令の規定による賃貸借の対抗要件を備えた場合において、その不動産が譲渡されたときは、その不動産の賃貸人たる地位は、その譲受人に移転する。 (3) (2)の規定にかかわらず、不動産の譲渡人及び譲受人が、賃貸人たる地位を譲渡人に留保する旨及びその不動産を譲受人が譲渡人に賃貸する旨の合意をしたときは、賃貸人たる地位は、譲受人に移転しない。この場合において、譲渡人と譲受人又はその承継人との間の賃貸借が終了したときは、譲渡人に留保されていた賃貸人たる地位は、譲受人又はその承継人に移転する。 (4) (2)又は(3)後段の規定による賃貸人たる地位の移転は、賃貸物である不動産について所有権の移転の登記をしなければ、賃借人に対抗することができない。 (5) (2)又は(3)後段の規定により賃貸人たる地位が譲受人又はその承継人に移転したときは、民法第608条の規定による費用の償還に係る債務及び7(1)の規定による7(1)に規定する敷金の返還に係る債務は、譲受人又はその承継人が承継する。</p>	
	<p>5 合意による賃貸人たる地位の移転 賃貸人たる地位の移転について、次のような規律を設けるものとする。 不動産の譲渡人が賃貸人であるときは、その賃貸人たる地位は、賃借人の承諾を要しないで、譲渡人と譲受人との合意により、譲受人に移転させることができる。この場合においては、4(4)及び(5)の規定を準用する。</p>	<p>5 合意による賃貸人たる地位の移転 賃貸人たる地位の移転について、次のような規律を設けるものとする。 不動産の譲渡人が賃貸人であるときは、その賃貸人たる地位は、賃借人の承諾を要しないで、譲渡人と譲受人との合意により、譲受人に移転させることができる。この場合においては、4(4)及び(5)の規定を準用する。</p>	
	<p>6 不動産の賃借人による妨害排除等請求権 不動産の賃借人による妨害排除等請求権について、次のような規律を設けるものとする。 不動産の賃借人は、賃貸借の登記をした場合又は借地借家法(平成3年法律第90号)その他の法律が定める賃貸借の対抗要件を備えた場合において、次の(1)又は(2)に掲げるときは、当該(1)又は(2)に定める請求をすることができる。 (1) 当該不動産の占有を第三者が妨害しているとき。 当該第三者に対する妨害の停止の請求 (2) 当該不動産を第三者が占有しているとき。 当該第三者に対する返還の請求</p>	<p>6 不動産の賃借人による妨害排除等請求権 不動産の賃借人による妨害排除等請求権について、次のような規律を設けるものとする。 不動産の賃借人は、4(2)に規定する対抗要件を備えた場合において、次の(1)又は(2)に掲げるときは、それぞれ当該(1)又は(2)に定める請求をすることができる。 (1) その不動産の占有を第三者が妨害しているとき その第三者に対する妨害の停止の請求 (2) その不動産を第三者が占有しているとき その第三者に対する返還の請求</p>	

現行民法	民法の改正に関する要綱仮案(H26.8. 26決定)	民法(債権関係)の改正に関する要綱案(H27. 2. 10決定)	
	<p>7 敷金 敷金について、次のような規律を設けるものとする。 (1) 貸貸人は、敷金(いかなる名義をもってするかを問わず、賃料債務その他の賃貸借に基づいて生ずる賃借人の貸貸人に対する金銭債務を担保する目的で、賃借人が貸貸人に交付する金銭をいう。以下この7において同じ。)を受け取っている場合において、<u>賃貸借が終了し、かつ、賃借物の返還を受けたとき、又は賃借人が適法に賃借権を譲渡したときは</u>、賃借人に対し、その受け取った敷金の額から賃貸借に基づいて生じた賃借人の賃貸人に対する金銭債務の額を控除した残額を返還しなければならない。</p> <p>(2) 貸貸人は、賃借人が賃貸借に基づいて生じた金銭債務を履行しないときは、敷金を当該債務の弁済に充てることができる。この場合において、賃借人は、賃貸人に対し、敷金を当該債務の弁済に充ててことを請求することができない。</p>	<p>7 敷金 敷金について、次のような規律を設けるものとする。 (1) 貸貸人は、敷金(いかなる名義をもってするかを問わず、賃料債務その他の賃貸借に基づいて生ずる賃借人の賃貸人に対する金銭の給付を目的とする債務を担保する目的で、賃借人が賃貸人に交付する金銭をいう。以下この7において同じ。)を受け取っている場合において、次に掲げるときは、賃借人に対し、その受け取った敷金の額から賃貸借に基づいて生じた賃借人の賃貸人に対する金銭の給付を目的とする債務の額を控除した残額を返還しなければならない。 <u>ア 賃貸借が終了し、かつ、賃借物の返還を受けたとき。</u> <u>イ 賃借人が適法に賃借権を譲り渡したとき。</u></p> <p>(2) 貸貸人は、賃借人が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、賃借人は、賃貸人に対し、敷金をその債務の弁済に充ててことを請求することができない。</p>	
<p>(賃貸物の修繕等) 第606条 1 賃貸人は、賃貸物の使用及び収益に必要な修繕をする義務を負う。 2 賃貸人が賃貸物の保存に必要な行為をしようとするときは、賃借人は、これを拒むことができない。</p>	<p>8 賃貸物の修繕等(民法第606条第1項関係) (1) 賃貸人は、賃貸物の使用及び収益に必要な修繕をする義務を負う。ただし、賃借人の責めに帰すべき事由によってその修繕が必要になったときは、この限りでない。 (2) 賃貸物の修繕が必要である場合において、次に<u>いずれかに該当するときは</u>、賃借人は、その修繕をすることができる。 <u>ア 賃借人が賃貸人に修繕が必要である旨を通知し、又は賃貸人がその旨を知ったにもかかわらず、賃貸人が相当の期間内に必要な修繕をしないとき。</u> <u>イ 急迫の事情があるとき。</u></p>	<p>8 賃貸物の修繕等(民法第606条第1項関係) (1) 賃貸人は、賃貸物の使用及び収益に必要な修繕をする義務を負う。ただし、賃借人の責めに帰すべき事由によってその修繕が必要となったときは、この限りでない。 (2) 賃貸物の修繕が必要である場合において、次に掲げるときは、賃借人は、その修繕をすることができる。 <u>ア 賃借人が賃貸人に修繕が必要である旨を通知し、又は賃貸人がその旨を知ったにもかかわらず、賃貸人が相当の期間内に必要な修繕をしないとき。</u> <u>イ 急迫の事情があるとき。</u></p>	
<p>(減収による賃料の減額請求) 第609条 収益を目的とする土地の賃借人は、不可抗力によって賃料より少ない収益を得たときは、その収益の額に至るまで、賃料の減額を請求することができる。ただし、宅地の賃貸借については、この限りでない。 (減収による解除) 第610条前条の場合において、同条の賃借人は、不可抗力によって引き続き一年以上賃料より少ない収益を得たときは、契約の解除をすることができる。</p>	<p>9 減収による賃料の減額請求等(民法第609条・第610条関係) 民法第609条及び第610条を削除するものとする。</p>	<p>9 減収による賃料の減額請求(民法第609条関係) 民法第609条を次のように改めるものとする。 <u>耕作又は牧畜を目的とする土地の賃借人は、不可抗力によって賃料より少ない収益を得たときは、その収益の額に至るまで、賃料の減額を請求することができる。</u></p>	
<p>(賃借物の一部滅失による賃料の減額請求等) 第611条 賃借物の一部が賃借人の過失によらないで滅失したときは、賃借人は、その滅失した部分の割合に応じて、賃料の減額を請求することができる。 2 前項の場合において、残存する部分のみでは賃借人が賃借をした目的を達することができないときは、賃借人は、契約の解除をすることができる。</p>	<p>10 賃借物の一部滅失等による賃料の減額等(民法第611条関係) (1) 賃借物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが賃借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、減額される。 (2) 賃借物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、残存する部分のみでは賃借人が賃借をした目的を達することができないときは、賃借人は、契約の解除をすることができる。</p>	<p>10 賃借物の一部滅失等による賃料の減額等(民法第611条関係) (1) 賃借物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが賃借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、減額される。 (2) 賃借物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、残存する部分のみでは賃借人が賃借をした目的を達することができないときは、賃借人は、契約の解除をすることができる。</p>	
<p>(転貸の効果) 第613条 賃借人が適法に賃借物を転貸したときは、転借人は、賃貸人に対して直接に義務を負う。この場合においては、賃料の前払をもって賃貸人に対抗することができる。 2 前項の規定は、賃貸人が賃借人に対してその権利を行使することを妨げない。</p>	<p>11 転貸の効果(民法第613条関係) (1) 賃借人が適法に賃借物を転貸したときは、転借人は、賃貸人と賃借人との間の賃貸借に基づく債務の範囲を限度として、賃貸人に対して転貸借に基づく債務を直接履行する義務を負う。 (2) (1)の場合において、転借人は、転貸借契約に定めた当期の賃料を前期の賃料の弁済期以前に支払ったことをもって賃貸人に対抗することができない。</p>	<p>11 転貸の効果(民法第613条関係) (1) 賃借人が適法に賃借物を転貸したときは、転借人は、賃貸人と賃借人との間の賃貸借に基づく賃借人の債務の範囲を限度として、賃貸人に対して転貸借に基づく債務を直接履行する義務を負う。<u>この場合においては、転貸借契約に定めた当期の賃料を前期の賃料の弁済期以前に支払ったことをもって賃貸人に対抗することができない。</u></p>	

現行民法	民法の改正に関する要綱仮案(H26.8.26決定)	民法(債権関係)の改正に関する要綱案(H27.2.10決定)	
	<p>(3) (1)及び(2)の規定は、賃貸人が賃借人に対してその権利を行使することを妨げない。</p> <p>(4) 賃借人が適法に賃借物を転貸した場合には、賃貸人は、転貸人との間の賃貸借を合意により解除したことをもって転借人に対抗することができない。ただし、当該解除の当時、転貸人の債務不履行により賃貸人と転貸人との間の賃貸借を解除することができたときは、この限りでない。</p>	<p>(2) (1)の規定は、賃貸人が賃借人に対してその権利を行使することを妨げない。(民法第613条第2項と同文)</p> <p>(3) 賃借人が適法に賃借物を転貸した場合には、賃貸人は、賃借人との間の賃貸借を合意により解除したことをもって転借人に対抗することができない。ただし、その解除の当時、賃貸人が賃借人の債務不履行による解除権を有していたときは、この限りでない。</p>	
	<p>12 賃借物の全部滅失等による賃貸借の終了 賃借物の全部滅失等による賃貸借の終了について、次のような規律を設けるものとする。 賃借物の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、賃貸借は、これによって終了する。</p>	<p>12 賃借物の全部滅失等による賃貸借の終了 賃借物の全部滅失等による賃貸借の終了について、次のような規律を設けるものとする。 賃借物の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、賃貸借は、これによって終了する。</p>	
<p>(使用貸借の規定の準用) 第616条 第594条第1項、第597条第1項及び第598条の規定は、賃貸借について準用する。</p> <p>(借主による収去) 第598条 借主は、借用物を原状に復して、これに附属させた物を収去することができる。</p>	<p>13 賃貸借終了後の収去義務及び原状回復義務(民法第616条・第598条関係)</p> <p>(1) 賃借人は、賃借物を受取った後にこれに附属させたものがある場合において、賃貸借が終了したときは、その附属させた物を収去する義務を負う。ただし、賃借物から分離することができない物又は分離するのに過分の費用を要する物については、この限りでない。</p> <p>(2) 賃借人は、賃借物を受け取った後にこれに附属させた物を収去することができる。</p> <p>(3) 賃借人は、賃借物を受け取った後にこれに生じた損傷(通常の使用及び収益によって生じた賃借物の損耗並びに賃借物の経年変化を除く。以下この(3)において同じ。)がある場合において、賃貸借が終了したときは、その損傷を原状に復する義務を負う。ただし、その損傷が賃借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</p>	<p>13 賃貸借終了後の収去義務及び原状回復義務(民法第616条・第598条関係)</p> <p>(1) 第34の4(1)及び(2)の規定は、賃貸借について準用する。</p> <p>(2) 賃借人は、賃借物を受け取った後にこれに生じた損傷(通常の使用及び収益によって生じた賃借物の損耗並びに賃借物の経年変化を除く。以下この(2)において同じ。)がある場合において、賃貸借が終了したときは、その損傷を原状に復する義務を負う。ただし、その損傷が賃借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</p>	
<p>第621条 第600条の規定は、賃貸借について準用する。 (損害賠償及び費用の償還の請求権についての期間の制限) 第600条 契約の本旨に反する使用又は収益によって生じた損害の賠償及び借主が支出した費用の償還は、貸主が返還を受けた時から一年以内に請求しなければならない。 (損害賠償及び費用の償還の請求権についての期間の制限)</p>	<p>14 損害賠償の請求権に関する期間制限(民法第621条・第600条関係)</p> <p>民法第621条(同法第600条の準用)に次の規律を付け加えるものとする。 民法第621条が準用する同法第600条に規定する損害賠償の請求権については、賃貸人が返還を受けた時から1年を経過するまでの間は、時効は、完成しない。</p>		
	<p>第34 使用貸借</p>	<p>第34 使用貸借</p>	
<p>(使用貸借) 第593条 使用貸借は、当事者の一方が無償で使用及び収益をした後に返還をすることを約して相手方からある物を受け取ることによって、その効力を生ずる。</p>	<p>1 使用貸借の成立(民法第593条関係) 使用貸借は、当事者の一方がある物を引き渡すことを約し、相手方がその引渡しを受けた物について無償で使用及び収益をして契約が終了したときに返還することを約することによって、その効力を生ずる。</p>	<p>1 使用貸借の成立(民法第593条関係) 使用貸借は、当事者の一方がある物を引き渡すことを約し、相手方がその受け取った物について無償で使用及び収益をして契約が終了したときに返還をすることを約することによって、その効力を生ずる。</p>	

現行民法	民法の改正に関する要綱仮案(H26.8. 26決定)	民法(債権関係)の改正に関する要綱案(H27. 2. 10決定)	
<p>(借用物の返還の時期) 第597条 1 借主は、契約に定めた時期に、借用物の返還をしなければならない。 2 当事者が返還の時期を定めなかったときは、借主は、契約に定めた目的に従い使用及び収益を終わった時に、返還をしなければならない。ただし、その使用及び収益を終る前であっても、使用及び収益をするのに足りる期間を経過したときは、貸主は、直ちに返還を請求することができる。 3 当事者が返還の時期並びに使用及び収益の目的を定めなかったときは、貸主は、いつでも返還を請求することができる。</p>	<p>2 使用貸借の終了(民法第597条関係) 民法第597条の規律を次のように改めるものとする。 (1) 当事者が使用貸借の期間を定めるときは、使用貸借は、その期間が満了した時に終了する。 (2) 当事者が使用貸借の期間を定めなかった場合において、使用及び収益の目的を定めるときは、使用貸借は、借主がその目的に従い使用及び収益を終わった時に終了する。</p>	<p>2 使用貸借の終了(民法第597条・第599条関係) 民法第597条第1項及び第2項本文並びに第599条の規律を次のように改めるものとする。 (1) 当事者が使用貸借の期間を定めるときは、使用貸借は、その期間が満了することによって終了する。 (2) 当事者が使用貸借の期間を定めなかった場合において、使用及び収益の目的を定めるときは、使用貸借は、借主がその目的に従い使用及び収益を終えることによって終了する。 (3) 使用貸借は、借主の死亡によって終了する。</p>	
<p>(借主の死亡による使用貸借の終了) 第599条 使用貸借は、借主の死亡によって、その効力を失う。</p>	<p>3 使用貸借の解除(民法第597条関係) 民法第597条の規律を次のように改めるものとする。 (1) 次に掲げる場合には、貸主は、契約の解除をすることができる。 ア 借主がまだ目的物を受け取っていないとき。ただし、書面による使用貸借については、この限りでない。 イ 2(2)に規定する場合において、2(2)の目的に従い借主が使用及び収益をするのに足りる期間を経過したとき。 (2) 当事者が使用貸借の期間並びに使用及び収益の目的を定めなかったときは、貸主は、いつでも契約の解除をすることができる。 (3) 借主は、いつでも契約の解除をすることができる。</p>	<p>3 使用貸借の解除(民法第597条関係) 民法第597条第2項ただし書及び第3項の規律を次のように改めるものとする。 (1) 貸主は、借主が借用物を受け取るまで、契約の解除をすることができる。ただし、書面による使用貸借については、この限りでない。 (2) 貸主は、2(2)に規定する場合において、2(2)の目的に従い借主が使用及び収益をするのに足りる期間を経過したときは、契約の解除をすることができる。 (3) 当事者が使用貸借の期間並びに使用及び収益の目的を定めなかったときは、貸主は、いつでも契約の解除をすることができる。 (4) 借主は、いつでも契約の解除をすることができる。</p>	
<p>(借主による収去) 第598条 借主は、借用物を原状に復して、これに附属させた物を収去することができる。</p>	<p>4 使用貸借終了後の収去義務及び原状回復義務(民法第598条関係) (1) 借主は、借用物を受け取った後にこれに附属させた物がある場合において、使用貸借が終了したときは、その附属させた物を収去する義務を負う。ただし、借用物から分離することができない物又は分離するのに過分の費用を要する物については、この限りでない。 (2) 借主は、借用物を受け取った後にこれに附属させた物を収去することができる。 (3) 借主は、借用物を受け取った後にこれに生じた損傷がある場合において、使用貸借が終了したときは、その損傷を原状に復する義務を負う。ただし、その損傷が借主の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</p>	<p>4 使用貸借終了後の収去義務及び原状回復義務(民法第598条関係) (1) 借主は、借用物を受け取った後にこれに附属させた物がある場合において、使用貸借が終了したときは、その附属させた物を収去する義務を負う。ただし、借用物から分離することができない物又は分離するのに過分の費用を要する物については、この限りでない。 (2) 借主は、借用物を受け取った後にこれに附属させた物を収去することができる。 (3) 借主は、借用物を受け取った後にこれに生じた損傷がある場合において、使用貸借が終了したときは、その損傷を原状に復する義務を負う。ただし、その損傷が借主の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</p>	
<p>(損害賠償及び費用の償還の請求権についての期間の制限) 第600条 契約の本旨に反する使用又は収益によって生じた損害の賠償及び借主が支出した費用の償還は、貸主が返還を受けた時から一年以内に請求しなければならない。</p>	<p>5 損害賠償の請求権に関する期間制限(民法第600条関係) 民法第600条に次の規律を付け加えるものとする。 民法第600条に規定する損害賠償の請求権については、貸主が返還を受けた時から1年を経過するまでの間は、時効は、完成しない。</p>	<p>5 損害賠償の請求権に関する期間制限(民法第600条関係) 民法第600条に次の規律を付け加えるものとする。 民法第600条の損害賠償の請求権については、貸主が返還を受けた時から1年を経過するまでの間は、時効は、完成しない。</p>	
	<p>第35 請負</p>	<p>第35 請負</p>	
	<p>1 仕事を完成することができなくなった場合等の報酬請求権 仕事を完成することができなくなった場合等の報酬請求権について、次のような規律を設けるものとする。 注文者の責めに帰することができない事由によって仕事を完成することができなくなった場合又は仕事の完成前に請負が解除された場合において、既にした仕事の結果のうち、可分な部分の給付によって注文者が利益を受けるときは、その部分を仕事の完成とみなす。この場合において、請負人は、注文者が受ける利益の限度において、報酬を請求することができる。</p>	<p>1 仕事を完成することができなくなった場合等の報酬請求権 仕事を完成することができなくなった場合等の報酬請求権について、次のような規律を設けるものとする。 次に掲げる場合において、請負人が既にした仕事の結果のうち可分な部分の給付によって注文者が利益を受けるときは、その部分を仕事の完成とみなす。 この場合において、請負人は、注文者が受ける利益の割合に応じて報酬を請求することができる。 (1) 注文者の責めに帰することができない事由によって仕事を完成することができなくなったとき。 (2) 請負人が仕事の完成前に解除されたとき。</p>	

現行民法	民法の改正に関する要綱仮案(H26.8. 26決定)	民法(債権関係)の改正に関する要綱案(H27. 2. 10決定)	
<p>(請負人の担保責任) 第634条 仕事の目的物に瑕疵があるときは、注文者は、請負人に対し、相当の期間を定めて、その瑕疵の修補を請求することができる。ただし、瑕疵が重要でない場合において、その修補に過分の費用を要するときは、この限りでない。 2 注文者は、瑕疵の修補に代えて、又はその修補とともに、損害賠償の請求をすることができる。この場合においては、第533条の規定を準用する。</p> <p>第635条 仕事の目的物に瑕疵があり、そのために契約をした目的を達することができないときは、注文者は、契約の解除をすることができる。ただし、建物その他の土地の工作物については、この限りでない。</p>	<p>2 仕事の目的物が契約の内容に適合しない場合の請負人の責任 (1) 仕事の目的物が契約の内容に適合しない場合の修補請求権(民法第634条第1項関係) 民法第634条第1項の規律を次のように改めるものとする。 仕事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、注文者は、請負人に対し、相当の期間を定めて、目的物の修補を請求することができる。</p> <p>(2) 仕事の目的物が契約の内容に適合しないことを理由とする解除(民法第635条関係) 民法第635条を削除するものとする。</p>	<p>2 仕事の目的物が契約の内容に適合しない場合の請負人の責任 (1) 仕事の目的物が契約の内容に適合しない場合の修補請求権等及び契約の解除(民法第634条・第635条関係) 民法第634条及び第635条を削除するものとする。</p>	<p>(注)この改正に伴い、民法第639条及び第640条も削除するものとする。</p>
<p>(請負人の担保責任に関する規定の不適用) 第636条 前2条の規定は、仕事の目的物の瑕疵が注文者の供した材料の性質又は注文者の与えた指図によって生じたときは、適用しない。ただし、請負人がその材料又は指図が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。</p>		<p>(2) 仕事の目的物が契約の内容に適合しない場合の請負人の責任の制限(民法第636条関係) 民法第636条の規律を次のように改めるものとする。 請負人が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない仕事の目的物を注文者に引き渡したとき(その引渡しを要しない場合)においては、仕事が終了した時に仕事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないときは、注文者は、注文者の供した材料の性質又は注文者の与えた指図によって生じた不適合を理由とする履行の追完の請求、報酬の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、請負人がその材料又は指図が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。</p>	
<p>(請負人の担保責任の存続期間) 第637条 1 前三条の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求及び契約の解除は、仕事の目的物を引き渡した時から一年以内にならなければならない。 2 仕事の目的物の引渡しを要しない場合には、前項の期間は、仕事が終了した時から起算する。</p>	<p>(3) 仕事の目的物が契約の内容に適合しない場合の注文者の権利の期間制限(民法第637条関係) 請負人が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない仕事の目的物を注文者に引き渡した場合(引渡しを要しない場合)においては、仕事が終了した時に目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合において、注文者がその不適合の事実を知った時から1年以内に当該事実を請負人に通知しないときは、注文者は、その不適合を理由とする修補の請求、報酬の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、請負人が引渡しの際(引渡しを要しない場合)においては、仕事が終了した時に目的物が契約の内容に適合しないものであることを知っていたとき又は知らなかったことにつき重大な過失があったときは、この限りでない。</p>	<p>(3) 仕事の目的物が契約の内容に適合しない場合の注文者の権利の期間制限(民法第637条関係) ア (2)本文に規定する場合において、注文者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を請負人に通知しないときは、注文者は、その不適合を理由とする履行の追完の請求、報酬の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。 イアの規定は、仕事の目的物を注文者に引き渡した時(その引渡しを要しない場合)においては、仕事が終了した時において、請負人がアの不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、適用しない。</p>	
<p>(請負人の担保責任の存続期間) 第638条1 建物その他の土地の工作物の請負人は、その工作物又は地盤の瑕疵について、引渡しの後五年間その担保の責任を負う。ただし、この期間は、石造、土造、れんが造、コンクリート造、金属造その他これらに類する構造の工作物については、十年とする。 2 工作物が前項の瑕疵によって滅失し、又は損傷したときは、注文者は、その滅失又は損傷の時から一年以内に、第634条の規定による権利を行使しなければならない。</p>	<p>(4) 仕事の目的物である土地工作物が契約の内容に適合しない場合の請負人の責任の存続期間(民法第638条関係) 民法第638条を削除するものとする。</p>	<p>(4) 仕事の目的物である土地工作物が契約の内容に適合しない場合の請負人の責任の存続期間(民法第638条関係) 民法第638条を削除するものとする。</p>	
<p>(注文者についての破産手続の開始による解除) 第642条 1 注文者が破産手続開始の決定を受けたときは、請負人又は破産管財人は、契約の解除をすることができる。この場合において、請負人は、既にした仕事の報酬及びその中に含まれていない費用について、破産財団の配当に加入することができる。</p>	<p>3 注文者についての破産手続の開始による解除(民法第642条関係) 民法第642条第1項前段の規律を、次のように改めるものとする。 (1) 注文者が破産手続開始の決定を受けたときは、破産管財人は、契約の解除をすることができる。 (2) (1)に規定する場合には、請負人は、仕事を完成しない間に限り、契約の解除をすることができる。</p>	<p>3 注文者についての破産手続の開始による解除(民法第642条関係) 民法第642条第1項前段の規律を次のように改めるものとする。 注文者が破産手続開始の決定を受けたときは、請負人又は破産管財人は、契約の解除をすることができる。ただし、請負人による契約の解除については、仕事を完成した後は、この限りでない。</p>	

現行民法	民法の改正に関する要綱仮案(H26.8. 26決定)	民法(債権関係)の改正に関する要綱案(H27. 2. 10決定)	
	第36 委任 1 受任者の自己執行義務 受任者の自己執行義務について、次のような規律を設けるものとする。 (1) 受任者は、委任者の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復受任者を選任することができない。 (2) 代理権を付与する委任において、受任者が代理権を有する復受任者を選任したときは、復受任者は、委任者に対して、その権限の範囲内において、受任者同一の権利を有し、義務を負う。	第36 委任 1 受任者の自己執行義務 受任者の自己執行義務について、次のような規律を設けるものとする。 (1) 受任者は、委任者の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復受任者を選任することができない。 (2) 代理権を付与する委任において、受任者が代理権を有する復受任者を選任したときは、復受任者は、委任者に対して、その権限の範囲内において、受任者同一の権利を有し、義務を負う。	
	2 報酬に関する規律 (1) 報酬の支払時期(民法第648条第2項関係) 報酬の支払時期に関し、民法第648条第2項に付け加えて、次のような規律を設けるものとする。 委任事務の処理により得られた成果に対して報酬を支払うことを約したときは、報酬は、その成果の引渡しと同時に、支払わなければならない。ただし、その成果が引渡しを要しないときは、民法第648条第2項本文の規定を準用する。 (2) 委任事務を処理することができなくなった場合等の報酬請求権(民法第648条第3項関係) 民法第648条第3項の規律を次のように改めるものとする。 ア 委任者の責めに帰することができない事由によって委任事務を処理することができなくなったとき又は委任が履行の途中で終了したときは、受任者は、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる。 イ 2(1)に規定する場合において、委任者の責めに帰することができない事由によって成果を得ることができなくなったとき又は成果を得る前に委任が終了したときは、既にした委任事務の処理による結果のうち、可分な部分の給付によって委任者が利益を受けるときに限り、その部分を得られた成果とみなす。この場合において、受任者は、委任者が受ける利益の限度において、報酬を請求することができる。	2 報酬に関する規律 (1) 報酬の支払時期(民法第648条第2項関係) 報酬の支払時期に関し、民法第648条第2項に付け加えて、次のような規律を設けるものとする。 委任事務の履行により得られる成果に対して報酬を支払うことを約した場合において、その成果が引渡しを要するときは、報酬は、その成果の引渡しと同時に、支払わなければならない。 (2) 委任事務を処理することができなくなった場合等の報酬請求権(民法第648条第3項関係) 民法第648条第3項の規律を次のように改めるものとする。 ア 受任者は、次に掲げる場合には、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる。 ア 委任者の責めに帰することができない事由によって委任事務の履行をすることができなくなったとき。 イ 委任が履行の途中で終了したとき。 イ 第35の1の規定は、委任事務の履行により得られる成果に対して報酬を支払うことを約した場合について準用する。	
(受任者の報酬) 第648条 1 受任者は、特約がなければ、委任者に対して報酬を請求することができない。 2 受任者は、報酬を受けるべき場合には、委任事務を履行した後でなければ、これを請求することができない。ただし、期間によって報酬を定めたときは、第624条第2項の規定を準用する。 3 委任が受任者の責めに帰することができない事由によって履行の途中で終了したときは、受任者は、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる。			
(委任の解除) 第651条 1 委任は、各当事者がいつでもその解除をすることができる。 2 当事者の一方が相手方に不利な時期に委任の解除をしたときは、その当事者の一方は、相手方の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があったときは、この限りでない。	3 委任契約の任意解除権(民法第651条関係) 民法第651条第2項の規律を次のように改めるものとする。 民法第651条第1項の規定による委任の解除が次のいずれかに該当するときは、その解除をした者は、相手方の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があったときは、この限りでない。 (1) 当事者の一方が相手方に不利な時期に委任を解除したとき。 (2) 委任者が受任者の利益(専ら報酬を得ることによるものを除く。)をも目的とする委任を解除したとき。	3 委任契約の任意解除権(民法第651条関係) 民法第651条第2項の規律を次のように改めるものとする。 民法第651条第1項の規定により委任の解除をした者は、次に掲げる場合には、相手方の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があったときは、この限りでない。 (1) 相手方に不利な時期に委任を解除したとき。 (2) 委任者が受任者の利益(専ら報酬を得ることによるものを除く。)をも目的とする委任を解除したとき。	
※(期間の定めのない雇用の解約の申入れ) 第627条1.当事者が雇用の期間を定めなかったときは、各当事者は、いつでも解約の申入れをすることができる。この場合において、雇用は、解約の申入れの日から二週間を経過することによって終了する。 2.期間によって報酬を定めた場合には、解約の申入れは、次期以後についてすることができる。ただし、その解約の申入れは、当期の前半にしなければならない。 3.六箇月以上の期間によって報酬を定めた場合には、前項の解約の申入れは、三カ月前にしなければならない。	第37 雇用 1 報酬に関する規律(労働に従事することができなくなった場合等の報酬請求権) 労働に従事することができなくなった場合等の報酬請求権について、次のような規律を設けるものとする。 使用者の責めに帰することができない事由によって労働に従事することができなくなったとき又は雇用が履行の途中で終了したときは、労働者は、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる。	第37 雇用 1 報酬に関する規律(労働に従事することができなくなった場合等の報酬請求権) 労働に従事することができなくなった場合等の報酬請求権について、次のような規律を設けるものとする。 労働者は、次に掲げる場合には、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる。 (1) 使用者の責めに帰することができない事由によって労働に従事することができなくなったとき。 (2) 雇用が履行の途中で終了したとき。	

現行民法	民法の改正に関する要綱仮案(H26.8. 26決定)	民法(債権関係)の改正に関する要綱案(H27. 2. 10決定)	
(期間の定めのある雇用の解除) 第626条 1 雇用の期間が五年を超え、又は雇用が当事者の一方若しくは第三者の終身の間継続すべきときは、当事者の一方は、五年を経過した後、いつでも契約の解除をすることができる。ただし、この期間は、 <u>商工業の見習を目的とする雇用については、十年とする。</u> 2 前項の規定により契約の解除をしようとするときは、三箇月前にその予告をしなければならない。	2 期間の定めのある雇用の解除(民法第626条関係) (1) 雇用の期間が5年を超え、又はその終期が不確定であるときは、当事者の一方は、5年を経過した後、いつでも契約を解除することができる。 (2) (1)により契約の解除をしようとするときは、使用者は3箇月前に、労働者は2週間前にその予告をしなければならない。	2 期間の定めのある雇用の解除(民法第626条関係) (1) 雇用の期間が5年を超え、又はその終期が不確定であるときは、当事者の一方は、5年を経過した後、いつでも契約の解除をすることができる。 (2) (1)の規定により契約の解除をしようとする者は、それが使用者であるときは3箇月前、労働者であるときは2週間前に、その予告をしなければならない。	
	3 期間の定めのない雇用の解約の申入れ(民法第627条関係) 民法第627条第2項及び第3項の規律を次のように改めるものとする。 (1) 期間によって報酬を定めた場合には、使用者からの解約の申入れは、次期以後についてすることができる。ただし、その解約の申入れは、当期の前半にしなければならない。 (2) 6箇月以上の期間によって報酬を定めた場合には、(1)の解約の申入れは、3箇月前にしなければならない。	3 期間の定めのない雇用の解約の申入れ(民法第627条関係) 民法第627条第2項及び第3項の規律を次のように改めるものとする。 (1) 期間によって報酬を定めた場合には、使用者からの解約の申入れは、次期以後についてすることができる。ただし、その解約の申入れは、当期の前半にしなければならない。 (2) 6箇月以上の期間によって報酬を定めた場合には、(1)の解約の申入れは、3箇月前にしなければならない。(民法第627条第3項と同文)	
(寄託) 第657条 寄託は、当事者の一方が相手方のために保管することを約してある物を受け取ることによって、その効力を生ずる。	第38 寄託 1 寄託契約の成立(民法第657条関係) (1) 要物性の見直し 民法第657条の規律を次のように改めるものとする。 寄託は、当事者の一方が相手方のためにある物を保管することを約し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる。	第38 寄託 1 寄託契約の成立(民法第657条関係) (1) 要物性の見直し 民法第657条の規律を次のように改めるものとする。 寄託は、当事者の一方がある物を保管することを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる。	
	(2) 寄託者の解除権 寄託者の解除権について、次のような規律を設けるものとする。 寄託者は、受寄者が寄託物を受け取るまで、契約の解除をすることができる。この場合において、当該契約の解除によって受寄者に損害が生じたときは、受寄者は、その損害の賠償を請求することができる。	(2) 寄託者の解除権 寄託者の解除権について、次のような規律を設けるものとする。 寄託者は、受寄者が寄託物を受け取るまで、契約の解除をすることができる。この場合において、 <u>受寄者は、その契約の解除によって損害を受けたときは、寄託者に対し、その賠償を請求することができる。</u>	
	(3) 無償寄託における受寄者の解除権 無償寄託における受寄者の解除権について、次のような規律を設けるものとする。 無償の寄託の受寄者は、寄託物を受け取るまでは、契約の解除をすることができる。ただし、書面による寄託については、この限りでない。	(3) 無償寄託における受寄者の解除権 無償寄託における受寄者の解除権について、次のような規律を設けるものとする。 無報酬の受寄者は、寄託物を受け取るまで、契約の解除をすることができる。ただし、書面による寄託については、この限りでない。	
	(4) 寄託物が引き渡されない場合における受寄者の解除権 受寄者の解除権について、次のような規律を設けるものとする。 <u>有償の寄託又は書面による無償の寄託の受寄者は、寄託物を受け取るべき時期を経過したにもかかわらず、寄託者が寄託物を引き渡さない場合において、相当の期間を定めてその引渡しの催告をし、その期間内に引渡しがないときは、契約の解除をすることができる。</u>	(4) 寄託物が引き渡されない場合における受寄者の解除権 受寄者の解除権について、次のような規律を設けるものとする。 受寄者(無報酬で寄託を受けた場合にあっては、書面による寄託の受寄者に限る。)は、寄託物を受け取るべき時期を経過したにもかかわらず、寄託者が寄託物を引き渡さない場合において、相当の期間を定めてその引渡しの催告をし、その期間内に引渡しがないときは、契約の解除をすることができる。	
(寄託物の使用及び第三者による保管) 第658条 1 受寄者は、寄託者の承諾を得なければ、寄託物を使用し、又は第三者にこれを保管させることができない。 2 第105条及び第107条第2項の規定は、受寄者が第三者に寄託物を保管させることができる場合について準用する。	2 受寄者の自己執行義務等(民法第658条関係) (1) 受寄者の自己執行義務 民法第658条第1項の規律を次のように改めるものとする。 ア 受寄者は、寄託者の承諾を得なければ、寄託物を使用することができない。 イ 受寄者は、寄託者の承諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、寄託物を第三者に保管させることができない。 (2) 再受寄者の選任及び監督に関する受寄者の責任 民法第658条第2項の規律を次のように改めるものとする。 再受寄者は、寄託者に対し、その権限の範囲内において、受寄者と同一の権利を有し、義務を負う。	2 受寄者の自己執行義務等(民法第658条関係) (1) 受寄者の自己執行義務 民法第658条第1項の規律を次のように改めるものとする。 ア 受寄者は、寄託者の承諾を得なければ、寄託物を使用することができない。 イ 受寄者は、寄託者の承諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、寄託物を第三者に保管させることができない。 (2) 再受寄者の選任及び監督に関する受寄者の責任 民法第658条第2項の規律を次のように改めるものとする。 再受寄者は、寄託者に対して、その権限の範囲内において、受寄者と同一の権利を有し、義務を負う。	

現行民法	民法の改正に関する要綱仮案(H26.8. 26決定)	民法(債権関係)の改正に関する要綱案(H27. 2. 10決定)	
<p>(受寄者の通知義務) 第660条 寄託物について権利を主張する第三者が受寄者に対して訴えを提起し、又は差押え、仮差押え若しくは仮処分をしたときは、受寄者は、遅滞なくその事実を寄託者に通知しなければならない。</p>	<p>3 寄託物についての第三者の権利主張(民法第660条関係) (1) 受寄者の通知義務 民法第660条の規律を次のように改めるものとする。 寄託物について権利を主張する第三者が受寄者に対して訴えを提起し、又は差押え、仮差押え若しくは仮処分をしたときは、受寄者は、遅滞なくその事実を寄託者に通知しなければならない。ただし、寄託者が既にこれを知っているときは、この限りでない。 (2) 寄託物についての第三者による権利主張 寄託物についての第三者による権利主張について、次のような規律を設けるものとする。 ア 第三者が寄託物について権利を主張する場合であっても、受寄者は、寄託者の指図がない限り、寄託者に対しその寄託物を返還しなければならない。ただし、受寄者が(1)の通知をした場合又は(1)ただし書の規定によりその通知を要しない場合において、その寄託物をその第三者に引き渡すべきことを命ずる確定判決(確定判決と同一の効力を有するものを含む。)があったときであつて、その第三者にその寄託物を引き渡したときは、この限りでない。 イ 受寄者は、アの規定により寄託者に対して寄託物を返還しなければならない場合には、寄託者にその寄託物を引き渡したことによって第三者に損害が生じたときであっても、その賠償の責任を負わない。</p>	<p>3 寄託物についての第三者の権利主張(民法第660条関係) (1) 受寄者の通知義務 民法第660条の規律を次のように改めるものとする。 寄託物について権利を主張する第三者が受寄者に対して訴えを提起し、又は差押え、仮差押え若しくは仮処分をしたときは、受寄者は、遅滞なくその事実を寄託者に通知しなければならない。ただし、寄託者が既にこれを知っているときは、この限りでない。 (2) 寄託物についての第三者による権利主張 寄託物についての第三者による権利主張について、次のような規律を設けるものとする。 ア 第三者が寄託物について権利を主張する場合であっても、受寄者は、寄託者の指図がない限り、寄託者に対しその寄託物を返還しなければならない。ただし、受寄者が(1)の通知をした場合又は(1)ただし書の規定によりその通知を要しない場合において、その寄託物をその第三者に引き渡すべき旨を命ずる確定判決(確定判決と同一の効力を有するものを含む。)があったときであつて、その第三者にその寄託物を引き渡したときは、この限りでない。 イ 受寄者は、アの規定により寄託者に対して寄託物を返還しなければならない場合には、寄託者にその寄託物を引き渡したことによって第三者に損害が生じたときであっても、その賠償の責任を負わない。</p>	
	<p>4 寄託物の一部滅失又は損傷の場合における寄託者の損害賠償請求権及び受寄者の費用償還請求権の短期期間制限 寄託物の一部滅失又は損傷の場合における寄託者の損害賠償請求権及び受寄者の費用償還請求権の短期期間制限について、次のような規律を設けるものとする。 (1) 返還された寄託物の一部滅失又は損傷があつた場合の損害の賠償及び受寄者が支出した費用の償還は、寄託者が返還を受けた時から1年以内に請求しなければならない。 (2) (1)の損害賠償の請求権については、寄託者が返還を受けた時から1年を経過するまでの間は、時効は、完成しない。</p>	<p>4 寄託物の一部滅失又は損傷の場合における寄託者の損害賠償請求権及び受寄者の費用償還請求権の短期期間制限 寄託物の一部滅失又は損傷の場合における寄託者の損害賠償請求権及び受寄者の費用償還請求権の短期期間制限について、次のような規律を設けるものとする。 (1) 寄託物の一部滅失又は損傷によって生じた損害の賠償及び受寄者が支出した費用の償還は、寄託者が返還を受けた時から1年以内に請求しなければならない。 (2) (1)の損害賠償の請求権については、寄託者が返還を受けた時から1年を経過するまでの間は、時効は、完成しない。</p>	
<p>(寄託者による返還請求) 第662条 当事者が寄託物の返還の時期を定めたときであっても、寄託者は、いつでもその返還を請求することができる。</p>	<p>5 寄託者による返還請求(民法第662条関係) 当事者が寄託物の返還の時期を定めたときであっても、寄託者は、いつでもその返還を請求することができる。この場合において、寄託者がその時期の前に返還を請求したことによって受寄者に損害が生じたときは、受寄者は、その損害の賠償を請求することができる。</p>	<p>5 寄託者による返還請求(民法第662条関係) (1) 当事者が寄託物の返還の時期を定めたときであっても、寄託者は、いつでもその返還を請求することができる。(民法第662条と同一) (2) (1)に規定する場合において、受寄者は、寄託者がその時期の前に返還を請求したことによって損害を受けたときは、寄託者に対し、その賠償を請求することができる。</p>	
	<p>6 混合寄託 混合寄託について、次のような規律を設けるものとする。 (1) 複数の者が寄託した物の種類及び品質が同一である場合には、受寄者は、各寄託者の承諾を得たときに限り、これらを混合して保管することができる。 (2) (1)の規定に基づき受寄者が複数の寄託者からの寄託物を混合して保管したときは、寄託者は、その寄託した数量の物の返還を請求することができる。 (3) (1)の規定に基づき受寄者が複数の寄託者からの寄託物を混合して保管した場合において、寄託物の一部が滅失したときは、寄託者は、その寄託した物の数量の割合に応じた物の返還を請求することができる。</p>	<p>6 混合寄託 混合寄託について、次のような規律を設けるものとする。 (1) 複数の者が寄託した物の種類及び品質が同一である場合には、受寄者は、各寄託者の承諾を得たときに限り、これらを混合して保管することができる。 (2) (1)の規定に基づき受寄者が複数の寄託者からの寄託物を混合して保管したときは、寄託者は、その寄託した物と同じ数量の物の返還を請求することができる。 (3) (2)に規定する場合において、寄託物の一部が滅失したときは、寄託者は、混合して保管されている総寄託物に対するその寄託した物の割合に応じた数量の物の返還を請求することができる。</p>	

現行民法	民法の改正に関する要綱仮案(H26.8. 26決定)	民法(債権関係)の改正に関する要綱案(H27. 2. 10決定)	
(消費寄託) 第666条 1 第五節(消費貸借)の規定は、受寄者が契約により寄託物を消費することができる場合について準用する。 2 前項において準用する第591条第1項の規定にかかわらず、前項の契約に返還の時期を定めなかったときは、寄託者は、いつでも返還を請求することができる。	7 消費寄託 民法第666条の規律を次のように改めるものとする。 (1) 受寄者が契約により寄託物を消費することができる場合には、受寄者は、寄託された物と種類、品質及び数量の同じ物をもって返還しなければならない。	7 消費寄託(民法第666条関係) 民法第666条の規律を次のように改めるものとする。 (1) 受寄者が契約により寄託物を消費することができる場合には、受寄者は、寄託された物と種類、品質及び数量の同じ物をもって返還しなければならない。	
(貸主の担保責任) 第590条 1 利息付きの消費貸借において、物に隠れた瑕疵があったときは、貸主は、瑕疵がない物をもってこれに代えなければならない。この場合においては、損害賠償の請求を妨げない。 2 無利息の消費貸借においては、借主は、瑕疵がある物の価額を返還することができる。この場合において、貸主がその瑕疵を知りながら借主に告げなかったときは、前項の規定を準用する。	(2) 民法第590条及び第592条の規定は、(1)の場合について準用する。	(2) 第32の5(2)及び(3)並びに民法第592条の規定は、(1)に規定する場合について準用する。	
(返還の時期) 第591条 当事者が返還の時期を定めなかったときは、貸主は、相当の期間を定めて返還の催告をすることができる。 2 借主は、いつでも返還をすることができる。	(3) 民法第591条第2項(第32の6参照)の規定は、預金又は貯金に係る契約により金銭を寄託した場合について準用する。	(3) 第32の6の規定は、預金又は貯金に係る契約により金銭を寄託した場合について準用する。	
	第39 組合	第39 組合	
	1 契約総則の規定の不適用 組合契約に対する契約総則の規定の不適用について、次のような規律を設けるものとする。 (1) 民法第533条及び第536条の規定は、組合契約については、適用しない。 (2) 組合員は、他の組合員が組合契約に基づく債務の履行をしない場合であっても、組合契約を解除することができない。	1 契約総則の規定の不適用 組合契約に対する契約総則の規定の不適用について、次のような規律を設けるものとする。 (1) 民法第533条及び第536条の規定は、組合契約については、適用しない。 (2) 組合員は、他の組合員が組合契約に基づく債務の履行をしないことを理由として、組合契約を解除することができない。	(同時履行の抗弁) 第533条 双務契約の当事者の一方は、相手方がその債務の履行を提供するまでは、自己の債務の履行を拒むことができる。ただし、相手方の債務が弁済期にないときは、この限りでない。 (債務者の危険負担等) 第536条 1 前2条に規定する場合を除き、当事者双方の責めに帰ることができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債務者は、反対給付を受ける権利を有しない。 2 債権者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは、債務者は、反対給付を受ける権利を失わない。この場合において、自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを債権者に償還しなければならない。
	2 組合員の一人についての意思表示の無効等 組合員の一人についての意思表示の無効等について、次のような規律を設けるものとする。 組合員の一人について意思表示の無効又は取消しの原因があっても、他の組合員の間においては、組合契約は、その効力を妨げられない。	2 組合員の一人についての意思表示の無効等 組合員の一人についての意思表示の無効等について、次のような規律を設けるものとする。 組合員の一人について意思表示の無効又は取消しの原因があっても、他の組合員の間においては、組合契約は、その効力を妨げられない。	
(組合員に対する組合の債権者の権利の行使) 第675条 組合の債権者は、その債権の発生の際に組合員の損失分担の割合を知らなかったときは、各組合員に対して等しい割合でその権利を行使することができる。	3 組合の債権者の権利の行使(民法第675条関係) 民法第675条の規律を次のように改めるものとする。 (1) 組合の債権者は、組合財産についてその権利を行使することができる。 (2) 組合の債権者は、各組合員に対して等しい割合でその権利を行使することができる。ただし、組合の債権者がその債権の発生の際に各組合員の損失分担の割合を知っていたときは、その割合による。	3 組合の債権者の権利の行使(民法第675条関係) 民法第675条の規律を次のように改めるものとする。 (1) 組合の債権者は、組合財産についてその権利を行使することができる。 (2) 組合の債権者は、その選択に従い、各組合員に対して損失分担の割合又は等しい割合でその権利を行使することができる。ただし、組合の債権者がその債権の発生の際に各組合員の損失分担の割合を知っていたときは、その割合による。	

現行民法	民法の改正に関する要綱仮案(H26.8. 26決定)	民法(債権関係)の改正に関する要綱案(H27. 2. 10決定)	
<p>(組合員の持分の処分及び組合財産の分割) 第676条 1 組合員は、組合財産についてその持分を処分したときは、その処分をもって組合及び組合と取引をした第三者に対抗することができない。 2 組合員は、清算前に組合財産の分割を求めることができない。</p> <p>(組合の債務者による相殺の禁止) 第677条 組合の債務者は、その債務と組合員に対する債権とを相殺することができない。</p>	<p>4 組合員の持分の処分等(民法第676条関係) 組合員の持分の処分等について、次のような規律を設けるものとする。 (1) 組合員の債権者は、組合財産についてその権利を行使することができない。 (2) 組合員は、組合財産である債権について、その持分についての権利を単独で行使することができない。</p>	<p>4 組合員の持分の処分等(民法第676条・第677条関係) (1) 民法第676条に次の規律を付け加えるものとする。 組合員は、組合財産である債権について、その持分についての権利を単独で行使することができない。 (2) 民法第677条の規律を次のように改めるものとする。 組合員の債権者は、組合財産についてその権利を行使することができない。</p>	
<p>(業務の執行の方法) 第670条 組合の業務の執行は、組合員の過半数で決する。</p> <p>2 前項の業務の執行は、組合契約でこれを委任した者(次項において「業務執行者」という。)が数人あるときは、その過半数で決する。 3 組合の常務は、前2項の規定にかかわらず、各組合員又は各業務執行者が単独で行うことができる。ただし、その完了前に他の組合員又は業務執行者が異議を述べたときは、この限りでない。</p>	<p>5 業務執行者がいない場合における組合の業務執行(民法第670条第1項関係) 民法第670条第1項の規律を次のように改めるものとする。 組合の業務は、組合員の過半数をもって決定し、各組合員がこれを執行する。</p> <p>6 業務執行者がある場合における組合の業務執行(民法第670条第2項関係) 民法第670条第2項の規律を次のように改めるものとする。 (1) 組合の業務の決定及び執行は、組合契約の定めるところにより、一人又は数人の組合員又は第三者に委任することができる。 (2) (1)の委任を受けた者(以下この6及び7において「業務執行者」という。)は、組合の業務を決定し、これを執行する。この場合において、業務執行者が数人あるときは、組合の業務は、業務執行者の過半数をもって決定し、各業務執行者がこれを執行する。 (3) (2)の規定にかかわらず、総組合員の同意によって組合の業務を決定し、又は執行することは、妨げられない。</p>	<p>5 業務執行者がいない場合における組合の業務執行(民法第670条第1項関係) 民法第670条第1項の規律を次のように改めるものとする。 組合の業務は、組合員の過半数をもって決定し、各組合員がこれを執行する。</p> <p>6 業務執行者がある場合における組合の業務執行(民法第670条第2項関係) 民法第670条第2項の規律を次のように改めるものとする。 (1) 組合の業務の決定及び執行は、組合契約の定めるところにより、一人又は数人の組合員又は第三者に委任することができる。 (2) (1)の委任を受けた者(以下「業務執行者」という。)は、組合の業務を決定し、これを執行する。この場合において、業務執行者が数人あるときは、組合の業務は、業務執行者の過半数をもって決定し、各業務執行者がこれを執行する。 (3) (2)の規定にかかわらず、組合の業務については、総組合員の同意によって決定し、又は総組合員が執行することを妨げない。</p>	
	<p>7 組合代理 組合代理について、次のような規律を設けるものとする。 (1) 各組合員が他の組合員を代理して組合の業務を執行するには、組合員の過半数の同意を得なければならない。ただし、組合の常務は、各組合員が単独で他の組合員を代理して行うことができる。 (2) 業務執行者があるときは、(1)の規定にかかわらず、業務執行者のみが組合員を代理する権限を有する。 (3) 業務執行者が数人ある場合において、各業務執行者が組合員を代理して組合の業務を執行するには、業務執行者の過半数の同意を得なければならない。ただし、組合の常務は、各業務執行者が単独で組合員を代理して行うことができる。</p>	<p>7 組合代理 組合代理について、次のような規律を設けるものとする。 (1) 各組合員が組合員の過半数の同意を得たときは、その組合員は、他の組合員を代理して、組合の業務を執行することができる。 (2) (1)の規定にかかわらず、業務執行者があるときは、業務執行者のみが組合員を代理して組合の業務を執行することができる。この場合において、業務執行者が数人あるときは、各業務執行者は、業務執行者の過半数の同意を得たときに限り、組合員を代理して組合の業務を執行することができる。 (3) 組合の常務は、(1)及び(2)の規定にかかわらず、各組合員又は各業務執行者が単独で組合員を代理して行うことができる。</p>	
	<p>8 組合員の加入 組合員の加入について、次のような規律を設けるものとする。 (1) 組合員は、その全員の同意によって、又は組合契約の定めるところにより、新たに組合員を加入させることができる。 (2) (1)の規定により組合の成立後に加入した組合員は、その加入前に生じた組合の債務については、これを弁済する責任を負わない。</p>	<p>8 組合員の加入 組合員の加入について、次のような規律を設けるものとする。 (1) 組合員は、その全員の同意によって、又は組合契約の定めるところにより、新たに組合員を加入させることができる。 (2) (1)の規定により組合の成立後に加入した組合員は、その加入前に生じた組合の債務については、これを弁済する責任を負わない。</p>	

現行民法	民法の改正に関する要綱仮案(H26.8. 26決定)	民法(債権関係)の改正に関する要綱案(H27. 2. 10決定)	
	<p>9 組合員の脱退 組合員の脱退について、次のような規律を設けるものとする。 (1) 脱退した組合員は、その脱退前に生じた組合の債務については、これを弁済する責任を負う。この場合において、債権者が全部の弁済を受けない間は、脱退した組合員は、組合に担保を供させ、又は組合に対して自己に免責を得させることを請求することができる。 (2) 脱退した組合員は、(1)に規定する組合の債務を弁済したときは、組合に対して求償権を行使することができる。</p>	<p>9 組合員の脱退 組合員の脱退について、次のような規律を設けるものとする。 (1) 脱退した組合員は、その脱退前に生じた組合の債務について、<u>従前の責の範囲内</u>でこれを弁済する責任を負う。この場合において、債権者が全部の弁済を受けない間は、脱退した組合員は、組合に担保を供させ、又は組合に対して自己に免責を得させることを請求することができる。 (2) 脱退した組合員は、(1)に規定する組合の債務を弁済したときは、組合に対して求償権を有する。</p>	
<p>(組合の解散事由) 第682条 組合は、その目的である事業の成功又はその成功の不能によって解散する。</p>	<p>10 組合の解散事由(民法第682条関係) 民法第682条の規律を次のように改めるものとする。 組合は、次に掲げる事由によって解散する。 (1) 組合の目的である事業の成功又はその成功の不能 (2) 組合契約で定めた存続期間の満了 (3) 組合契約で定めた解散の事由の発生 (4) 総組合員の同意</p>	<p>10 組合の解散事由(民法第682条関係) 民法第682条の規律を次のように改めるものとする。 組合は、次に掲げる事由によって解散する。 (1) 組合の目的である事業の成功又はその成功の不能 (2) 組合契約で定めた存続期間の満了 (3) 組合契約で定めた解散の事由の発生 (4) 総組合員の同意</p>	
		<p><u>第40 その他</u> <u>その他所要の規定を整備するものとする。</u></p>	